

第一章 京都祇園祭の山鉾行事の近代資料

「明治三十一年鉾町神事当番諸用記録」解説

村山弘太郎

はじめに

本史料「明治三十一年鉾町神事当番諸用記録」は、長刀鉾町、岩戸山町、船鉾町（袋屋町）、月鉾町、北観音山町（六角町）、南観音山町（百足屋町）、放下鉾町（小結棚町）、鶏鉾町、函谷鉾町の九つの山鉾町^(一)が一年交代で順番に鉾当番町として、担当年の山鉾巡行に関わる対外的な手続きや折衝、また山鉾町間での諸連絡などを記録したもので、『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査 Ⅱ』（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二）で翻刻・紹介した「明治九年鉾町々神事諸用記載帳」の後を補うものである。

収録されるのは明治三十一年（一八九八）から大正十五年（一九二六）の期間で、祇園祭山鉾連合会の創設年である大正十二年（一九二三）を含む。当該時期は明治三十七年（一九〇四）の日露戦争や、大正三年（一九一四）からはじまる第一次世界大戦と、その終結に続く戦後恐慌、さらには米騒動など、複雑な社会情勢・経済動向の渦中にあり、また近代的都市インフラである電線、電話線、ガス管、京都市営電気軌道などが敷設され、京都の景観が大きく変わった時代でもある。

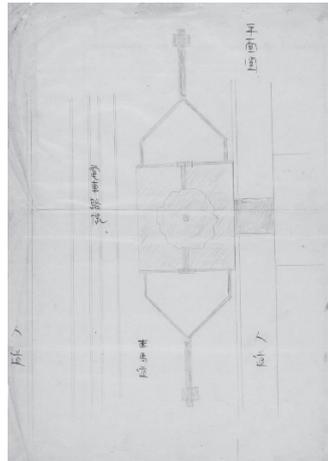
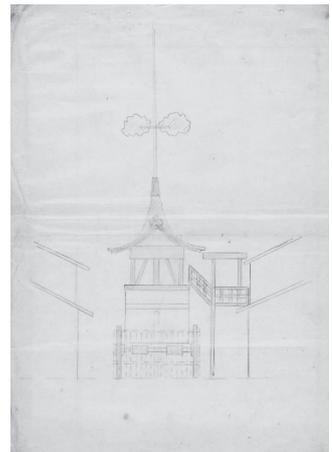
形態は冊子であり、全丁野紙が使用されている。冒頭の明治三十一年から四十二年までは「石板」とある野紙が使用されているが、それ以降の野紙の種類は年度により異なっていること、また大正十二年、十三年、十五年分がそれぞれ紙縫りで留められていることなどから、当初は野紙で作成

した冊子を使用していたが、途中からは鉾当番町が任意の野紙を使用して年度ごとに作成し、それを後年に冊子に仕立て、「明治参拾壹年 鉾町神事当番諸用記録」と記された表紙と、「長刀鉾町 函谷鉾町 月鉾町 放下鉾町 鶏鉾町 岩戸山町 船鉾町 ^南観音山町 ^北観音山町」と鉾当番町が列記された裏表紙を付したものだと考えられる。

記載される内容は、囃子温習届、補助金受取方通知、諸車通行停止願、山鉾順番願、山鉾通行願、電線切断・復旧願などの写が中心であり、何らかの問題が発生した場合には、その対処なども記述されることになる。しかし史料の性格としては山鉾巡行に関わるすべての記録というより、諸届や諸願の提出先や書式などが重視された時期もあったようであり、明治三十三年（一九〇〇）から明治三十七年（一九〇四）と明治四十一年は「諸願届等例規ニヨリ其筋へ差出スヘキモノハ渾テ前年ノ書式ニ遵拠シ取扱候」といったように極めて簡略に記されている。なお明治天皇諒闇中の大正二年（一九一四）は記述が無いが、明治四十五年の鉾当番町が南観音山町（百足屋町）、大正三年は鶏鉾町で、当番が飛んでいないことを考えると、当番を担当した放下鉾町（小結棚町）により当番諸用記録は作成されたものの、何らかの理由により本史料の中に一括されなかった可能性が高い。

また本来は「諸書類入箱」や「当番箱」と称される、本史料を含む当番鉾町の事務書類を入れた木箱^(二)に別置すべき献金領収証や道路占有願およびその添付図などが綴じ込まれている年度もあり、記載内容は形式に明確な基準はなく、担当する鉾当番町の自由に任せられていたのである。

近代的な都市インフラが整備され、都市景観が目まぐるしく変化していく状況の中で、祇園祭山鉾行事がどのような経験をしたのか、本史料からはその一端を垣間見ることができる非常に重要な史料である。



道路占用願に添付された鉾建図。
右上は大正12年度（翻刻文P111）、右下および左上は大正14年度（翻刻文P122）。

本稿では以下、京都における近代的都市インフラの整備について先学に学びながら概観して本史料を読む際の道標としつつ、本史料からわかるそれらへの対応について指摘したい。

電線・電話線の切断と復旧

空中に架線される電線や、電話線をはじめとする通信線、そしてそれを支える電柱の敷設は、日本の近代化を象徴するものであり、日常生活の質の向上に寄与するところも大きかったが、前近代から継承される祭や祭礼は、その形式や形態の変化を余儀なくされる場合もあった。この問題は日本全国で発生し、そして現在でも毎年の祭日に合わせて対応する必要が生

じている。祇園祭山鉾巡行もその例外ではなかった。

京都で初めて電灯が灯されるのは、明治十七年（一八八四）の第一三回博覧会の際、祇園歌舞練場で開催された都踊の夜間照明であった（京都市一九七五）。しかし市内に普及するようになるのは蹴上発電所の完成・送電の開始を待たなければならない。明治十八年（一八八五）に着工した琵琶湖疏水は、同二十三年三月に竣工した。竣工に先立ち、同年一月には蹴上発電所が着工し、翌年五月に完成して十一月からは工業用送電を開始した。対して電灯に用いる電力は同二十二年七月に開業した京都電灯株式会社などに供給された。明治二十五年（一八九二）、市参事会が電灯会社内に市内主要地点における市費での街灯設置を命じたのを皮切りに、明治二十九年（一八九六）までに五七五基、さらに翌年にかけて一五一基の市設街灯が設置された（京都市市政史編さん委員会編 二〇〇九）。

電信は、政府が電網の敷設に着手した明治五年（一八七二）、京都においても西京電信局が設置され試業開信された。また電話は明治二十年（一八八七）疎水工事に電話敷設が行われたが、一般普及するのは明治二十九年（一八九六）に京都電話交換局が設置され電話加入受付を開始したことに始まる。市内通話の交換は翌三十年に開始され、やがて京阪神間での通話も可能となった。日清戦争後の企業ブームにともない電話回線は増加し、明治四十年（一九〇七）には加入件数四〇〇〇、大正七年（一九一八）には二万台を超えることとなった（京都市 一九七五）。

当番鉾町が電灯会社への手続きを始めたことを確認できるのは明治二十六年（一八九三）からである。ここでは「電灯会社へ通行届ヲ為ス」とあるのみで、架線や電柱による山鉾巡行への干渉がどれだけ発生したのかはあきらかにならない。翌二十七年は記載がないが、二十八年には「電

灯会社へ鉾建并通行筋差支日限時刻等、電灯線取払差出候事」と、京都電灯株式会社に山鉾建と巡行のスケジュールを伝えるとともに、電灯線の取り払いを依頼していることがわかる（公益財団法人祇園祭山鉾連合会二〇二二）。つまり明治二十五年の街灯設置以降、このころにはすでに電灯用の架線が山鉾建や山鉾巡行に影響を与えていたのである。

また電話線についても、本史料の明治三十一年度末尾に「本年ハ、六月上旬ヨリ電話柱架設相成候ニ付彼是手数相掛り、漸々最後ニ至リ協議纏り通路障碍ナク相済候」とあり、電話柱の敷設が山鉾巡行圏内でも始まり、それが巡行に影響を与え始めていたことをうかがうことができる。これらことから、先に確認した京都における街灯設置や電話の普及と同時に、山鉾町はそれらへの対応が迫られたことがあきらかになる。

なお電話線については、その切断・復旧願を当初は京都疏水水利事務所へと提出していたが、京都電話交換局、西部通信局、大阪通信局へと、水利事務所と重複しながら宛先が二転三転し、さらには警察電話も登場することで煩雑化する。

また明治四十二年（一九〇九）には一か所の電信柱や架線が障害となり、その対応を依頼している。このような状況は前年までは見られなかったことであり、急速に電話加入が増加することで、その設備敷設に対しての監視の目が行き届かなくなっていたことが推察される。

ガスの埋設と京都市電の敷設

近代的な都市改造、つまりは都市インフラの敷設が山鉾巡行に与えた影響についてはこれまでも指摘されてきた。なかでもガス管理設と京都市電の敷設は、山鉾巡行の実施が危ぶまれるほどの事態となったとされている。

京都でのガスの供給は明治四十三年（一九一〇）の京都瓦斯株式会社の開業に始まる。下京区中堂寺坊城町の工場から供給されたガスの大部分は灯火用であった。当時すでに京都市内には一〇万灯近くの電灯が普及していたが、低性能であり、かつ高価であったために、安価で明るいガス需要は急速に伸びた。京都瓦斯は大正二年（一九一三）には資本を倍増し、遅れて開業した伏見瓦斯の買収もおこない、大正四年（一九一五）には埋管延長約二五四キロメートル、契約戸数も二万六〇〇〇戸となった（京都市一九七五）。

市街での交通は明治初年以來、人力車・乗合馬車などにより多少の進展は見せていたものの、大量輸送機関が求められていた。そこに登場するのが電車軌道であった。明治二十八年（一八九五）に開業した京都電気鉄道会社は日本最初の営業用電気鉄道でもあり、同年の第四回内国勸業博覧会の見物客輸送のために営業を開始した。その後市街電車として順調に成長していたが、京都市営電気軌道の登場により競合することとなり、大正七年（一九一八）に合併された。

京都市営電気軌道、いわゆる「市電」の建設は、第二代京都市長・西郷菊次郎により提案された都市基盤整備事業である三大事業の一環として行われた。なお三大事業とは、第二琵琶湖疏水開削、上水道整備、道路拡築を指す。市営電気軌道の開発は、道路拡築工事と並行して着手された。明治四十一年（一九〇八）に始まった工事は明治四十五年第一期工事の大半を完成させ、同年六月十一日に営業を開始した（京都市一九七五）。

「祇園会山鉾調査会」設立

明治四十三年の京都瓦斯による京都市内各所におけるガス管理設工事に

より「施行中・施工直後の道路で山鉾を曳き歩くのは危険なので、居祭にするほか仕方ない」という声が出たが、市当局と清々講社による協議・説得が成功し、山鉾巡行が実施されるに至ったという（京都市市政史編さん委員会編 二〇〇九）。

また二年後の明治四十五年、今度は市電の開業により、山鉾巡行時の市電架線切断の可否をめぐる、京都府が市電運休を問題視して山鉾巡行を差し止めようとしたが、清々講社は「巡行中止は京都経済の盛衰にかかわる」としながら京都商業会議所会頭濱岡光哲や八坂神社氏子総代で元京都市長内貴甚三郎の助けを借りつつ京都府知事や京都市長との交渉を重ねた結果、何とか山鉾巡行実施で意見がまとまったという。そしてこれらの出来事により山鉾巡行の伝統が揺らぎだし、同年十月、八坂神社宮司・氏子総代・清々講社幹事・山鉾町総代からなる祇園会山鉾調査会が組織され、調査会は以後、山鉾の保存や巡行のありかたを模索していくようになったとされる（京都市市政史編さん委員会編 二〇〇九）。本史料では、これらの際のやり取りを、山鉾町の視点から追うことができる。その状況を概観しておこう。

まず明治四十三年のガス管理設に関してであるが、同年七月十日付で「本年八各山鉾町協議之上居祭ニ決議ニ付左書面ヲ清々講社氏子総代宛ニテ提出ス」と、居祭の決定と、その旨の書面を清々講社氏子総代に提出しており、その書面の全文が掲載されている。それによるとガス管理設の結果「巡行道路掘替其跡未タ完全ニ復旧不致居候ニ付、到底巡行難相成候。依テ本年ニ限り巡行停止致度」とあり、これまでの指摘通り、巡行停止を申し入れていることがわかる。しかしそれに続き「強テ例年之通巡行御命示ノ節ハ、危険道路ヨリ生スル損害ハ総テ御負担相成ルヘキ確書ヲ賜リ度」とあ

り、損害発生時の補償があるのであれば巡行も止む無しとしていることがあきらかになると同時に、清々講社や氏子総代は、山鉾町に「強テ」巡行を決行する指示を出す権限を持っていたことがうかがわれる。

これに対し清々講社から提示された六か条の回答が記載されているが、そこには山鉾巡行時の損害補償だけでなく、電線柱改設や巡行中の警察官による警備なども含まれており、書面以外にも口頭での交渉が当番鉾町と清々講社・氏子総代の間であったことが予想される。

次に明治四十五年の市電に関して確認しよう。同年一月二十四日にはすでに「本年ハ市営電鉄新設ニ付清々講幹事何某ヲ訪問シ山鉾巡行道路ニ妨ゲナキ様御引受之事御依頼致候」と、年初から当番鉾町は対応を開始していたことが判明する。しかしこの時の依頼は承諾されず、「其々係りへ直接依頼スル事決定」と、自助努力による解決が求められることとなった。そのため同月二十六日には巡行路の道路幅員調査を開始し、同時に京都電灯の巡行に干渉する電柱調査も実施している。

二月には、京都電灯への電柱修正交渉や、巡行の障害となる寺町松原の派出所取壊し歎願をおこなうと同時に、京都市道路拡築部へと出向き、電鉄用鉄柱腕木の高さや車道の修正などを歎願し、変更の承諾を受けている。二月十八日、京都市技師清水瀬との面会の中で「当日電鉄ノ架空線ノ切断」を依頼したところ、市長と相談の上の回答にはなるが、清水の個人的意見としては「巡行ニ就テハ妨ケ無之様取計」との期待が持てる回答を得ており、二月二十五日には巡行当日の架線切断承諾の回答を得ることができた。また四条通拡築および市電の開通は、山鉾町間での緊密な連絡体制を再構築する契機となった。しばらく開催が見送られていた「鉾町懇親会」が再開されることになったのである。二月二十二日に開催された懇親会の席

上では課題の共有がされたものだと考えられる。

四月二十日、清々講社幹事青木清七が当番鉾町の柳井増蔵宅を訪れ、謝意を伝えてきた。それは同じく清々講社幹事・大森義一と共に拡築部吏員と同道して四条通道路調査を実施した際に、吏員から当番鉾町の柳井増蔵の欠席について問い合わせがあったことで、はじめて清々講社側は山鉾町が独自に関係部署と具体的交渉を進めていることを知ったためである。この連絡不備から関係者集会がもたれることになったが、青木の病気や柳井の他行により実現までには時間を要した。

五月十八日、青木が再び柳井宅を訪れ、「保安課」から内密に聞いた話として、架線切断は交通機関に支障が大きいため、十七日・二十四日の巡行を合併し、かつ巡行路を四条―寺町―三条―新町へと変更することの提案が披露された。しかし当番鉾町の柳井は即答を避け、他行後に関係者集会の開催を約しただけで結論は持ち越された。

五月二十六日、八坂神社社務所において関係者集会が催されたが、柳井は他行中のため参加できず、六月二日に青木・大森両氏から同席上での協議は要領を得なかったとの報告を受けたために、緊急の鉾町集会が社務所において開かれた。そこには鉾町だけでなく青木・大森の両氏も参加し、保安課長から「交通機関ヲ妨害スルガタメ架空線ノ切断ハ出来不申、居祭ニセヨ」との指示があったことが報告された。

六月四日には鉾町集会所が開かれ、同席上で山鉾巡行が出来なければ「鉾出シセザル事」を決議し、その結果を青木へと伝えた。青木はそれを受け、六月十日に氏子総代集会所を開き、そこで内貴甚三郎をはじめとする人々が山鉾巡行実現に向けて尽力する所存であるが、山鉾町の巡行実現への決意の確認がされた。同様の確認は商業会議所からも出ており、これはおそ

らく、金銭的に出鉾が困難になりつつある山鉾町が存在していたが、それから山鉾町も断固巡行を望んでおり、山鉾町全体が一枚岩となって団結できているのかを確認するためのものであろう。

六月十五日に青木が柳井宅を訪問して、社務所で内貴甚三郎と宮司が出席する席上で、山鉾町に相談があるので山鉾町に通達してほしい旨の依頼をしてきた。しかし柳井は「出鉾出来ザル限りハ其通達モ出来ズ」とそれを拒否した。山鉾町の決意がいかに強いものが見て取れる。

十七日に再び社務所で関係者集会が行われ、そこで内貴から京都府知事および京都市長への交渉の結果、知事と内貴の意見が相容れず、出鉾はできないこととなったが、今後も商業会議所から知事への交渉を続けることが報告された。

二十日、今度は商業会議所へ各鉾町の総代が集められた。商業会議所において濱岡光哲から、十九日に知事と内貴、中井三郎兵衛・八坂神社信徒総代表と清々講社幹事の間で種々交渉を行った結果、昨年同様山鉾巡行を実施する方向に決まったのだが、山鉾町の意向はどうかと尋ねられた。山鉾町としては「双手ヲ上ゲテ賛成」することを回答したところ、山鉾巡行の願書提出が求められた。本史料に収録された願書を見ると、架線切断による交通機関の麻痺を防ぐために「祇園会山鉾巡行ノ順路ヲ変更セザル限り当府庁ハ其巡行ニ同意シ難キ旨ノ御口達ヲ蒙リ」とあり、山鉾巡行の停止命令ではなく、先に見た巡行路変更が妥協案として提示されていたことがわかる。しかし従来の伝統的な巡行路と日程を守ろうとした結果、着地点が定まらなくなつた可能性が考えられる。いずれにせよこの時は山鉾町が従来通りの山鉾巡行を、清々講社や内貴甚三郎、濱岡光哲らの助力を得ることで勝ち取ることができたのである。

この時の願書の末尾には「明年以後ニ於ケル巡行道路等ノ義ハ直ニ調査会ヲ組織シ慎重ニ研究ノ上更ニ上申可致候」と、巡行道路の検討のために「調査会」を立ち上げ、次年度以後の山鉾巡行のために研究をすることが明記されている。願書案文を誰が作成したのか現段階ではあきらかにできないが、署名者は八坂神社信徒総代表者・中井三郎兵衛、清々講社幹事総代表者・半井安兵衛、伊吹平三郎、鉾町・柳井増蔵、山町・宮島高太となっており、本史料ではこれまで巡行路の調査・研究を行う組織についての議論が出てこなかったことを考えると、京都府や京都市との直接交渉に当った清々講社や内貴、濱岡らの意見から発案されたと考えることが妥当だろう。

調査会に関しては、さらに六月二十三日、八坂神社宮司から、その組織に向けた五か条の指示が出された。特に五条目では「調査会ノ目的ハ巡行道筋ノミニ限ル可カラズ。其他鉾ノ保存方法・経費ノ関係等ニツキ時々研究シ、時代ノ趨勢ヲ尊重シ百年ノ長計ヲ定ム可キ方針ヲ執ル事」と、調査会は単に巡行路の整備だけではなく、時代の趨勢を鑑みつつ永続的な山鉾の保存方法、経費の確保も検討すべきとしている。また内貴や宮司から至急調査委員を決定するように指示され、山鉾町内での投票の結果長刀鉾町、放下鉾町（小結棚町）、および南観音山町（百足屋町）の三町を「祭事調査会鉾町委員」として選出した。

山鉾巡行の実施が決定した後も、電信線や電話線および電信柱の改修や地中化などが続けられ、前祭当日も電話線の穴の上に砂を敷くなどの措置が取られるなどぎりぎりまで対応が必要ではあったが、巡行自体は無事に終了した。

しかし七月十九日、思わぬ事態が発生した。明治天皇御不例の号外が届

いたのである。それにより二十日、警察署から献灯については継続が認められたものの、囃子は停止するよう命令が下された。

七月二十二日には宮司と面会して山鉾巡行について打ち合わせを行っている。さらに濱岡光哲に面会して山鉾巡行について相談したところ「本日ニモ山鉾取片付ケ謹慎ヲ表スル」ことが良いだろうとの助言を受け、ただちに一部の山鉾町で相談し、その後社務所で清々講社幹事および信徒総代と協議した結果、山鉾は取り片づけることとなった。二十四日まで北観音山の片付けが済まなかったものの、その他は概ね片付き、神輿も二十二日午後八時に御旅所から本社へと還幸されて、明治四十五年の祇園祭は終了した。

明治四十五年は山鉾巡行存亡の危機に直面したのだが、当番鉾町やその代表者柳井増蔵、また他の山鉾町、清々講社、八坂神社宮司、内貴甚三郎、濱岡光哲らの奮闘により辛くもその危機を免れることができた。しかし明治天皇の御不例とそれに続く崩御により、唐突な終了を迎えることとなり、当事者たちはどのような思いを抱いたことであろうか。しかし結果としては当事者間の連携強化と、なにより「調査会」設立という新たな体制を構築することに成功した。これにより、現代に続く祇園祭山鉾連合会の礎が整ったと評価することができるだろう。

おわりに

本稿では、明治四十五年の市電開通に伴う山鉾町の対応を中心としながら、近代的インフラの整備とその影響と対処を概観してきた。先に指摘したように明治四十三年のガス管理設と四十五年の市電開通の二つが巡行実施があやぶまれた事態として従来紹介されている。しかしその直前にも今

一つ、巡行実施があやぶまれた事態が発生していた。

明治四十二年二月、電線や電柱の干渉もあり、また歩行人の保護もままならず、なおかつ雑費も増額して従来の補助金ではとても巡行実施に耐えることができないことから、鉾町集会の結果「巡行ヲ休止スル事ニ決シ」、当分の間は居祭とする旨を清々講社に伝えた。

この申し入れ以後、山鉾町と清々講社の間で度々協議がなされたが着地点は見つからず、ついには内貫甚三郎による仲裁にまで発展した。最終的に補助金は次年度以降増額すること、歩行人保護については清々講社幹事が尽力して警察の協力を得ることで落着いた。この一件に端を発し、翌年のガス管理設への対応があり、様々な矛盾が蓄積されることで、明治四十五年の市電開通の際にすべての問題が噴出していったのである。

本史料では近代的な都市インフラへの対応のみならず、冒頭でも指摘したように日露戦争や第一次世界大戦とその後の不況など複雑な社会情勢の中でどのような対応がなされたのか、その一部を読み取ることもできる。また祇園祭山鉾連合会の創設年である大正十二年（一九二二）では、創設にかかわるものは唯一、京都市への補助金申請案があるのみだが、少なくともどのような請求案であったのかを知ることができる。

今後、本史料を中心としながら周辺史料を収集し、詳細な検討・分析を加えることで、祇園祭山鉾連合会の創設を立体的にあきらかにするとともに、現代につながる山鉾巡行がどのように形成されてきたのかを、本事業の中で描き出していきたい。

〔注釈〕

(一) 鉾当番町は「車附山鉾」とも称される囃子をともなう山や鉾で構成される。

確認できる限りにおいて、明治九年（一八七六）から明治二十三年（一八九〇）は長刀鉾町、放下鉾町（小結棚町）、函谷鉾町、鶏鉾町、岩戸山町の六町が輪番で担当し、明治二十四年（一八九一）に船鉾町、明治二十六年（一八九三）に北観音山町（六角町）、明治二十七年（一八九四）に南観音山町（百足屋町）がそれぞれ鉾当番町を担当して、以後、輪番に加入している（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二）。

(二) 当番鉾町は本史料や関連書類を木箱に入れて当番鉾町間の引継ぎをおこなっていた。（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二）。

【参考文献】

公益財団法人祇園祭山鉾連合会 『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査 Ⅱ』公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二

京都市市政史編さん委員会編 『京都市政史』一 市政の形成 京都市 二〇〇九

京都市 『京都の歴史』八 古都の近代 学藝書林 一九七五

「明治三十一年鉾町神事当番諸用記録」

〔凡例〕

- ・本資料は公益財団法人祇園祭山鉾連合会が所蔵する「明治三十一年鉾町神事当番諸用記録」を全文翻刻したものである。『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査 I』所収「祇園祭山鉾連合会所蔵文書目録〔暫定版〕」のA-2の資料である。
- ・翻刻文の改行は原史料に従った。
- ・翻刻文では旧字や異体字は当用漢字に直したが、一部固有名詞などは原史料の表記に従った。また合字は仮名に直したが、「ㇿ」のみ残した。
- ・誤字や文意が通じがたい箇所などに、翻刻文では脇に「ママ」と付した。
- ・原史料に抹消がある場合は、翻刻文の該当文字に二重取消線を付した。
- ・判読困難な文字は■で表した。
- ・史料の翻刻は村山弘太郎（京都外国語大学）が担当した。

「明治三十一年鉾町神事当番諸用記録」翻刻

〔表紙〕

〔明治参拾壹年

鉾町神事当番諸用記録

明治卅壹年七月

私祭鉾町当番 長刀鉾町

一六月廿八日左記之通届書出ス事

囃子温習届

四条通烏丸東へ入 長刀鉾町

四条通室町東へ入 函谷鉾町

四条新町東へ入 月鉾町

新町通四条北へ入 放下鉾事 小結棚町

室町通四条南へ入 鶏鉾町

新町通仏光寺南へ入 岩戸山町

全 通綾小路南へ入 船鉾事 袋屋町

右七月一日ヨリ全月七日ニ至ル

新町通六角南へ入 北観音山事 六角町

同 通蛸薬師南へ入 南観音山事 百足屋町

右七月一日ヨリ全月十日ニ至ル

前書之通例年八阪私祭ニ付各町ニ於テ二階
囃子ト称シ温習仕候尤時間ハ右日限中午后
七時ヨリ同拾壹時迄稽古致候間此段御届申上
候也

明治卅一年六月廿八日

神事私祭鉾町総代

下京区四条通烏丸東へ入長刀鉾町

当番 國井藤兵衛印

五条警察署長

警部 何某殿

八阪神社私祭日割夫々各輪付山鉾町々へ通知

ス 毎年六月廿八日 当番町

各御町当

諸車停止請願

一別紙各町義七月九日ヨリ全月十八日廿五日迄之

内ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街道路

ノ中央ニ建設ケ候ニ付テハ自然人民群集雑沓

可致候故諸車通行有之候而危懼ノ廉不

少候ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割之通り諸車

通行停止相成度尤人民通行障碍等無之様

精々注意可致候ニ付此段奉願上候也

神事私祭当番各町総代

卅一年七月八日 京都市下京区四条通烏丸東へ入長刀鉾町

鉾当番 國井藤兵衛印

全市全区全通新町西へ入郭巨山町
山当番 川勝利平田

五条警察署長

警部宛

諸車通行停止請願日割

一七月九日ヨリ全月十八日迄

四条通烏丸東へ入 長刀鉾町

全通室町東へ入 函谷鉾町

全通新町東へ入 月鉾町

室町通四条南へ入 鶏鉾町

新町通四条北へ入 放下鉾事 小結棚町

全 通綾小路南へ入 舟鉾町事 袋屋町

全 通仏光寺通南へ入 岩戸山町

一全月十七日ヨリ全月廿五日迄

新町通蛸薬師南へ入 南観音山事 百足屋町

全 通六角南へ入 北観音山事 六角町

一全月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路通室町東へ入 占出山町

烏丸通四条北へ入 孟宗山事 筍町

錦小路通新町東へ入 錦天神山町

室町通錦小路北へ入 山伏山町

綾小路通新町西へ入 伯牙山町事 矢田町

東洞院通高辻南へ入 保昌山事 燈籠町

四条通新町西へ入 郭巨山町

一堀川警察署長宛

前全文面ニテ請願スル事

全日割ハ左之通

一七月十三日ヨリ全十八日迄

油小路通仏光寺南へ入 太子山町

全 通綾小路南へ入 油天神山町 風早町

佛光寺通油小路東へ入 木賊刈山町

八阪神社私祭ニ付山鉾順番鬨御願

不鬨取 四条通り烏丸東へ入 長刀鉾

全通り室町東へ入 函谷鉾

全通り新町東へ入 月鉾

室町通四条南へ入 鶏鉾

不鬨取 新町通り四条北へ入 放下鉾

全通り綾小路南へ入 舟鉾

〃〃 新町通り仏光寺南へ入 岩戸山

錦小路通り室町東へ入 占出山

全 通り新町東へ入 錦天神山

油小路綾小路南へ入 油天神山

〃 仏光寺南へ入 太子山

仏光寺通り油小路東へ入 木賊刈山

綾小路通り油小路東へ入 芦刈山

綾小路通り新町西へ入 伯牙山

四条通り新町西江入 郭巨山

東洞院通り高辻南入 保昌山

室町通り蛸薬師南入 山伏山

烏丸四条北へ入 孟宗山

右ハ本月八阪神社私祭ニ付右町々ニ於テ山鉾差出
来ル拾七日例年之通道筋順行仕度候ニ就而ハ
此段奉願上候也

年号

七月八日 山鉾町当番連署

京都府知事宛

正副式通壺通ハ区役所ニテ印ヲ受ケ京都府へ

出シ壺通ハ区役所ニ納メル事

七月六日

清々講より山鉾入費補助金之義ニ付受取

方之通知有之候ニ付其砌早速各町々へ

報知スル事

一車止請願之件指令之詳細各町へ通知スル

事

七月八日 山鉾通行願ヲ五条及堀川警察之

両署長宛ニテ差出ス事

書式左之通

八阪神社私祭ニ付山鉾通行御願

一七月十五日 鉾曳初之節

長刀鉾 詳細町通ヲ記ス事

函谷鉾 以下全ジ

月 鉾

右ハ居町ヨリ東ハ柳馬場通迄西ハ新町通り限
り通行候事

放下鉾 前全段

右ハ居町ヨリ北ハ六角通迄南ハ綾小路限り通
行候事

岩戸山

右ハ居町ヨリ北ハ四条通迄南ハ松原通り限り通行
候事

船 鉾

右ハ居町ヨリ北ハ四条通迄南ハ高辻限り通
行候事

鶏 鉾

右ハ居町ヨリ北ハ蛸薬師通迄南ハ綾小路限り
通行候事

一七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限り

一七月十七日 山鉾順行当日

順路

四条通り東へ寺町通南へ松原通り西へ新町通迄
順行各帰町ス

一七月十八日

観音山建

一全 廿一日

各山建

一全 廿二日 観音山曳初

南観音山 所書ス

北観音山 同

右八居町ヨリ北ハ三条通迄南ハ四条通限り通行
候事

各山ハ該町限り

一全 廿四日 山順行当日

各山ハ居町ヨリ出テ三条通ニテ相揃ヒ

順路

三条通東へ寺町通南へ四条通西へ新町

通へ出テ各帰町ス

前記之通執行致度候ニ付此段奉願上候也

山鉾当番町連署

五条署長宛 堀川署長宛

一七月八日

京都電灯株式会社へ時日ヲ明記シタル電

線切断及継続方之依願書ヲ出ス事同

時ニ各山鉾町々へ右之段通知シ各町ニ於

テモ一々其都度障害之ケ所切断継続

方依願被致候旨通知スル事

一七月十九日

車止札返上御届

八阪神社私祭執行山鉾建設ニ付去ル八日各町

へ該車停止請願仕候処車止札御下附御認可

相成候処今於九日期日ニ付車止札返上此段御届ケ

申上候也 当番町連署

五条堀川両署へ

七月廿五日 両観音山車止返上ス

右之通定式ニ御座候也

本年ハ六月上旬ヨリ電話柱架設相成候

ニ付彼是手数相掛リ漸々最後ニ至リ協議

纏リ通路障碍ナク相済候事

一今年ヨリハ神事補助費金壹百拾

老円四拾錢也受取事ニ相成候事

其他書類ハ下纏メニ致神事当番箱ニ入

レ置候事

明治卅一年八月十一日

当番町 長刀鉾町

本日次当番岩戸山町殿ニ相廻し候事

明治参拾弍年七月

私祭鉾町当番 岩戸山町

六月廿五日 左記ノ届書差出す事

囃子温習届

四条通り烏丸東へ入 長刀鉾町

全 室町東へ入 函谷鉾町

全 新町東へ入 月鉾町

室町通り四条南へ入 鶏鉾町

新町通四条北へ入 放下鉾事 小結棚町

全 仏光寺南へ入 岩戸山町

全 綾小路南入 船鉾事 袋屋町

右七月一日ヨリ全月七日ニ至ル

新町通六角南へ入 北観音山事 六角町

全 蛸薬師南へ入 南観音山事 百足屋町

右七月一日ヨリ全十日至ル

前年之通例年八坂神社私祭ニ付各町ニ於テ

二階囃子ト称シ温習仕候尤モ時間ハ右日

限中午后七時ヨリ全拾一時迄稽古致候間

此段御届申上候也

明治卅二年六月廿五日

神事私祭鉾町総代

下京区新町通り仏光寺南入岩戸山町

当番 棚橋弥助印

五条警察署長宛

右通り各町へ通知スル事

六月廿八日

各町宛

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月十八日及廿五日

迄ノ間ニ於テ八坂神社私祭執行ニ付山鉾市街

道路之中央ニ建設ケ候ニ付テハ自然人民群集雑沓

可致候故諸車通行有之候而ハ危懼ノ廉不少候

ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割之通諸車通行停

止相成度尤モ人民通行障害等無之様精々注

意可致候ニ付此段奉願上候也

卅二年
七月七日

神事私祭各町総代

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 棚橋弥助印

全 室町通錦小路北入山伏山町

山当番 榎原萬助印

五条警察署長宛

堀川全 署長宛

但し式通

諸車停止日割

一七月九日ヨリ全十八日ニ至ル

四条通り烏丸東入 長刀鉾町

〃 室町東入 函谷鉾町

〃 新町東入 月鉾町

〃 室町通り四条南入 鶏鉾町

〃 新町通り四条北入 放下鉾事 小結棚町

〃 綾小路南入 船鉾事 袋屋町

〃 仏光寺南入 岩戸山町

一七月十七日ヨリ全月廿五日迄

新町通六角南入 北観音山事 六角町

〃 蛸薬師南入 南観音山事 百足屋町

一 全月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

全 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山事 筍町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山事 矢田町

四条通り新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻北入 保昌山事 燈籠町

堀川署宛ノ分

諸車通行停止日割

油小路仏光寺南入 太子山町

〃 綾小路南入 油天神山事 風早町

仏光寺通り油小路東入 木賊刈山町

綾小路通り油小路東入 芦刈山町

但シ堀川署ハ許可不相成候事

右ニ付全部内ハ山建設願差出ス事

八坂神社私祭ニ付山鉾順番闖御願

不闖取 町所 長刀鉾

〃 〃 函谷鉾

〃 〃 月鉾

〃 〃 〃 〃 鶏鉾

不闖取 〃 〃 〃 放下鉾

〃 〃 〃 〃 岩戸山

〃 〃 〃 〃 船鉾

町所 占出山

町所 錦天神山

町所 油天神山

〃 太子山

〃 木賊刈山

〃 芦刈山

〃 伯牙山

〃 郭巨山

〃 保昌山

〃 山伏山

〃 孟宗山

右ハ本月八坂神社私祭ニ付右町々ニ於テ山鉾

差出シ来ル拾七日例年之通道筋順行仕度

候ニ就而ハ来ル十五日出頭可仕候間順番闖御下

附相成度此段奉願上候也

明治卅二年七月七日

山鉾当番連署

京都府知事宛 本年ヨリ市役所之扱事ニ相成候也

正副式通巻通ハ区役所ニテ印ヲ受府市庁へ差出し

壹通ハ区役所へ納メル事

七月六日

清々構ヨリ山鉾入費補助金受取方之義通
知有之候ニ付各町々へ通知候事

八坂神社私祭ニ付山鉾通行御願

一七月十五日 曳初之節

長刀鉾 町所

函谷鉾 〃

月鉾 〃

右八居町ヨリ東ハ柳馬場通り迄西ハ西洞院通限り通行候事

鶏鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ蛸薬師通迄南ハ綾小路通限り通行候事

放下鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ六角通迄南ハ四条通り限り通行候事

岩戸山 町所

船鉾 〃

右八居町ヨリ北ハ四条通り迄南ハ松原通限り通行候事

一七月十四日 各山建テ

山ハ都テ該町限り

一七月十七日 順行当日

順路

一山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通り南へ

松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

一七月十八日 観音山建

一七月廿一日 各山建

一七月廿二日 曳初

北観音山 町所

南観音山

右八居町ヨリ北ハ三条通り限り南ハ四条通り迄通行候事

各山ハ都テ該町限り

七月廿四日 順行当日

順路

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町迄南ハ四条

通西へ新町通りヨリ各帰町ス

前記之通執行致度候ニ付此段奉願上候也

卅二年七月七日 山鉾当番連署

五条警察署長宛

堀川警察署長宛

一電灯株式会社へ通行願全様に記載シ電線

切断及継続請求差出シ候事

猶各町へ右之段通知シ各町々々時日ヲ明記シ

一々障害之ケ所切断継続方請求相成候様

通知スル事

卅二年七月七日

車止返上御届

八坂神社私祭執行山鉾建設ニ付来ル七日

各町へ諸車通行停止請願候処車止

札御下附御認可相成候処今拾九日期日

ニ付車止札返上此段御届ケ申上候也

七月十九日 当番町連署

五条警察署長宛

右全様七月廿五日迄通差出候事

其他書類ハ一ト集メにして当番

箱へ入置候事

明治卅二年八月九日次当番

船鉾町殿に廻候事

岩戸山町

棚橋弥助

北澤宇三郎

諸願届等例規ニヨリ其筋へ

差出スヘキモノハ渾テ前年ノ書式

ニ遵拠シ取扱候也

明治三十三年七月廿九日

当番 船鉾町

共同組合長 原田與市

諸願届等例規ニヨリ前年

ノ書式ニ差出候也

明治三十四年八月七日

当番 月鉾町

共同組合長 坂田藤七

諸願届等例規ニヨリ其筋へ差出

スヘキモノハ渾へテ前年ノ書式ニ

遵拠シ取扱候也 当番町百足屋町様へ廻ス

当番 北観音山

明治参拾五年七月日 組長 鎌田貞策

諸願届等渾へテ前年之通取

扱候也

明治三十六年七月

当番 南観音山町

毛利信助

諸願届等渾へテ前年之通り取扱候也

明治三十七年七月十八日

当番 放下鉾町

組長 瀧川駒次郎

本日次当番鶏鉾町へ相廻し候也

当明治三拾八年一月廿弐日ハ前年之例ニ因テ

各鉾町ノ新年宴会催シ并ニ清々講社

幹事殿ヲ招待可仕慣例ニ御座候処本

年八日露開戦中ニ付右ハ昨年十二月十二日

ヲ期シ各鉾町御集会上本年ハ時局
為メ新年宴会ハ当分延期ト決定相
成候依テ当町聊右ニ充ツルノ費用ヲ
別書之通京都奉公義会江献金致置候
追而種々御配慮ヲ煩シ候清々講社幹事殿宅間氏へハ
肴券(壹円)贈与御挨拶致置候也

当番 鶏鉾町

右ハ各鉾町集會之際決
儀之上当番町負担之事

〔別紙貼付〕

〔第九九号〕

領収証

一金拾円也

右正ニ領収候也

明治卅八年七月四日

京都奉公義会(印)

鶏鉾町々中殿

一六月八日ヨリ一周間八阪神社正遷宮ニ付

各鉾町祇園囃子奉納ス

右出頭之日割

十四日 昼夜

岩戸山御町

十五日 夜斗リ

函谷鉾御町

十六日 夜斗リ 鶏鉾町

十七日 夜斗リ 放下鉾御町

十八日 昼夜 月鉾御町

十九日 昼夜 北觀音山御町

二十日 昼夜 長刀鉾御町

右

昼夜之御町江金拾參円也

夜丈ケ之御町江金八円參拾參錢也

六月卅日右ハ補助金トシテ八阪神社ヨリ
当番町江分配方依頼ニ付別紙領収証
之通り相渡シ濟

六月廿七日左記之通届書差出シ候事

囃子温習届

四条通り烏丸東江入 長刀鉾町

全 室町東江入 函谷鉾町

全 新町東江入 月鉾町

室町通四条南江入 鶏鉾町

新町通四条北江入 放下鉾事 小結棚町

全 仏光寺南江入 岩戸山町

全 綾小路南江入 船鉾事 袋屋町

右七月一日ヨリ七日ニ至ル

新町通六角南江入 北觀音山事 六角町

全 蛸薬師南江入 南觀音山事 百足屋町

右七月一日ヨリ全月十日ニ至ル

前書之通り例年八阪神社私祭ニ付各町ニ於テ二階囃子ト称シ温習仕候尤時間ハ右日限中午後七時ヨリ全拾壹時迄稽古致候間此段御届申上候也

明治參拾八年六月廿七日

神事私祭鉾町総代

下京区室町通り四条南江入 鶏鉾町

公同組長川村治郎兵衛

五条警察署長宛

右之通り各御町江通知致置候

七月二日 清々講社ヨリ七月七日神事

補助金受取方ニ付祇園御旅所江各町ヨリ

御出席之通知ス

七月七日 左記之通り届書差出シ候事

諸車停止願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月十八日及ヒ廿五日

迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾

市街通路中央ニ建設ケ候ニ就而ハ自然人民群集

雑沓可致候故諸車通行有之候テハ危懼ノ廉不少候

ニ付客年之如ク夫々別紙日割之通り諸車通行

停止相成度尤モ人民通行障害等無之様精

々注意可致候ニ付此段奉願上候也

神事私祭各町総代

下京区室町通り四条南江入 鶏鉾町

鉾当番 北村彌七

下京区東洞院通り松原上ル保昌山町

山当番

五条警察署長宛尅通

堀川警察署長宛尅通

諸車停止日割

一七月九日ヨリ全十八日ニ至ル

四条通烏丸東江入 長刀鉾町

全 室町東江入 函谷鉾町

全 新町東江入 月鉾町

室町通四條南江入 鶏鉾町

新町通四條北入 放下鉾事 小結棚町

全 綾小路南江入 鉾鉾事 袋屋町

全 仏光寺南江入 岩戸山町

一七月十七日ヨリ全廿五日迄

新町通六角南江入 北觀音山事 六角町

全 蛸薬師南江入 南觀音山事 百足屋町

一全月十三日ヨリ十八日迄

錦小路烏丸西江入 占出山町

〃 新町東江入 錦天神山町

烏丸四條北江入 孟孟山事 筍町

室町錦小路北江入 山伏山町

綾小路新町西江入 伯牙山事 矢田町

四條新町西江入 郭巨山町

東洞院通高辻北入 保昌山事 燈籠町

堀川署之分

諸車通行停止日割

油小路仏光寺南入 太子山町

〃 綾小路南江入 油天神山事 風早町

仏光寺油小路東入 木賊刈山町

綾小路油小路東入 芦刈山町

ノ

右山建及山町之車止願ハ山当番ヨリ被致候

八阪神社私祭ニ付山鉾順番闖御願

右之願書ハ山当番ヨリ被致候事

八阪神社私祭ニ付通行御願

一七月十五日 曳初之部

長刀鉾 町所

函谷鉾 〃

月鉾 〃

右八居町ヨリ東ハ柳馬場通り西ハ新町限り通行候事

鶏鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ四條南ハ綾小路通り限り通行候事

放下鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ錦南ハ四條通り限通行候事

岩戸山 町所

船鉾 〃

右八居町ヨリ北ハ綾小路南ハ高辻限り通行候事

一七月十四日 各山建

山ハ都而該町限り

一七月十七日 順行当日

順路

一山鉾各居町ヨリ四條通りニテ相揃ヒ東江寺町通

南江松原通西江新町通りヨリ各帰町ス

一七月十八日 觀音山建

一七月廿一日 各山建

一七月廿二日 曳初

北觀音山 町所

南觀音山 〃

右八居町ヨリ北ハ六角南ハ錦小路通り限り通行候事

各山ハ都而該町限り

一七月廿四日 順行当日

順路

一右各居町ヨリ三條通りニテ相揃ヒ東江寺町通りヲ

南江四條通り西エ新町通りヨリ各帰町ス

前記之通り執行致度候ニ付此段奉願上候也

卅八年七月七日 山鉾当番連署

五条警察署長宛 各屯通宛

堀川警察署長宛

右各鉾御町江通知致置候事

七月七日

一 電灯株式会社へ通行願同様ニ記載シ
電線切斷及繼續請求書差出シ候事

一 水利事務所江も通行願同様之日割書
相添差出シ置候事

一 七月十七日 鬪渡シ之場所へ本年ヨリハ
粽式わ宛各山鉾御町ヨリ差出シ之事
ニ相成候也

当番鶏鉾町

北村彌七

明治三拾八年

八月日

一本日次当番函谷鉾町へ相廻候也

明治三十九年七月祭事記

鉾町当番

函谷鉾町

横山長助

山町当番

孟宗山
筭町

田中忠太郎

七月一日吉符入

同 清々講社ヨリ神事補助費受領

方通知ニ付各町へ通達ス

○諸願届書写左之通

諸車停止願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月十八日及ヒ二十五日
迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街
通路中央ニ建設候ニ付テハ自然人民群集雜沓
可致候故諸車通行有之候テハ危険不尠候
ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割之通諸車通行
停止相成度尤モ人民通行障害等無之様
精々注意可致候因此段奉願候也

明治參拾九年七月七日

神事私祭各町総代

下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

鉾当番 横山長助

下京区烏丸通四条上ル筭町

山当番 田中忠太郎

五条警察署長

警部篠田末五郎殿

右同文章ニテ各屯通ツ、

堀川警察署長

警部奥田純殿

○前各書附随スル別紙五条署へ差出分左之通

諸車停止日割

七月九日ヨリ同十八日迄

四條通烏丸東へ入 長刀鉾町

同 室町東へ入 函谷鉾町

同 新町東へ入 月鉾町

室町通四條南入 鶏鉾町

新町通四條北入 放下鉾事 小結棚町

同 綾小路南入り 船鉾事 袋屋町

同 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ同廿五日迄

新町通六角南入 北観音山事 六角町

同 蛸薬師南入 南観音山事 百足屋町

七月十三日ヨリ同十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

同 新町東入 錦天神山町

烏丸通四條北入 孟宗山事 筭町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山事 矢田町

四條通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山事 燈籠町

○前同断堀川署差出分左之通

諸車停止日割

七月十三日ヨリ同十八日迄

油小路通仏光寺南入 太子山町

同 綾小路南入 油天神山事 風早町

仏光寺通油小路東入 木賊刈山町

綾小路通油小路東入 芦刈山町

○

八阪神社私祭二付通行願

七月十日 鉾建

七月十五日 曳初

長刀鉾 町所

函谷鉾 同

月鉾 同

右八居町ヨリ東八柳馬場西八新町限通行候事

鶏鉾 町所

右八居町ヨリ北八四條南八綾小路限通行候事

放下鉾 町所

右八居町ヨリ北八錦小路南八四條限通行候事

岩戸山 町所

船鉾 同

右八居町ヨリ北八綾小路南八高辻限通行候事

各山八都テ該町限

七月十七日順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四條通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

同 廿一日 各山建

同 廿二日 曳初

北観音山 町所

南觀音山 同

右各居町北ハ六角南ハ錦小路限通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日順行当日順路

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ四条通西へ新町通ヨリ各帰町ス

前記之通執行致候ニ付此段奉願候也

明治參拾九年七月七日

私祭各町總代

下京区……………

鉾当番横山長助

下京区……………

山当番田中忠太郎

五条警察署長

警部篠田末五郎殿

○右同文章ニテ堀川警察署長奥田純殿宛

各老通

○

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間

例年之通電話線切断及復旧之義御執

斗被成下度此段相願候也

明治三十九年七月七日

山鉾各町總代

下京区……………

鉾当番横山長助

下京区……………

山当番田中忠太郎

京都疏水々利事務所御中

○右書面ニ附随別紙左之通

八阪神社私祭ニ付通行順路

七月十日 鉾建

同 十五日 曳初

長刀鉾 町所

函谷鉾 同

月鉾 同

右八居町ヨリ東ハ柳馬場西ハ新町限通行候事

鶏鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ四条南ハ綾小路限通行候事

放下鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ錦小路南ハ四条限通行候事

岩戸山 町所

船鉾 同

右ハ各居町ヨリ北ハ綾小路南ハ高辻限通行候事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限

七月十七日 順行当日

順路

山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

七月廿一日 各山建

七月廿三日 曳初

北観音山 町所

南観音山 同

右各居町北ハ六角南ハ錦小路限通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 順行当日

順路

右ハ各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ四条通西へ新町通ヨリ各帰町ス

○

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間

例年之通電灯線切断及復旧之義

御取計被下度及御依願候也

明治三十九年七月七日

山鉾各町総代

下京区……………

鉾当番横山長助

下京区……………

山当番田中忠太郎

京都電灯株式会社御中

○右書面付随別紙ハ水利事務所へ差出之

分ト同一式ナリ

○

八阪神社私祭ニ付山鉾順番圖願

一不鬪取 四条東洞院西入 長刀鉾

一同 四条烏丸西入 函谷鉾

一同 新町四条上ル 放下鉾

一同 新町仏光寺下ル 岩戸山

一同 新町綾小路下ル 船鉾

順番鬪取願之部左ニ

一鉾 四条室町西入 月鉾

一同 室町四条下ル 鶏鉾

山之分左ニ

四条新町西入 郭巨山

錦小路烏丸西入 占出山

室町蛸薬師下ル 山伏山

錦小路室町西入 霰天神山

油小路綾小路下ル 油天神山

綾小路油小路東入 芦刈山

東洞院高辻下ル 保昌山

油小路仏光寺下ル 太子山

綾小路新町西入 伯牙山

仏光寺油小路東入 木賊刈山

烏丸四条上ル 孟宗山

右ハ本月拾七日八阪神社私祭ニ付各町々ニ於テ

山鉾差出シ例年ノ通道路順行仕度候ニ付テハ
来ル拾 日午前九時各町出頭可仕候間順番
鬮御下附相成度此段奉願候也

明治参拾九年七月

下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

鉾当番横山長助

同区烏丸通四条上ル笋町

山当番田中忠太郎

京都市長西郷菊次郎殿

○十五日日曜日ニ付出頭期日ハ本文ノ通異例ヲ用フ

八月一日次年当番長刀鉾町へ規定ニ依リ

御神号掛軸巻箱巻物及本書類等渾テ

相廻し候事

鉾町当番

函谷鉾町

横山長助

明治四拾年七月祭事記

鉾町当番

山町当番

七月一日 吉符入

同 清々講社ヨリ神事補助費受領

方通知ニ付各町へ通達ス

諸願届書写左之通り

諸車停止願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月十八日及ヒ

二十五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付

山鉾市街通路中央ニ建設候ニ付テハ自然

人民群集雜沓致候故諸車通行

有之候テハ危険不尠候ニ付客年ノ如ク

夫々別紙の日割之通り諸車通行停

相成度尤も人民通行障害等無之

様精々注意可致候因此段奉願候也

明治四拾年七月 日

神事私祭各町総代

鉾町当番

山町当番

五条警察署長

警視篠田末五郎殿

右同文章ニテ各巷通ツ、

堀川警察署長

警部奥田純殿

○前文書附随スル別紙五条差出分左之通り

諸車停止日割

七月九日ヨリ同十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾事 小結棚町

同 綾小路南入 船鉾事 袋屋町

同 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ同廿五日迄

新町通六角南入 北観音山事 六角町

同 蛸薬師南入 南観音山事 百足屋町

七月十三日ヨリ同十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

同 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山事 筍町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山事 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山事 燈籠町

○前同断堀川署差出分左之通

諸車停止日割

七月十三日ヨリ同十八日迄

油小路通仏光寺南入 太子山町

同 綾小路南入 油天神山事 風早町

仏光寺通油小路東入 木賊刈山

綾小路通油小路東入 芦刈山

八阪神社私祭二付通行願

七月十日 鉾建

同日午后第四時ヨリ五時迄耆時間車掛

式挙行

右ハ長刀鉾八居町ヨリ東ハ高倉迄通行ノ事

七月十五日 曳初

長刀鉾 町所

函谷鉾 同

月鉾 同

右ハ居町ヨリ東ハ柳馬場西ハ新町限通行候事

鶏鉾 町所

右ハ居町北ハ四条南ハ綾小路限通行候事

放下鉾 町所

右ハ居町北ハ錦小路南ハ四条限通行候事

岩戸山 町所

船鉾 同

右ハ各居町北ハ綾小路南ハ高辻限通行候事

各山ハ都テ該町限

七月十七日順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

同 廿一日 各山建

同 廿二日 曳初

北觀音山 町所

南觀音山 同

右各居町北ハ六角南ハ錦小路南限通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日順行当日順路

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通南へ

四条通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

前記之通り執行致度候ニ付此段奉願候也

明治四拾年七月 日

私祭各町総代

下京区

鉾当番

下京区

山当番

五条警察署長

警視篠田末五郎殿

右同文章ニテ堀川警察署長奥田純殿宛

各老通

○

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間

例年之通り電話線切断及復旧之義御執行

相成度此段相願候也

明治四拾年七月 日

山鉾各町総代

下京区

鉾当番

下京区

山当番

京都疏水々利事務所御中

○右書面ニ附随別紙左之通り

八阪神社私祭ニ付通行順路

七月十日 鉾建

同 十五日 曳初

長刀鉾 町所

函谷鉾 同

月鉾 同

右八居町ヨリ東ハ柳馬場西ハ新町限通行候事

鶏鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ四条南綾小路限通行候事

放下鉾 町所

右八居町ヨリ北ハ錦小路南ハ四条限通行之事

岩戸山 町所

船鉾 同

右ハ各居町北ハ綾小路南ハ高辻限通行之事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限

七月十七日 順行当日

順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺町通り

南へ松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

七月廿一日 各山建

七月廿二日 曳初

北観音山 町所

南観音山 同

右ハ各居町北ハ六角南ハ錦小路限通行之事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 順行当日

順路

右ハ各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺町

通り南へ四条通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

○

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可

相成候間例年之通り電灯線切断

及復旧之義御取斗被下度及御依

頼候也

明治四拾年七月 日

山鉾各町総代

下京区

鉾当番

下京区

山当番

京都電灯株式会社御中

○右書面付随別紙ハ水利事務所へ差出シ

分卜同一式ナリ

八阪神社私祭ニ付山鉾順番圖願

一不鬪取 四條東洞院西入 長刀鉾

一同 四條烏丸西入 函谷鉾

一同 新町四條北入 放下鉾

一同 新町仏光寺下ル 岩戸山

一同 新町綾小路下ル 船鉾

順番鬪取願ノ部左ニ

一鉾 四條室町西入 月鉾

一同 室町四條下ル 鶏鉾

山之分左ニ

四條新町西入 郭巨山

錦小路烏丸西入 占出山

室町蛸薬師下ル 山伏山

錦小路室町西入 霰天神山

油小路綾小路下ル 油天神山

綾小路油小路東入 芦刈山

東洞院高辻下ル 保昌山

油小路仏光寺下ル 太子山

綾小路新町西入 伯牙山

仏光寺油小路東入 木賊刈山

烏丸四條上ル 孟宗山

右ハ本月拾七日八阪神社私祭ニ付各町ニ於テ山鉾差出シ例年之通道路順行仕度候ニ付テハ来ル拾 日午前九時各町出頭可仕候間順番鬮御下附相成度此段奉願候也

明治四拾年七月

下京区

鉾当番

同区

山当番

京都市長西郷菊次郎殿

例年之通々知書

一 七月一日 八坂神社私祭吉符入囃子温習之届

一 全 清々講社ヨリ神事補助費受取方ノ通知書

一 五条警察署 諸車停止願書

一 堀川警察署 全

一 京都疏水々利事務所 願届書

一 全電灯株式会社 全

一 五条警察署通知之事 当日順行ノ際鉾ノ上ハ粽ヲ投ル禁ス

右之通役所ノ廉々届ケ仕猶各町御中江御通知仕候也

明治四拾一年七月 新町通仏光寺南江入岩戸山町

鉾当番 里内藤次郎

四條通新町西江入郭巨山町

山当番

明治四十二年度

鉾当番船鉾町

今西多七

山当番山伏山町

内藤万助

一 鉾巡行ニ就テハ其道路ニ追々電柱電線ノ架設多ク順行至難ヲ極ミ且又補助金ニ於テモ追年雜費増額ヲ見到底從前之補助額ニテハ出鉾巡行ノ任ニ不堪候ヲ以テ春來各鉾町集会ヲ催シ種々各自御意見ヲ論出相成候結果本年ハ出鉾而已ニシテ巡行ヲ休止スル事ニ決シ則チ清々講社ニ向テ其届書ヲ差出シタリ 左ノ如シ

鉾巡行休止ニ付御届

当分ノ内七月十七日全廿四日鉾巡行ヲ休止シ単ニ町

内ニ飾置クニ止ム

理由 巡行通路ニ建設ノ電柱電線多数シテ巡

行ノ障害トナリ危険尠ナカラズ且ツ通行人制止保護

ニ付テモ到底不可能ニシテ人身ニ危害ヲ醸ス虞アリ

尚又經費ニ於テモ年々増額ヲ來シ從來補助額

ニテハ負担ニ堪ヘズ仍テ当分ノ内居祭トナス所以ナリ

右之通決議致候ニ付此段御届候也

明治四十二年二月十八日

各鉾町式名宛連署

清々講社幹事御中

右二付爾來再三清々講社へ出頭協議セシモ談決セズ
遂二前市長内貴甚三郎氏仲裁説モアリ旁々不相
變巡行ヲ促サレ候得共補助ノ増額ハ既二本年ハ祭
費決議後ナル故ヲ以テ増出ハ無之二付猶各銚町集
会モ再度ニ及ビ断ジテ右届書ヲ隨行スル意見ヲ示シ
タリ清々講社幹事ニ於テモ遂ニ臨時社長会ヲ開キ
種々會議ノ結果巡行道路及警察ノ保護等ハ幹
事ヨリ充分ノ尽力ヲ以テ特ニ取扱ヒ被成候事
補助金ニ就テハ明年ハ増額スル事ヲ了諾シ以テ本年ハ
不相變前年通りニテ巡行スル事ヲ了諾シタリ右二付別
紙(当番順廻リ箱中ニ該書在中依テ略記ス)ノ書付交
付シ來リ茲ニ右談判ヲ決了ス

七月一日 吉符入

全 七日 神事補助金受取方ヲ清々講社ヨリ

通知シ來ル依テ各銚町(北南觀音山町ヲ除ク)へ回告ス

○囃子温習届七月一日 届済

其他例年通り諸願届書左ノ通り

囃子温習届

四条通り烏丸東入ル 長刀銚町

全 室町東入ル 函谷銚町

全 新町東入ル 月 銚町

室町通り四条南入ル 鶏銚町

新町通り四条北入ル 放下銚事 小結棚町

全 仏光寺南入ル 岩戸山町

全 綾小路南入ル 船銚事 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通り六角南入ル 北觀音山事 六角町

全 蛸薬師南入ル 南觀音山事 百足屋町

右七月壹日ヨリ全十日ニ至ル

前書之通り例年八阪神社私祭ニ付各

町々於テ二階囃子ト称シ温習仕リ候尤

時間ハ右日限中午后七時ヨリ全十一時

迄稽古致候間此段御届申上候也

明治四拾貳年六月廿七日

神事私祭銚町総代

下京区新町通り綾小路南入ル袋屋町

銚当番 今西多七

五条警察署長

警視篠田末五郎殿

諸車停止願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月拾八

日及貳拾五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執

行ニ付山銚市街道路中央ニ建設候ニ付

テハ自然人民群集雜沓可致候故諸車通

行候テハ危険不尠候ニ付客年ノ如ク夫々

別紙日割之通り諸車通行停止相成度

尤モ人民通行障害等無之様精々注意

可致候間此段奉願候也

明治四拾貳年七月七日

神事私祭鉾町総代

下京区新町通り綾小路南入ル袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北入山伏山町

山当番 内藤万助

五条警察署長

警視篠田末五郎殿

諸車停止日割

七月九日ヨリ全十八日迄

四条通り烏丸東入ル 長刀鉾町

全 室町東入ル 函谷鉾町

全 新町東入ル 月 鉾町

室町通り四条南入ル 鶏 鉾町

新町通り四条北入ル 放下鉾事 小結棚町

全 綾小路南入ル 船鉾事 袋屋町

全 仏光寺南入ル 岩戸山町

七月十七日ヨリ全廿五日迄

新町通り六角南入ル 北観音山事 六角町

全 蛸薬師南入ル 南観音山事 百足屋町

七月十三日ヨリ全十八日迄

錦小路通り烏丸西入ル 占出山町

全 新町東入ル 錦天神山町

全 四条北入ル 孟宗山事 笋町

室町通り錦小路北入ル 山伏山町

綾小路新町西入ル 伯牙山事 矢田町

四条通新町西入ル 郭巨山町

錦小路通り室町西入 錦天神山町

東洞院通り高辻南入 保昌山事 燈籠町

右

八阪神社私祭二付通行願

七月十日 鉾建

同日午后四時ヨリ全五時迄尅時間車掛式

挙行

右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉迄通行ノ事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通り烏丸東入ル

函谷鉾 全 室町東入

月 鉾 全 新町東入ル

右ハ居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限り通行候事

鶏 鉾 室町通り四条南入

右ハ居町ヨリ北四条南ハ綾小路限り通行候事

放下鉾 新町通り四条北入

右ハ居町ヨリ北錦小路通南ハ四条限り通行候事

岩戸山 新町通り仏光寺南入

船 鉾 全 綾小路南入ル

右ハ各居町ヨリ北四条南へ松原限り通行候事

各山八都テ該町限

七月十七日 順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺

町通南江松原通り西入新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿壹日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通り六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右各居町ヨリ北六角南八錦小路限通行候事

各山八都テ該町限

七月廿四日順行当日順路

右各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺

町通り南へ四条通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

前記之通り執行致度候ニ付此段奉願候也

明治四拾貳年七月七日

私祭各町総代 下京区新町通り綾小路南入袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北江入山伏山町

山当番 内藤万助

五条警察署長

警視篠田末五郎殿

八阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

同日午后四時ヨリ全五時迄壹時間車掛式

挙行

右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉迄通行候事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通り烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月 鉾 全 新町東入

右ハ各居町ヨリ東へ柳馬場西ハ西洞院限通行候事

鶏 鉾 室町通り四条南入

右ハ居町ヨリ北ハ四条南ハ綾小路限り通行候事

放下鉾 新町通り四条北入ル

右ハ居町ヨリ北ハ錦小路南ハ四条限り通行候事

岩戸山 新町通り仏光寺南入ル

右ハ各居町ヨリ北ハ四条南松原限り通行候事

船 鉾 全 綾小路南入ル

各山八都テ該町限り

七月十七日順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺

町通り南へ松原通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿貳日 曳初 北観音山 新町通六角南入

南觀音山 仝 蛸葉師南入
右各居町ヨリ北六角南ハ錦小路限通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日順行当日順路

右各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東ヘ寺町通
南ヘ四条通り西ヘ新町通りヨリ各帰町ス

明治四拾貳年七月七日

私祭各町総代

下京区新町通綾小路南入袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通錦小路北入山伏山町

山当番 内藤万助

堀川警察署長

警部奥田純殿

諸車停止願

別紙之通各町々義七月九日ヨリ仝十八日及

貳拾五日迄ノ間ニ於テ八マ阪神社私祭執行ニ付

山鉾市街道路中央ニ建設候ニ付テハ自然

人民群衆雜沓可致候故諸車通行有之

候テハ危険不尠候ニ付客年之如ク夫々別

紙日割ノ通り諸車通行停止相成度尤モ

人民通行障害等無之様精々注意可

致候依テ此段奉願候也

明治四拾貳年七月七日

神事私祭各町総代

下京区新町通り綾小路南入ル袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北江入山伏山町

山当番 内藤万助

堀川警察署長

警部奥田純殿

諸車停止日割

七月十三日ヨリ仝十八日迄

油小路通り仏光寺南入 太子山町

仝 綾小路南入ル 油天神山事 風早町

仏光寺通り油小路東入 木賊刈山町

綾小路通り油小路東入 芦刈山町

右

マ八阪神社私祭ニ付山鉾順番願

一不鬪取 四条通り東洞院西入 長刀鉾

一同 四条通り烏丸西入 函谷鉾

一同 新町通り四条北入 放下鉾

一同 新町通り仏光寺南入 岩戸山

一同 新町通り綾小路南入 船鉾

順番鬪取願ノ部左ニ

一鉾 室町通り四条南入 鶏鉾

一同 四条通り室町西入 月鉾

山之分左ニ

室町通り蛸薬師下ル 山伏山

綾小路通り新町西入 伯牙山

錦小路通り綾小路下ル 占出山

油小路通り綾小路下ル 油天神山

仏光寺通油小路東入 木賊刈山

烏丸通四条上ル 孟宗山

綾小路通油小路東入 芦刈山

油小路通り仏光寺下ル 太子山

錦小路通り室町西入 霰天神山

東洞院通り高辻下ル 保昌山

四条通り新町西入 郭巨山

右ハ本月十七日八阪神社私祭ニ付各町ニ於テ
山鉾差出シ例年之通道路順行仕度候ニ

付テハ来ル拾五日午前九時各町出頭可仕候

間順番鬪御下附相成度此段奉願候也

明治四拾貳年七月 日

下京区新町通り綾小路南入袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北入山伏山町

山当番 内藤万助

京都市長西郷菊次郎殿

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成度候間

例年之通り電話線切断及復旧之義御執

行相成度此段相願候也

明治四拾貳年七月 日

山鉾各町総代

下京区新町通り綾小路南入袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北入山伏山町

山当番 内藤万助

京都疏水々利事務所御中

八阪神社私祭ニ付通行順路

七月 十日 鉾建

全 十五日 曳初

長刀鉾 四条通り烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

右ハ居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限り通行候事

月 鉾 全 新町東入

右ハ居町ヨリ北錦小路南ハ四条限通行候事

鶏 鉾 新町通り四条北入

右ハ居町ヨリ北錦小路南ハ四条限通行候事

放下鉾 新町通り四条北入

岩戸山 新町通り仏光寺南入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ松原限り通行候事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限り

七月十七日 順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺町
通り南へ松原通り西へ新町通りヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右ハ各居町ヨリ北六角南ハ錦小路限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 順行当日順路

右各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺町

通り南へ四条通り西へ新町通りヨリ各帰町ス

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間

例年之通り電灯線切断及復旧之義御

取計被下度及御依頼候也

明治四拾貳年七月 日

山鉾各町総代

下京区新町通り綾小路南入ル袋屋町

鉾当番 今西多七

下京区室町通り錦小路北入山伏山町

山当番 内藤万助

京都電灯株式会社御中

八阪神社私祭ニ付通行順路

七月 十日 鉾建

全 十五日 曳初

長刀鉾 四条通り烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右ハ各居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限通行候事

鶏鉾 新町通り四条北入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ綾小路限り通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ綾小路限り通行候事

岩戸山 新町通り仏光寺南入

船鉾 新町通り綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ松原限り通行候事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限り

七月十七日 順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺町

通り南へ松原通り西へ新町通りヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

〳 式拾一日 各山建

〳 式拾貳日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 〳 蛸薬師南入

右ハ各居町ヨリ北六角南ハ錦小路限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 順行当日順路

右各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺町
通南へ四条通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

前記例年ノ通り諸願届ノ外左記願
書ヲ出ス

京都電灯株式会社御中

追願

別紙例年通りノ外ニ新町通り仏光寺上ル

船鉾町電柱(乙幹八一)西側ニ板囲出来ノ為メ

障害ト相成鉾巡行出来難クニ付該柱上部ニテ

壹尺五寸東へ斜ニ御変設相成度此段特ニ御

願上候也

御願

八阪神社私祭ニ付例年ノ通り来ル七月十七日

及廿四日山鉾巡行致候ニ就テハ其巡行道路御建設

ノ電線及電柱ノ内障害ト相成巡行出来難ク

候箇所左記ノ通り御変設相成度此段願上

候也

七月十七日巡行ノ分

一新町通高辻南入(通信省中油小路一四
電話東綾小路支十四) 電話柱

右上部ニ於テ西へ式尺余斜ニ

一新町通高辻南入(同断 十五) 電話柱

右上部ニ於テ西へ三尺余斜ニ

一新町通四条角(電話記号無シ) 電話柱

右上部ニテ西へ三尺余斜ニ

一錦小路烏丸西入電番三五一〇 井上喜一郎

架設ノ避雷線カト被存候一線

右垂下甚敷為メ切断ノ虞アリ可然変架

右ノ通り四箇所御変設及訂正願上候也

明治四拾貳年七月八日

山鉾各町総代

下京区新町通綾小路下ル袋屋町

鉾当番 今西多七

全 室町通り錦小路北入山伏山町

山当番

右追加

七月十七日巡行ノ分

一烏丸四条上ル(電番壹壹一四) 外村七兵衛

一全 (同 式七〇式) 片岡亀次郎

以後七月廿四日巡行ノ分

一室町通蛸薬師下ル(同 九四五) 藤井善七

一全 (同 三四九式) 松居久右衛門

一全 (同 三五六) 堀江義三郎

一全 (同 三八三三) 橋野兼吉

一全 (同 壹三〇) 松居庄七

右七箇所追加

七月十七日及廿四日共車付山鉾ニハ予テ契約之通り

本年ヨリ各四名宛ノ巡查護衛ニ附添ニ参事

巡行無滞本年神事相濟候也依テ次年

鉾当番月鉾町へ諸書類入箱引渡濟候也

明治四十二年 当番船鉾町

七月廿五日 今西多七

明治四十三年

灘子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月 鉾町

室町通四条南入 鶏 鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

同 仏光寺南入 岩戸山町

同 綾小路南入 船鉾 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山 六角町

同 蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

右七月一日ヨリ十日ニ至ル

前書之通例年八マ阪神社私祭ニ付各町ニ

於テ二階マ灘子ト称シ温習仕リ候尤時間ハ

右日限午後七時ヨリ全十一時迄稽古致

候間此段御届申上候也

明治四十三年六月廿七日

神事私祭鉾町総代

京都市下京区四条通新町東入

月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

五条警察署長

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月拾八日

及廿五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ

付山鉾市街道路中央ニ建設候ニ付テハ自

然人民群集雜沓可致候故諸車通行候テハ

危険不尠候ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割之

通諸車通行停止相成度尤モ人民通行障

害等無之様精々注意可致候間此段奉願

候也

明治四拾参年七月 日

神事私祭鉾町総代

下京区四条通新町東入

月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

下京区綾小路通新町西入矢田町

山当番

五条警察署長

(別紙) 諸車停止日割

七月九日ヨリ十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月 鉾町

室町通四条南入 鶏 鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

新町通綾小路南入 袋屋町

全 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全廿五日迄

新町通六角南入 北觀音山 六角町

全 蛸薬師南入 南觀音山 百足屋町

七月十三日ヨリ全十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

全 新町東入 錦天神山町町

烏丸通四条北入 孟宗山 笋町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山 燈籠町

右 八つ阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

同日午后四時ヨリ全五時迄一時間車掛式

挙行

右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉通迄通行ノ事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 同 室町東入

月 鉾 同 新町東入

右ハ居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限通行候

鶏 鉾 室町通四条南入

右ハ居町ヨリ北四錦小路南ハ綾小路限通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右ハ其居町限り通行候事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船 鉾 全 綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南松原限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月十七日順行当日巡路

山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通南へ松原通西へ新町通各帰町ス

七月十八日 觀音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北觀音山 新町通六角南入

南觀音山 同 蛸薬師南入

右各居町ヨリ北六角南錦小路限通行候事

各山ハ総テ該町限

七月廿四日巡行当日順路

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東入寺町通
南へ四条通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

前記之通り執行致度候ニ付此段奉願候也

明治四十三年七月七日

私祭各町総代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

下京区綾小路通新町西入矢田町

山当番

五条警察署長

殿

八マ阪神社私祭ニ付通行願

前同文ニ付略之

堀川警察署長

殿

諸車停止願

前同文ニ付略之

堀川警察署長

殿

(別紙) 諸車停止日割

油小路通仏光寺南入 太子山町

全 綾小路南入 油天神山 風早町

仏光寺通油小路東入 木賊山町

綾小路通油小路東入 芦刈山町

八マ阪神社私祭ニ付山鉾順番願

不鬪取 四条通東洞院西入 長刀鉾

同 同 烏丸西入 函谷鉾

同 新町通四条北入 放下鉾

同 新町通仏光寺南入 岩戸山

同 新町通綾小路南入 船 鉾

鬪取ノ分左ニ

一鉾 室町通四条南入 鶏 鉾

一同 四条通室町西入 月 鉾

山之分左ニ

室町通蛸薬師南入 山伏山

錦小路通烏丸西入 占出山

油小路通綾小路下ル 油天神山

仏光寺通油小路東入 木賊刈山

烏丸通四条上ル 孟宗山

綾小路通油小路東入 芦刈山

油小路通仏光寺下ル 太子山

錦小路通室町西入 霰天神山

東洞院通高辻下ル 保昌山

四条通新町西入 郭巨山

右ハ本月十七日八マ阪神社私祭ニ付各町ニ於テ

山鉾差出シ例年之通道路順行仕度候ニ付テハ

来ル十五日午前九時各町出頭可仕候間願番

關御下附相成度此段奉願候也

明治四十三年七月 日

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

下京区綾小路通新町西入矢田町

山当番

京都市長西郷菊次郎殿

八阪神社私祭ニ付別紙之通通行許可相成候間

例年之通電話線切斷及復旧之義御執行

相成度此段相願候也

明治四十三年七月

山鉾各町總代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

下京区綾小路通新町西入矢田町

山当番

京都疏水水利事務所御中

(別紙) 八阪神社私祭ニ付巡行順路

七月十日 鉾建

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右八居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限り通行候事

鷄鉾 室町通四条南入

右八居町南北通り限り通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右同

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 全 綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ松原限り通行候事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限り

七月十七日 巡行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺町通

通り南へ松原通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

七月廿一日 各山建

七月廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右ハ各居町ヨリ北六角南ハ錦小路限り通行候事

各山ハ都テ該町限り

七月廿四日 巡行当日順路

右ハ各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ寺へ寺町通り南

へ四条通り西へ新町通りヨリ各帰町ス

八阪神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間例
年之通り電灯線切斷及復旧之義御取計
被下度及御依頼候也

明治四十三年七月

山鉾各町総代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 橋本彦太郎

下京区綾小路通新町西入矢田町

山当番

京都電灯株式会社御中

八阪神社私祭ニ付巡行順路

(別紙) 水利事務所へ提出ノ別紙ト同一ニ付略ス

鶏鉾 月鉾ハ輪番先列ヲ為スコト

本年順番左之通

長刀鉾

霰天神山

太子山

芦刈山

月鉾

郭巨山

木賊刈山

山伏山

鶏鉾

油天神山

保昌山

孟宗山

放下鉾

伯牙山

占出山

岩戸山

船鉾

函谷鉾ハ巡行ニ加ハラス居町二本飾

之俣居祭

各山鉾町協議ノ上定ム

本年ハ各山鉾町協議之上居祭ニ決議ニ付左

書面ヲ清々講社氏子総代宛ニテ提出ス

山鉾巡行之義ニ付申請

一産神八阪神社私祭本月十七日及廿四日例年

之通り山鉾巡行之意思ヲ以テ既二十七日分ノ

鉾ハ建設準備致居候従来霖雨続降之歳ハ

道路相弛ミ重量ノ鉾為メニ傾斜シ帰町延刻

ニ及ヒ候例モ往々在之候然ルニ本年ハ幸ヒニ降

雨少ナキニ反シ瓦斯会社鉄管理設ノ為メ巡行

道路堀替其跡未タ完全ニ復旧不致居候ニ

付到底巡行難相成候依テ本年ニ限り巡行停

止致度候強テ例年之通巡行御命示ノ節ハ

危険道路ヨリ生スル損害ハ総テ御負担相成ルヘ
キ確書ヲ賜リ度連署ヲ以テ此段申請候也

明治四十三年七月十日

長刀鉾町外八ヶ町総代連署

清々講社

氏子総代御中

右申請書ハ各町一通宛其写ヲ配布シタリ

右ニ対スル

回答書

一山鉾巡行ニ付本月十日御提出相成候御書面ニ

附随スル御要求ニ対スル各条項ニ就キ左ニ

及御回答候

一電線柱改設ノ件

右ハ鉾巡行ニ妨害トナルモノハ其筋へ請願シテ

家屋ノ方へ傾斜改設ヲ取計フベキ事

一サ、ラ木買入ノ件

右ハ瓦斯会社へ交渉シ御要求ノ樫丸太鉾

本ニ付凡ソ六拾束買入ノ手續ヲ為スベキ事

一各鉾帰着遅延ノ際二人夫ニ増金ノ件

右ハ毎年十月ニ翌年度ノ私祭費予算ヲ編成シ社

長会ノ決議ヲ経ルモノナルヲ以テ本年度ノ私祭

費ニハ支出ノ途ナシ

一負傷其他ノ損害ヲ生シタル場合ニ一切ノ事ヲ引

受ケノ件

右ハ鉾巡行中ニ事故ノ生シタル時ハ幹事ハ当該
鉾町ト共ニ協議ニ与リ相当ノ処置ヲ為スベ

キ事

一寺町四条以南ハ囃子方ヲ鉾ヨリ下降セシムルノ件

右ハ各鉾町ノ御随意ニ任スベキ事

一山鉾巡行中ハ警察官ノ保護ヲ出願スルノ件

右ハ警察署へ出願シ充分保護ヲ仰クノ手續

ヲ取計フベキ事

右及御回答候也

明治四十三年七月十四日

八坂神社

清々講幹事

長刀鉾町 函谷鉾町

月 鉾町 放下鉾町

鶏 鉾町 岩戸山町

船 鉾町 北観音山町

南観音山町 御中

サ、木買入

各町車方へ申付買入其代金瓦斯会社支

払

金六円五拾錢也

金六円五拾錢也

金六円也

長刀鉾

鶏 鉾

放下鉾

金六円也 船 銚

金参円也 岩戸山

金六円五拾銭也 北観音山

金六円也 南観音山町

金六円五拾銭也 月 銚

右之外種々交渉之上函谷銚ヲ除クノ外無

事巡行相済ミ候依テ次年銚当番北観音

山六角町へ諸書類入箱及引渡候也

明治四十三年八月十七日

銚当番月銚行事

橋本彦太郎

山当番伯牙山行事

明治四拾四年六月廿 日

囃子温習届

四条通烏丸東へ入 長刀銚町

〃 室町東入 函谷銚町

〃 新町東へ入 月 銚町

室町通四条南へ入 鶏 銚町

新町通四条北へ入 放下銚 小結棚町

〃 仏光寺南へ入 岩戸山町

〃 綾小路南へ入 船銚 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通六角南へ入 北観音山 六角町

〃 蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

右自七月一日 全至ル拾日ニ

前書之通り例年八阪神社私祭ニ付各町ニ

於テ二階囃子ト称シ温習仕候尤時間者

右日限中午後七時ヨリ全拾一時迄稽古致候間

此段及御届候也

明治四拾四年六月 日

神事私祭山銚町総代

京都市下京区新町通六角南へ入

北観音山町 山銚当番

平井芳松

五条警察署長

何某殿

諸車停止願

右者願書例年通ノ処本年ヨリ室町通

綾小路南へ入白楽天山加入ノ事

右車停止日割ノ事 五条警察署一 堀川警察署一

山銚通行届之事

但シ曳初順行皆々例年通り之事之略ス

市長へ届ケハ壺通テ宜敷候 壺通

水利所 壺通

電灯会社 壺通

右惣斗八通ニ候也

明治四拾四年度鬪順番左之通記ス

長刀鉾 芦刈山 郭巨山 油天神山

函谷鉾 孟宗山 占出山 保昌山

鶏 鉾 太子山 木賊山 錦天神山

月 鉾 山伏山 白樂天山 伯牙山

放下鉾 岩戸山 船 鉾

以上

右者何レモ略之ヲス

明治四拾四年七月十七日祭礼

山鉾当番北観音山町

平井芳松

山当番油天神山町

岸田平助

右者四拾五年度当番南観音山町へ諸

書類箱入廻候也

明治四十五年一月

当番町日誌

南観音山町

鉾町当番日誌

明治四十五年壹月廿四日

本年ハ市営電鉄新設ニ付清々講幹事

何某ヲ訪問シ山鉾巡行道路ニ妨ゲナキ様

御引受之事御依頼致候処受付無之故町内

協議之上其々係リへ直接依頼スル事決定ス

全 壹月廿六日

山鉾巡行道路ノ幅員ヲ調査ス左ノ通り

全 二月二日

新町蛸薬師下ル 幅員 貳拾四尺五寸

新町通錦小路下ル 幅員 貳拾貳尺八寸

新町通綾小路上ル 〃 拾五尺八寸

新町通高辻下ル 〃 拾三尺八寸

松原通寺町西江入 〃 拾五尺八寸

松原寺町角隅ヨリ隅 〃 貳拾四尺

寺町通松原上ル 〃 十七尺

寺町通蛸薬師下ル 〃 拾七尺五寸

妨害トナル京電々柱 全シ 但シ寺町通三条四条間

寺町錦小路上ル西側 六五四七 壬幹一五三号 壹本

寺町錦小路角 〃 壬幹一五二号 一本

寺町蛸薬師角 〃 丁幹一四五号 一本

寺町六角角 〃 壬幹一四七号 一本

寺町通六角上ル西側 〃 番号ナシ 壹本

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

同二月三日

寺町松原巡查派出所ハ銚巡行ノ際妨ケ
候ニ付五条署へ出頭該派出所当日取毀
チヲ歎願シ許可ヲ得

二月四日

京都電灯会社へ出頭仕り社長ニ面会ヲ
求候処不在ニツキ要領ヲ得ズ

二月七日

電灯会社へ出頭社長大澤善助氏ニ面会
シ前陳ノ妨害トナル可キ電柱ヲ其々妨害トナラ
ザル様植替へヲ依頼候処承諾シ同会社技
師ト直ニ同道該電柱ヲ調査セリ祭典当
日迄ニ植替スル事ノ承諾ヲ受ク

二月九日

京都市道路拡築部出頭スレド係員不在

二月十日

全拡築部へ出頭係員不在

二月十三日

拡築部へ出頭工務課水谷氏及ビ道路部
中山還造氏ニ面会シ電鉄用鉄柱腕木迄ノ高
サ拾八尺ヨリ拾九尺位北側電灯柱腕木マデ廿五尺
位別紙図面之通(図面当町内ニ預リ置ク)
四条通寺町西洞院間車道幅員北側車道
拾七尺五寸南側車道拾三尺五寸ト確定之処南

側車道拾二尺五寸北側車道拾八尺五寸ニ訂正
歎願候処漸クニシテ訂正変更承諾ヲ受ク

二月十八日

拡築部へ町内澤村太七氏同道出頭京都
市技師清水瀨氏ニ面会シ四条通ノ北側人道
ト車道ノ中間ニ新設スル電柱ヲ人道ニ植へ又上
方ニ於テ三尺斗リ北へ傾斜スル様ニ附設ヲ依頼セ
シ所承諾ヲ受ク亦巡行当日電鉄ノ架空線
ノ切断ヲ依頼セシ所市長ニ相談之上回答スル
トノ事候得共同氏個人トシテ曰ク銚巡行ニ就
イテハ昨年ヨリ大キサ及幅員重量等取調済有之
巡行ニ就テハ妨ケ無之様取計^ズ致ストノ事
又電話線切断ニ就テハ電話局長ニ樺島一氏ニ
面会セヨトテ清水技師長ヨリ同^氏ノ名刺ヲ受ク
當時樺島氏ハ姉小路通烏丸東入官宅ニ在住

二月十九日

某町ヨリ銚町懇親会ノ再興申込アリ別紙
之通り回章ス

前略会開中絶ニ相成候各銚町懇親会ノ
義某町ヨリ申込ニ相成各町へ御協議之上明后廿二日
午後正二時錦小路丹栄席へ各一ヶ町ニ式名
様宛ノ御来会被成下度其上万々御談合申
上度之間何卒御繰合セ御出席願度奉希望候

発起町

函谷鉾町

鷄鉾町 月鉾町 北観音山町 南観音山町

二伸

四条通道路路拡築ノ道路幅員ノ件他ニ将来ニ

関スル重大ノ件ニ付篤卜御相談申上是非共御指

図ニモ預リ度候ニ附御多忙中恐縮之至リニ候得共

御繰合御出席願度此段御案内旁御通知

申上候也

山鉾当番町南観音山町

総代 柳井増蔵

長刀鉾町様

放下鉾町様

船 鉾町様

岩戸山町様

二月廿二日

午後二時ヨリ錦小路西洞院西へ入丹栄席ニ於テ

山鉾町懇親会ヲ開ク出席者左之通り

長刀鉾町代

谷野榮蔵氏

放下鉾町代

村田重次郎氏

船 鉾町代

木村勘兵衛氏

岩戸山町代

里内氏

函谷鉾町代

野村藤五郎氏

横山長兵衛氏

岩田忠兵衛氏

鷄 鉾町代

北村彌七氏

岡田長次郎氏

月 鉾町代

大平文久三氏

小川鹿次郎氏

北観音山町代

平井芳松氏

寺江藤七氏

当番南観音山町代

柳井増蔵

澤村太七

阿形甚助

以上

席上ニ於テ前条之通報告ス終テ懇親会写ル

函谷鉾町野村藤九郎氏ヨリ曳初メ之日四条烏丸ノ

電鉄架空線切断之義御申込アリタリ午後拾時散会

二月廿五日

拡築部ニ出頭架空線中 新町四条 烏丸四条

寺町四条 烏丸松原 以上十七日祭

三条烏丸 四条烏丸 以上廿四日祭 切断ヲ承諾ノ回答アリタリ

四月廿日

清々講幹事青木氏来宅曰クニ拡築部吏員出

張セラレ大森幹事ト共ニ四条通道路路調査同道

セシ所当番町柳井増蔵氏出張ナキヤトノ吏員

ノ問ニ依リ前キニ当番町ヨリ関係官署へ交渉済

ノ事トヲ初メテ承知致セシトノ事ニツキ厚礼申サレタリ

依テ四月廿五日カ五月一日ニ八阪神社々務所ニ於テ関

係者集会ノ事の約束ス

四月卅日

拙者ハ来ル五月二日ヨリ旅行スル由ヲ申添へ置キ本日迄ニ

過日約束セシ集会ノ通知未ダナク当方ヨリ使ヲ以テ尋

ネ候処左ノ文面ニ接ス

拜復貴書恭シク拝見仕候鉾巡行之義ニ付種々

御配慮ニ預リ奉謝候過日来一応参上可致候処

実ハ先日御面会后不計病氣ニ罹リ社務所へハ出

向不致本日ハ節季ニ付強て出勤致居候次第第二御座候

明日ハ是非社務所へ罷り出他ノ幹事ト熟議ノ上

貴下ノ御帰京迄及ベク万事都合執計致度

御帰京迄ニ各鉾町ノ協議ヲ要スル件出来ノ場合

ニハ貴下ニ代り不及ナガラ過日御話ノ通り執計可致候

間何卒御構ヒナク御出発被下度先ハ不取敢御返

事迄敬白

四月卅日午後

青木清七

柳井御主人様貴下

五月十八日

清々講幹事青木氏来宅セラレ左ノ如ク申サレタリ

保安課ヨリ山鉾巡行ニツキ電鉄架空線切断ハ交

通機関ニ害アリ依テ十七日廿四日両日ノ祇園会ヲ合併シ松

原通りヲ見合セ四条―寺町―三条―新町ヲ巡行セバ

切断モ少ナク市ニ於テ利益アレバナリトノ事ヲ内密ニ聞タリト

拙者之ニ答テ曰ク営業ノ為メ関東へ旅行致度ニ依リ

五月廿五日ニ集会スル事ヲ約定ス

五月廿六日

清々講社ノ都合ニ依リ此ノ日社務所ニテ各鉾町ト

集会セラレ青木氏ヨリ拙者旅行ノ事ヲ席上ニ於テ

披露セラレシ由同氏ヨリ通知アリ当町ハ当日不参

六月二日

清々講幹事青木清七大森義一両氏来宅セラレ去ル

五月廿六日各山鉾町集会席上ニ於ケル協議ハ結局要領

ヲ得ストノ御話ニツキ本日午後三時各鉾町ガ社務所ニ

集会スル事ヲ回章ニテ通知 其写シ左之通り

拜啓山鉾巡行ノ件ニ付キ至急御協議申上度義有之候

ニ付御多用中恐縮ニ候得共御繰合セ今二日午後正三時

八阪神社々務所へ御来会被成下度此段御通知申上候也

六月二日

清々講幹事

青木清七

大森義一

鉾町当番 柳井増蔵

各鉾町御中

八阪神社々務所楼上ニ於テ開会出席者

長刀鉾町代

函谷鉾町代 野村藤九郎氏

鶏 鉾町代 北村弥七氏

月 鉾町代 井上廣氏

放下鉾町代 田中長兵衛氏

船 鉾町代 木村勘兵衛氏

岩戸山町代 里内氏

北観音山町代 平井芳松氏

当番町南観音山町代 柳井増蔵氏

同席上ニ於テ青木大森両氏ノ口上ニ依レバ保安課長

木ノ下氏ヨリ交通機関ヲ妨害スルガタメ架空線ノ

切斷ハ出来不申居祭ニセヨトノ事ナレバ其場ハ皆々

引取トリ

六月四日

午後正七時当町会議所ニ於テ各鉾町集会ヲ催ス

出席者

國井氏 野村氏 井上氏 北村氏 田中氏

里内氏 平井氏 当番町柳井 沢村 谷口 山田氏 阿形

席上談合ノ結果鉾ノ巡行出来サル際ハ斷ジテ鉾

出シヲセザル事ニ大多数ヲ以テ決議ス

此ノ日当町ニ縁故深キ岩上六角ノ岩上寺へ巡行不可

能ナルニツキ相談ニ行キ出鉾ニ付有益ナル談話ヲ聞キタリ

六月五日

青木氏へ用人ヲ以テ前夜ノ決議ヲ回答ス

六月十日

青木氏来宅鉾町ノ決議ノ回答ヲ受ケテ後氏子

総代集会ヲ開キ同席上内貴甚三郎氏其他ノ

人々充分ナル尽力ヲスルガ併シ各山鉾町ニ於テ出ス山鉾

ナキヲ却テ幸トスルガ如キ山鉾町ガアルナラバ尽力スル迄

モナキ事故一応念ノ為御尋致スト又商業會議所

集会ニ於テモ前同様ナリト当番町ハ前条決議通

ノ回答ヲナス

六月十五日

青木幹事来宅八阪神社々務所ニテ内貴甚三郎氏

宮司保科氏出席ノ上各山鉾町ニ相談ノ義アレバ

其由ヲ通達致シ呉レトノ事ナレドモ出鉾出来ザル限りハ其

通達モ出来ズト断ル併シ貴店ヨリ御通達ハ御随意ニ

ナサル、様答フ但シ集会トハ十七日午後二時社務所ニ於テト

六月十七日

社務所ニ集会澤村太七氏代人トシテ出席セラレタリ

席上内貴甚三郎氏ヨリ知事及市長へ交渉ノ結果大森知事

ト内貴氏ト意見方法相容レズ出鉾出来サルニ決ストモ

尚商業會議所ヨリ知事大森鐘一氏へ尚交

渉スル事ニテ散会ス

六月廿日

午前十時青木氏ヨリ電話ニテ本日午後一時商業

會議所へ各鉾町ノ総代ヲ出張セヨトノ事ニ附キ

下相談ノタメ各鉾町ノ総代ノ集会ヲ柳井宅ニ於

テ開ク前決議通りニ決ス其ヨリ商業會議所へ

出張ス全所ニハ既ニ宮司及中井半井伊吹中田

青木大森(以上清々講社幹事)ノ諸氏待チ居ラレタリ

濱岡会頭ノ談話ニヨレバ昨十九日ニハ知事大森氏

内貴氏中井氏清々講社ノ両三名ト種々交渉ノ

結果藤崎警務長ヲ木津ヨリ夜間電話ヲ以テ呼

戻シ談深夜ニ及ビタリト外種々ノ話シアリシモ結局

昨年通り実行致度ニ附鉾町ノ意見ハ如何トノ問ニ

対シ各町協議ノ上各町ヲ代表シ素ヨリ当方ハ一切

何モ申居ラズ出鉾セヨトノ事ナレバ双手ヲ上ゲテ賛成

スル旨ヲ答フ然ラバ願書ヲ差出セトノ事ニ付会

議所書記ニ依頼シ差出ス 願書写シ左ノ通り

例年執行致来リ候祇園会山鉾巡行之時期モ相

迫リ候ニ附々其準備ニ着手致居候処去ル三十一日当府

保安課ヨリ電気軌道架空線ヲ切斷シ停車セシムルハ

交通機関ヲ妨クルモノナルガ故ニ祇園会山鉾巡行ノ順路

ヲ変更セザル限り当府庁ハ其巡行ニ同意シ難キ旨ノ

御口達ヲ蒙リ申候右御口達ハ一応御尤之次第第二御座候

得共本年ハ既ニ其準備ニ着手致居候義ニ付破格

ノ御詮議ヲ以テ例年巡路ヲ御許可相成候様御尽力被

下度奉願候尚ホ明年以後ニ於ケル巡行道路等ノ

義ハ直ニ調査会ヲ組織シ慎重ニ研究ノ上更ニ

上申可致候間本年ニ於ケル前陳之通り願意貫徹

候様御配慮ヲ蒙リ度此段懇願仕候也

明治四十五年六月廿日

八坂神社信徒総代

代表者 中井三郎兵衛

全清々講幹事総代

代表者 半井安兵衛

〃 伊吹平三郎

鉾町 柳井増藏

山町 宮島高太

京都市長川上親晴殿

右同文ニ（市長川上氏及ヒ会頭濱岡氏ノ二通添書付）ニテ

京都府知事大森鐘一殿

〔貼紙〕

「此ノ願書ハ濱岡会頭直ニ知事官宅へ持参セラレタリ

午後七時参ラレ九時頃帰所サル知事ヨリ本年ハ昨年通巡行シテ差支ナキ

由回答アリタリ」

六月廿三日

山町当番宮島高太氏ヨリ内貴、濱岡、中井三氏ニ

挨拶ニ行テハ如何ノ事ニツキ別紙回章之通り各町

へ相談セシ所賛成故廿四日午後一時ヨリ濱岡氏私宅へ

参リシ所同氏ノ指図ニ依リ知事ノ官宅警務長

藤崎氏官宅保安課長木ノ下氏官宅市長川上氏私

宅へ挨拶ニ参ル其レヨリ内貴氏へ参リシ候処サキニ伊

吹氏ニ要件ヲ尋ネシモ電話ニテ要領ヲ得ザルニツキ

折柄同座ナリシ宮司ヨリ左ノ五ヶ条ヲ聞及ブ

一 本年限り事情ヲ斟酌シテ巡行ヲ許ス事

二 明年以後ハ現在ノ仮巡行ナサントスル際ハ斷ジテ

聴許セザル事

三 調査ヲ等閑ニ附セズ適當ノ計画ヲ為シ明年

ノ季節ニ際シテ氏子等ノ紛擾ヲ招ク等ノ事

ナキヲ期スル事

四 調査会ニ於テ決定セル事項ト雖モ不適當ト

認ムル時ハ勿論其事項ノ変更ヲ命ゼシ場合ハ早

速再調査セシムル事

五 調査会ノ目的ハ巡行道筋ノミニ限ル可カラズ

其他鉾ノ保存方法経費ノ関係等ニツキ時々

研究シ時代ノ趨勢ヲ尊重シ百年ノ長計ヲ定

ム可キ方針ヲ執ル事

内貴氏モ調査委員ハ祭典以前ニ必要ナル故至急
決定セヨト又宮司モ至急ヲ要スル旨語ラレタリ
祭典調査委員選定ノタメ柳井宅ニテ各銚町総
代集會シ出席者左之通り

月井上氏 長刀 國井氏 函谷 野村氏 鷺 北村氏

放下 田中氏 船 木村氏 岩 里内氏 北觀音 平井氏

當町 柳井 澤村

投票ノ結果調査委員左記三名決ス

長刀銚町 放下銚町 南觀音山町

右三名全日清々講社へ届出ス

〔別紙挾込〕

祭事調査會銚町委員ヲ

何名選出スルヤヲ投票シタルニ其結果

三名ヲ可トスル者 (五)

五名ヲ可トスル者 (四)

三名選出スル事ニ決ス

次二三名ノ氏名投票ヲ行ヒタル結果

長刀銚町 七票

函谷銚町 三票

鷺銚町 壹票

月銚町 壹票

放下銚町 七票

北觀音山町 壹票

南觀音山町 七票

依テ

長刀銚町

放下銚町

南觀音山町

三名委員ニ決ス

六月廿四日

午前拾一時清々講伊吹平三郎氏ヨリ電話ニテ只今

中井氏伊吹氏半井氏柳井氏四名府保安課へ出

頭セヨトノ事併シ折シモ京都府警察部高等警察

課高等専務藤原一司氏来宅ナリシニ依リ一時

間程ノ猶予ヲ申上ゲ既ニ約束時間ニ至リ出頭セントスル

折伊吹氏ヨリ電話ニテ保安課出頭ノ事ハ格別

急ガズノト事ニ付出頭セズ

六月廿五日

濱岡氏ノ紹介ニヨリ電話局電話係技師長

樺島一氏ニ面會シ新町高辻電話線綾

小路寺町鉛管線其他月銚町ノ線ヲ取除キ

ヲ依頼シテ目的通りヲ達ス序二月銚町ノ電話

線ヲ地中線ニ依頼セシ所廿六日ニ調査スルトノ

事ニツキ帰途國井氏月銚町ノ井上氏へ参リ

話シヲ致シ置ク

六月廿六日

午前八時電話局ヨリ受持技師船政春氏
来宅セラレ委員田中国井両氏及柳井四名同
道ニテ月鉾町ノ電話線ヲ研究シ松原室町ノ電
柱一本寺町通及ビ三条通ヲ調査ス三条高倉
角ノ電柱一本及ビ午砲電信柱一本ノ植替ヲ請求
シ帰途電話局ニ樺島氏ヲ訪ヅレ其折悪シク
多忙ニテ明廿七日ヲ約シテ帰ル

六月廿七日

大阪電信管理局京都支局へ昨日ノ約束ニ依
リ出張ス四条室町新町間ノ地中線ヲ人道ト
車道トノ間ナルヲ人道ト人家ノ間ニ埋ヅメル事ノ
設計ヲ依頼ス地中線埋替ナレバ凡ソ四百円也
ト(尤モ室町通ノ間ヲ地中線トス)電柱植替ナレバ
二百円位ナリト直チニ内貴氏へ参リシモ折悪ク来
客アリシ故半井氏ノ宅へ参リ前条ノ話ヲ委細語
リシ処七月一日社務所へ御越シ被下其上ニテ
御返事スルトノ事

七月一日

社務所へ至ル國井様 氏式人
清々講幹事半井安兵衛伊吹平三郎大森
青木清七宮司諸氏ニ面会シ電話柱ノ植替
費用凡式拾円 松原室町西へ入三条高倉角 出金
承諾ニ相成候

七月九日

午前七時電話柱ノ事ニ附大阪電話管理局
支所へ参リ候処係員出頭無之故樺島氏ノ
自宅へ伺ヒ係員ヲ同氏宅へ呼寄セニ相成打合セ
ヲナス

七月十五日

松原寺町角ノ電話柱ニ付夫々手続ス
午后四時京都電灯会社地下線受負才賀
電機商会技師吉田秀二郎氏外一人来
宅 此人ハ明治四十四年迄
京都電話局の技師長 寺町四条寺町綾小路角
寺町高辻角二六尺二五尺深サ七尺ノ穴アリ鉾曳
ニ附危険ヲ感シ候条現場ニ全道実見之上
各鉾町へ通知ヲ願シニ付直々全道シ夫々通知ス
其節当日注意ノ為各場所ニ一人ヲ備へ
五尺二六尺ノ板ヲ危険ノ場所へ敷ク事ヲ
注文ス

七月十六日

電話局ヨリ寺町松原電柱植替午后一時
ヨリ取掛リ通知有之候ニ附放下鉾町田中
長兵衛氏へ通知シ午后壱時全所へ出張ス
全午前十一時全局ヨリ月鉾町電話加入者
四名当日室町四条電話線切断ニ付不通
ニ相成候旨申来リ候ニ附月鉾町行事井上
廣之助氏へ申入レ加入者へ其旨ヲ伝フ

又午后五時ニ全局ヨリ通知有之室町四条
電話ヲ仮地下線ニ致置クトノ事ニ附加入者ハ
普通無之候

七月十七日

寺町四条角地下ノ穴及電話線ノ穴ノ上ヲ
銚曳ク事危険ニ付双方立合ノ上夫々注意
ヲシテ呉レトノ事ニ附午前八時半ヨリ現地へ
出張現場穴及電話線路上ニ砂ヲ敷キ
養生等銚曳ク事ニ便利ノ方ニ注意シ各
銚共難道路ノ無事曳キ終リヲ見テ帰
宅ス立会人ハ吉田秀二郎外四人地下電灯
会社工夫十五名斗リ通信局ノ技師主任
外一人工夫拾人斗リ

七月十九日

聖上陛下御不例ノ号外来ル

七月廿日

警察署ヨリノ注意ニ依リ聖上御不例之為
山銚ノ囃子ハ中止スレトモ提灯ハ献灯スル事トス
七月廿二日

午前五時宮司ニ面会シ山銚巡行ニ付
打合ス

午前九時濱岡光哲氏ニ面会シ廿四日山銚
巡行ノ件相談セシ処本日ニモ山銚取片付ケ
謹慎ヲ表スル方宜敷トノ事ニ付直ニ田中

長兵衛氏國井藤兵衛氏北觀音山町平井
氏宮島氏ヲ拙宅ニ招キ右ノ件ヲ集談
セシ結果午后三時社務所ニ行キ清々講
幹事及信徒惣代ト協議ノ上山銚ハ取
片附クル事ニ決ス時ニ午后六時

山町ハ全部賛成ス

午後六時ヨリ当觀音山ヲ取片付ニ取掛リ
午後八時ニ至リ大略取片付ク
午後八時社務所ヨリ神輿ハ御旅所ヨリ
直ニ四条通りヲ本社へ御還幸ノ旨通達有之
御供ハ尤質素ヲ旨トスル事

七月廿三日

午前十時觀音山全ク片附ク

七月廿四日

午前十時青木氏来宅北觀音山ノ片附
カザル事ヲ訪問セラル別ニ意味無之ト答置ク
当町内ハ午后一時八阪神社ノ禰宜ヲ招キ
聖上陛下御平癒ノ祈祷ヲ柳井宅ニ於テ行フ
〔欄外〕「七月三十日」

聖上陛下御崩御遊サル(号外来ル)

七月三十日

当番町南觀音山町総代

柳井増藏記之(印)

〔欄外に横書〕「大正三年」

離子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾町

〃 室町東入 函谷鉾町

〃 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾事 小結棚町

〃 仏光寺南入 岩戸山町

〃 綾小路南入 船鉾事 袋屋町

右七月廿一日より廿四日二至ル

新町通六角南入 北観音山事 六角町

〃 蛸薬師南入 南観音山事 百足屋町

右七月廿一日より三十日二至ル

前書之通例年八坂神社私祭二付各町二

於テ二階囃子ト称候温習仕候尤モ時間之義ハ

右日限中午后七時より十一時迄稽古致候間

此段御届申上候也

大正三年七月十八日

山鉾各町総代

当番 北村弥七

五条警察署長

警視武盛忠太殿

拜啓薄暑之候各貴町御中増々御清

栄之段敬賀之至ニ奉存候陳ハ八坂神社

私祭ニ付目下御尽力中ニ候処例年之通

山鉾巡行通路之幅員等今回実測

致シタルニ敢テ差支シケ所無之様思料

致候得共各貴町ニ於テ障害之ケ所等御認

メ有之候得者無御遠慮御意見ヲ至急御申

越シ相成度左スレバ其向照会之都合モ

有之候間右協議旁ニ及御通報候也

大正三年七月十二日

山鉾当番鶏鉾町

総行事北村弥七

但し車掛ケ山鉾町ノミニ通報協議回状ス

当番町即チ鶏鉾町会議所へ各町

之御集会ヲ願ヒシハ

第一会ヲ六月十五日ニ始メ示後日限之変更

再三再四ニ及ビ都度一々回章ヲ以テ御集

合相願候処六月廿九日ヲ以テ全ク左記之通

決定相成候事

一七月廿七日 神幸

一八月四日 還幸

諸車停止願

別紙之通各町義七月廿一日より同月廿八日中

及同月廿八日夕八月五日中之間ニ於テ八坂
神社私祭執行ニ付山鉾町ハ道路中央

ニ建設致シ候ニ付テハ自然人民群集雜沓

可致故諸車通行致シ候テハ危險之廉

不少依テ客年之如ク夫々別紙日割之通

諸車之通行御停止相成度尤モ人民通行

之障害等無之様精々注意可致候ニ付

此段奉願候也

大正三年七月十八日

神事私祭各町総代

下京区室町通四条下ル鶏鉾町

北村彌七印

五条警察署長

警視武盛忠太殿

〔欄外〕「別紙」

諸車停止日割

一七月廿一日夕廿八日ニ至ル

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾事 小結棚町

同 綾小路南入 船鉾事 袋屋町

同 仏光寺南入 岩戸山町

以上

一七月廿八日夕八月五日ニ至ル

新町通六角南入 北觀音山事 六角町

同 蛸薬師南入 南觀音山事 百足屋町

以上

一七月廿四日夕二十八日ニ至ル

錦小路通烏丸西入 占出山町

同 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山事 筍町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山事 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山事 燈籠町

室町通綾小路南入 白楽天町

以上

八坂神社私祭ニ付通行願

一七月二十五日午前九時夕正十二時迄ノ間

曳初メ之部

長刀鉾 町所

函谷鉾 町所

月鉾 町所

右八居町夕東ハ柳馬場西ハ新町限通行候事

鷄 鉾 町所

右八居町ノ北ハ四条南ハ綾小路通限通行候事

放下鉾 町所

右八居町ノ北ハ錦小路南ハ四条通限通行候事

岩戸山 町所

船 鉾 町所

右八居町ノ北ハ綾小路南ハ高辻限通行候事

左記式ケ町曳初メ八月一日午前九時ノ正十二時迄間

北観音山事 町所

南観音山 町所

右八居町ノ北ハ六角南ハ錦小路限通行候事

山ハ都テ各町限ノ事

一七月廿七日当日午前九時ノ午後五時頃ニ至ル各山

鉾順路ハ四条通ニ相揃ヒ同通東へ寺町南へ松原

西へ新町北へ各帰町ス

八月四日当日午前九時ノ午後五時頃ニ至ル各山順

路ハ三条通ニ相揃ヒ同通東へ寺町南へ四条通ヲ

西へ新町北へ各帰町ス

前記之通執行致候ニ付通行之義

奉願候也

大正三年七月二十日

山鉾当番総代

北村弥七

五条警察署長

警視武盛忠太殿

副仲書

別紙之通新町通四条上ル放下鉾

(小結棚町) ノ申来リ本年ハ弊町義

当番ニ付手續キ上来ル廿五日迄ニ乍御

手数電柱鉾巡行ノニ差支ザル様至急

御手直シ相成候様致度即チ依頼書相添へ

此段副仲仕候也

山鉾当番

大正三年
七月廿三日 下京区室町通四条下ル鷄鉾町

山鉾行事総代北村弥七

京都市

水利事務所御中

放下鉾町ノ依頼書之写シ

御依頼書

新町四条上ル東側南ノ始メテノ電柱

水利（四四四）大正二年十月建設ノ分

右電柱本日車掛ノ節差間へ巡行難相成

候ニ付東江式尺傾斜致呉ラレ候様水利

事務所へ御願ヒ被下度尤モ廿五日曳初メ迄

ニ工事致シ呉ラレ候様御願出之程御依頼

申上候也

大正三年七月廿二日 放下鉾町総代印

当番

鶏鉾町御中

本書ハ水利事務所へ差出ス

是レハ本書之写シト承知アルベシ

御通告

八坂神社私祭ニ付左記日時山鉾巡行

之義其筋江相願候処御許可相成候ニ付

例年之通乍御手数各通路電灯線

切断并復旧之御取斗相願度右通告

致候也

山鉾当番

大正三年
七月廿三日

行事総代北村弥七

京都電灯株式会社御中

曳初メ

一各町共廿五日午前九時迄正午十二時迄ノ間トス

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 〃 室町東入

月鉾 〃 新町東入

右各居町々東ハ柳馬場西ハ新町ヲ限りノ事

鶏鉾 室町通四条南入

右居町々北ハ四条南ハ綾小路通ヲ限りノ事

放下鉾 新町通四条北入

右居町々北ハ錦小路南ハ四条通リヲ限りノ事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 〃 綾小路南入

右居町々北ハ綾小路南ハ高辻通ヲ限りノ事

八月一日

北観音山 新町通六角南入

南観音山 〃 蛸薬師南入

右居町々北ハ六角南ハ錦小路通限りノ事

七月廿七日当日午前九時順路山鉾ハ四条通ニ相

揃ヒ同通ヲ東へ寺町ヲ南へ松原ヲ西へ新町通ヲ北へ

各帰町ス

八月四日当日午前九時順路各山ハ三条通ニテ

相揃ヒ三条通ヲ東へ寺町ヲ南へ四条通ヲ西へ

各帰町ス

以上

御届

八坂神社私祭ニ付左記日時当町鶏鉾巡行之義

其筋へ出願候処許可相成候ニ付例年之通乍御手数

室町四条角ノ電話線切断及復旧之御取斗

相願度此段御届申上候也

下京区室町通四条下ル

大正三年七月廿三日 鶏鉾町

京都電話交換局御中

一曳初メ 七月廿五日午前九時迄正午十二時迄ノ間

一当日 七月廿七日午前九時迄后五時迄ノ間

右両日ニ御座候也

拜啓八坂神社私祭ニ付本年ハ弊町之行

事当番ニ相当致シ例年之通車掛ケ

山鉾各町江順路之義ニ付協議致候処

南観音山町之申出ニハ錦小路新町東南

角貴社之電柱ハ頗ル通路江突出シ為メニ通

過不可能旨ニ付何卒貴社方直接同町へ

御交渉之上障碍電柱ハ便宜之御取斗ヒ

相願度并ニ四条通新町^ニ東入月鉾町^ニ

申参り候ニハ貴社使用物道路中央ニ地下線用

コンクリート数百個放列シアリ是亦鉾立

作業ニ差支候ニ付極至急御取除キ相成候

様致度右御依頼旁々及御照会候也

大正三年七月十六日

山鉾車掛ケ九ヶ町

当番

鶏鉾町

京都電灯株式会社社長

田中源太郎殿

八坂神社私祭ニ付山鉾順番願

不鬪取 四条通東洞院西入 長刀鉾

同 〃 烏丸西入 函谷鉾

同 新町通四条北へ入 放下鉾

同 〃 仏光寺南入 岩戸山

同 〃 綾小路南入 船鉾

左記二鉾ハ前后隔年交リノ事

室町通四条南入 鶏鉾町

四条通室町西入 月鉾

山之分左記

室町通蛸薬師南入 山伏山

綾小路通新町西入 伯牙山

錦小路通烏丸西入 占出山

油小路通綾小路下ル 油天神山

仏光寺通油小路東入 木賊刈山

烏丸通四條上ル 孟宗山

綾小路通油小路東入 芦刈山

油小路通仏光寺下ル 太子山

錦小路通室町西入 霰天神山

東洞院通高辻下ル 保昌山

四條通新町西入 郭巨山

室町通綾小路下ル 白樂天山

右ハ本月廿七日八坂神社私祭ニ付各町ニ於テ

山鉾差出シ例年之通道路順行仕度候

ニ付テハ来ル廿五日午前九時各町出頭可仕候間

順番鬪御下附相成度此段山鉾町総代連署ヲ以テ奉願候也

大正三年七月廿三日

下京区室町通四條下ル 鷄鉾町

鉾当番 北村弥七印

山当番 徳永喜三郎印

京都市長井上 殿

拜啓八坂神社私祭ニ付テハ再三日限変更

相成候処愈々左之通決定相成候間此段

御通知申上候也

大正三年七月 山鉾当番 鷄鉾町

一 吉符入 七月二十日

一 鉾 建 七月廿二日

一 社 参 七月廿三日

一 曳 初 七月廿五日

一 神 幸 七月廿七日

一 還 幸 八月四日

一 山 建 七月廿八日

一 還 幸 八月四日

一 二階囃子 七月廿一日迄

關係山鉾各町宛

右ハ前記之通夫々手續キヲイタシ神

事諸件共無滞相濟ミ候ニ付明年

当番町ナル函谷鉾町江一件書類

取纏メ之上本日収納箱壱箱相

廻シ候也

大正三年九月 日

鷄鉾町総行事山鉾当番

北村彌七

大正四年七月祭事記

鉾町当番

函谷鉾町

十合重助

山町当番

加藤米治郎

本年十一月当地ニ於テ 御大典御執行ニ付

其際祇園会ノ山鉾出陳有之哉ノ故ヲ

以テ来月挙行スベキ本社定例ノ氏子祭ニ

山鉾ノ巡行ヲ休止スルヤノ疑ヲ抱カル、向有之

候趣仄聞致候処右御大典ト当社

ノ氏子祭トハ全然別問題タルハ勿論ノ義

ニテ来ル七月兩度ノ祭日ニハ山鉾ノ巡行恒

例ノ通挙行可相成義ト御承知有之度

此段為念乍御手数各鉾町へ御伝声

相願度及御依頼候也

大正四年六月十五日

八坂神社清々講幹事印

全 社務所 印

鉾町御当番

函谷鉾町御役御中

七月一日 吉符入

全 三日 清々講社ヨリ神事補助費

受領方通知ニ付各町へ通達ス

一 渡金場所 室町通綾小路南入

十一組学校内

一 日時 七月七日午後早々ヨリ四時迄ノ内

但し両観音山ハ 七月十四日午前十時ヨリ午後三時迄ノ内

右通達ス

諸願届書写左之通

離子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

同 仏光寺南入 岩戸山町

同 綾小路南入 船鉾 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山 六角町

同 蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

右七月一日ヨリ十日ニ至ル

前書之通例年八坂神社私祭ニ付各町ニ於テ

二階離子ト称シ温習仕候尤モ時間ハ右日限中

午後七時ヨリ全十一時迄稽古致候間此段御届申上候也

大正四年六月廿六日

神事私祭鉾町総代

京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

五条警察署長

警視 武盛忠太殿

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月十八日及廿五日

迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街

道路中央ニ建設候ニ付テハ自然人民群集雜

沓可致候故諸車通行候テハ危険不尠候ニ付

客年之如ク夫々別紙日割之通諸車之通

行御停止相成度尤モ人民通行之障害等

無之様精々注意可致候ニ付此段奉願候也

大正四年六月廿八日

神事私祭鉾町総代

下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

下京区室町通綾小路南入白樂天町

山当番 加藤米治郎

五条警察署長

警視 武盛忠太殿

別紙 諸車停止日割

七月九日ヨリ全十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

全 綾小路南入 船鉾 袋屋町

全 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全廿五日迄

新町通六角南入 北觀音山 六角町

全 蛸薬師南入 南觀音山 百足屋町

七月十三日ヨリ全十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

全 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山 笋町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山 燈籠町

右

八阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

同日午後一時ヨリ全四時迄車掛式挙行

右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉迄通行ノ事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 同 室町東入

月鉾 同 新町東入

右ハ居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限通行候事

鷄 鉾 室町通四条南入

右八居町ヨリ北四条南ハ綾小路通限通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右ハ其居町限り通行候事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船 鉾 全 綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南松原限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月十七日順行当日巡路

山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺

町通南へ松原通西入新町通各町帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 同 蛸薬師南入

右各居町ヨリ北六角南錦小路限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 巡行当日順路

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通南へ

四条通西へ新町ヨリ各帰町ス

前書之通執行致度候ニ付此段奉願候也

大正四年六月廿八日

私祭各町総代

下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

下京区室町通綾小路南入白楽天町

山当番 加藤米治郎

五条警察署長

警視 武盛忠太殿

前同文章ニ付略之

八坂神社私祭ニ付通行願

諸車停止願

別紙 諸車停止日割

七月十三日ヨリ全十八日迄

油小路通佛光寺南入 太子山町

全 綾小路南入 油天神山 風早町

佛光寺通油小路東入 木賊山町

綾小路通油小路東入 芦刈山町

八坂神社私祭ニ付通行願

堀川警察署長

警部 金ヶ原武雄殿

八坂神社私祭ニ付鉾順番願

不鬮取 四条通東洞院西入 長刀鉾

同 同 烏丸西入 函谷鉾

同 新町通四条北入 放下鉾
同 新町通仏光寺南入 岩戸山
同 新町通綾小路南入 船鉾
左記二鉾ハ前後隔年交リノ事

室町通四条南入 鶏鉾
四条通室町西入 月鉾

山之分左ニ

室町通蛸薬師南入 山伏山
綾小路通新町西入 伯牙山
錦小路通烏丸西入 占出山
油小路通綾小路南入 油天神山
仏光寺通油小路東入 木賊刈山
烏丸通四条北入 孟宗山
綾小路通油小路東入 芦刈山
油小路通仏光寺南入 太子山
錦小路通室町西入 霰天神山
東洞院通高辻南入 保昌山
四条通新町西入 郭巨山
室町通綾小路南入 白楽天山

右ハ七月十七日八坂神社私祭ニ付各町ニ於テ山鉾
差出し例年之通道路巡行仕度候ニ付テハ来ル
十五日午前九時各町出頭可仕候間願番
御下附相成度此段奉願候也

大正四年六月廿八日

下京区四条通室町東入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

下京区室町通綾小路南入白楽天山町

山当番 加藤米治郎

京都市長 井上密殿

八坂神社私祭ニ付別紙之通通行許可相成候間

例年之通電線切断及復旧之義御執行
相成度此段相願候也

大正四年七月四日

山鉾各町総代

下京区四条通室町東入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

京都市水利事務所御中

八坂神社私祭ニ付別紙通行許可相成候間例
年之通り電灯線切断及復旧之義御
取計被下度及御依頼候也

大正四年
七月五日

山鉾各町総代

下京区四条通室町東入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

京都電灯株式会社御中

八坂神社私祭二付巡行順路

七月十日 鉾建

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右八居町ヨリ東柳馬場西ハ西洞院限り通行候事

鶏鉾 室町通四条南入

右八居町南北通り限り通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右全上

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 全 綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南ハ松原限り通行

候事

七月十四日 各山建

山ハ都テ該町限り

七月十七日 巡行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ

寺町通南へ松原通西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右ハ各居町ヨリ北六角南ハ錦小路限り通行候事

各山ハ都該町限り

七月廿四日 巡行当日順路

右ハ各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町通

南へ四条通り西入新町通りヨリ各帰町ス

但し電灯線ハ電灯会社ト雖モ電鉄ノ關係上

電灯会社水利事務所トモ同文章ヲ届ル

御届

八坂神社私祭二付左記ノ日時通行之

義其筋へ出願候処許可相成候二付

例年之通乍御手数数室町四条角

ノ電話線切断及復旧之御取斗

相願度此段御届申上候也

大正四年七月五日

下京区四条通室町東入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

京都電話交換局御中

一曳初 七月十五日 午前九時ヨリ正午十二時迄ノ間

一当日 全 十七日 午前九時ヨリ午後五時迄ノ間

右兩日ニ御座候也

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町

鉾当番 十合重助

京都市下京区室町綾小路南入白樂天町

山当番 加藤米治郎

大正四年六月二十八日附願八坂神社私祭山鉾

順行ニ付順番鬮ハ来ル七月十五日交付候条

全日午前正九時当所へ出頭セラルヘシ

大正四年六月二十九日

京都市長法学博士井上密印

右御伝達申上候也

拝啓向暑之候御座候処益御清榮奉賀候陳者

八阪神社私祭ニ付例年之通山鉾巡行

通路之幅員等実測致タルニ敢而差支之ケ所無之様

被存申候へ共各貴町ニ於テ自然障害之ケ所

等御認メ有之候ハ、無御遠慮御意見

を至急御申越し相成度左すれハ其旨交渉

可致候先者右為念御照会申上候也

大正四年七月一日

山鉾当番函谷鉾町

行事 十合重助

長刀鉾町々中

月 鉾町々中

鶏 鉾町々中

放下鉾町々中

岩戸山町々中

船 鉾町々中

北観音山町々中

南観音山町々中

七月十五日午前九時三十分市役所ニ於テ

抽籤順番左ニ

長刀鉾

保昌山

芦刈山

孟宗山

函谷鉾

占出山

油天神山

太子山

鶏 鉾

郭巨山

木賊刈山

白樂天山

月 鉾

山伏山
伯牙山
霰天神山
放下鉾
岩戸山

諸願前書通夫々手続ヲ了シ
神事諸件無之相済候ニ付明年
鉾当番岩戸山町へ一件書類
取纏メ之上本日当番箱相廻シ
候也
大正五年八月 日 当番長刀鉾町
井上五郎兵衛

電話線取ハツシ願変更
八阪神社私祭ニ付山鉾巡行ニ際シ
室町四条及新町高辻ニ建設シアル
電話線ニ支障有之候間移転ノ義
御願申上候事

但右ニ要スル工事費ハ当方ニ於テ
負担仕可候
年 月 日

住所
当番

西部逓信局御中

大正六年六月

鉾町神事当番諸用記録

岩戸山町

離子温習届

四条通り烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通り四条北入 放下鉾 小結棚町

同 仏光寺南入 岩戸山町

同 綾小路南入 船鉾 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通り六角南入 北観音山 六角町

新町通り蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

右七月一日ヨリ十日に至る

〔欄外〕「一字消ス」

前書之通例年八阪神社私祭ニ付各各町ニ於テ二階

離子と称シ温習仕候尤も時間は右日限中午後七時より全

十一時迄稽古致候間此段御届申上候也

大正六年六月 日

神事私祭鉾町総代

〔欄外〕「一字消ス」

京都市下京区新町通り仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

五条警察署長金ヶ原武雄殿

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日より全月十八日及廿五日迄之

間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街道路中央

ニ建設候ニ付テは自然人民群集雜沓可致候故諸

車通行候テは危険不尠候ニ付客年之如ク夫々別紙

日割之通り諸車之通行御停止相成度尤も人民

通行之障害等無之様精々注意可致候ニ付此段

奉願候也

大正六年六月 日

神事私祭各町総代

下京区新町通り^{仏光寺}南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

下京区東洞院高辻南入燈籠町

山当番

五条警察署長

警視 金ヶ原武雄殿

諸車停止日割

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 ^{放下鉾}小結棚町

同 綾小路南入 ^{船鉾}袋屋町

同 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日より廿五日迄

新町通六角南入 ^{北觀音山}六角町

同 蛸薬師南入 ^{南觀音山}百足屋町

七月十三日より同十八日迄

錦小路通り烏丸西入 占出山町

同 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 ^{孟宗山}筍町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 ^{伯牙山}矢田町

四条通新町西入 郭巨山

東洞院通高辻南入 ^{保昌山}燈籠町

右

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日より全月十八日及廿五日

迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街

道路中央ニ建設候ニ付ては自然人民群集雜沓可致候故諸車通行候ては危険不尠候ニ付客年之如く夫々別紙日割之通り諸車之通行御停止相成度尤も人民通行之障害等無之様精々注意可致候ニ付此段奉願候也

大正六年六月 日

神事私祭各町総代

下京区新町通佛光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

〔欄外〕「二字消ス」

下京区新町^{東洞院}通高辻南入燈籠町

山当番

堀川警察署長

諸車停止日割

七月十三日より同十八日迄で

油小路通り仏光寺南入 太子山町

同 綾小路南入 ^{油天神山}風早町

仏光寺通油小路東入 木賊山町

綾小路通油小路東入 芦刈山

右

八阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

同日午后一時より同四時迄車掛式挙行
右は長刀鉾居町より東へ高倉迄通行候事
各鉾は都て該町限

七月十五日 曳初

同日午前九時より午后三時迄

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 同 室町東入

月 鉾 同 新町東入

右は居町より柳馬場西は西洞院限り通行候事

鶏 鉾 室町通四条南入

右は居町より北四条南綾小路限通行候事

放下鉾 新町通四条南入

右は其居町限り通行の事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船 鉾 同 綾小路南入

右は居町より北四条南松原限り通行候事

各山は都て該町限

〔欄外〕「一字訂正」

七月十七日 ^順巡行当日順路

山鉾各居町より四条通にて相揃ひ東へ寺町

通南へ松原通西へ新町通各帰町す

〔欄外〕「二字加入二字消ス」

^{同日}布は午前八時より午后六時迄

七月十八日 観音山建

同 廿一日 各山建

同 廿二日 曳初

〔欄外〕「二字加入二字消ス」

右は午前九時より午后三時迄で

北観音山 新町通六角南入

南観音山 同 蛸薬師南入

右は各居町より北六角南錦小路限り通行候事

各山は総て該町限

七月廿四日 順行当日巡路

同日午前八時より午后二時迄

右は各居町より三条通にて相揃ひ東へ寺町通

〔欄外〕「一字消ス」

南へ四条通西入へ新町通より各帰町す

前記之通執行致度候ニ付此段奉願候也

大正六年六月廿三日

私祭各町総代

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

〔欄外〕「一字消ス」

下京区東洞院通高辻南入番燈籠町

山当番 表弥助

五条警察署長

警視 金ヶ原武雄殿

拜啓梅雨之候各貴町御中増々

御清栄之段大賀之至に奉存候陳者

八阪神社私察ニ付其筋之許可相成

候間例年之通り御執行相成度此段

御通知申上候也

鉾当番岩戸山町

大正六年六月三十日 片岡平一郎

長刀鉾御町 (印)

函谷鉾御町 (印)

月鉾御町 (印)

鶏鉾御町 (印)

放下鉾御町 (印)

船鉾御町 (印)

北観音山御町 (印)

南観音山御町 (印)

拜啓例年之通本月十七日巡行之鉾ニ対

シ補助金御渡し可申候間乍御手数左記之

趣き各鉾町へ御通知相願度候也

一日時 七月六日午后候同四時迄

一場所 八阪神社内清々館ニ於テ

右

七月一日

八阪神社清々講幹事

鉾町御当番御中

前書之通に御座候間此段御通知申上候也

大正六年七月二日

鉾当番岩戸山町

長刀鉾御町(印)

函谷鉾御町(印)

月鉾御町(印)

鶏鉾御町(印)

放下鉾御町(印)

船鉾御町(印)

八阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

同日午后一時より全四時迄車掛式挙行

右長刀鉾居町より東へ高倉迄通行の事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 同 室町東入

月鉾 同 新町東入

右は居町より柳馬場西は西洞院限通行の事

鶏鉾 室町通四条南入

右は居町より北四条南は綾小路限通行候事

放下鉾 新町通四条北入

右は其居町限り通行候事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 同 綾小路南入

右は各居町より北四条南松原限り通行候事

各山は都て該町限

七月十七日 順行当日巡路

山路各居町より四条通にて相揃ひ東へ寺町

通南へ松原通西入新町通各帰町す

七月十八日 観音山建

同 廿一日 各山建

同 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 同 蛸薬師南入

右各居町より北六角南錦小路限り通行候事

各山は総て該町限

七月廿四日 巡行当日順路

右各居町より三条通にて相揃へ東へ寺町通

南へ四条通西へ新町通より帰各帰町す

前記之通執行致度候ニ付此段奉願候也

大正六年六月 日

私祭各町総代

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

下京区東洞院通高辻南入燈籠町

山当番

堀川警察署長

八阪神社私祭ニ付山鉾順番圖願

不鬪取 四条通東洞院西入 長刀鉾

同 烏丸西入 函谷鉾

同 新町通四条北入 放下鉾

同 同 仏光寺南入 岩戸山

同 同 綾小路南入 船鉾

左記二鉾は前後隔年交りの事

室町通四条南入 鶏鉾

四条通室町西入 月鉾

山之分左に

室町通蛸薬師南入 山伏山

綾小路通新町西入 伯牙山

錦小路通烏丸西入 占出山

油小路通綾小路南入 油天神山

〔欄外〕「一字消ス」

仏小路寺通油小路東入 木賊刈山

烏丸通四条北入 孟宗山

綾小路通油小路東入 芦刈山

油小路通仏光寺南入 太子山

錦小路通室町西入 霰天神山

東洞院通高辻南入 保昌山

四条通新町西入 郭巨山

室町通綾小路南入 白樂天山

右は七月十七日八阪神社私祭ニ付各町に於て

山鉾差出し例年之通道路路巡行仕度ニ付ては

来る十五日午前九時各町出頭可仕候間順番

鬪御下附相成度此段奉願候也

大正六年六月 日

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

下京区東洞院通高辻南入燈籠町

山当番

京都市長

大野盛郁殿

八阪神社私祭ニ付別紙之通通行許可相成

候間例年之通電線切断及復旧之儀御執行

相成度此段相願候也

大正六年七月五日

山鉾各町総代

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

京都市水利事務所御中

八阪神社私祭ニ付別紙通通行許可相成

候間例年之通り電灯線切断及復旧之義

八阪神社私祭ニ付別紙通通行許可相成

候間例年之通り電灯線切断及復旧之義

御取計被下度此段御依頼候也

大正六年七月五日

山鉾各町総代

下京区新町通仏光寺南入

岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

京都電灯株式会社御中

御届

八阪神社私察ニ付通行之義其筋へ出願候処

許可相成候ニ付乍御手数新町高辻室町四条

〔欄外〕「二字消シ」

寺町之電話線七月十五日午前九時より同十七日午後

五時迄尚お三条堺町之電話線七月廿四日午前

九時より午後三時迄切断及復旧之御取斗相願

度（但右に要する工事費は当方に於負担可仕候）

此段御届申上候也

大正六年七月十日

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

西部逓信局御中

電話線移転願

八阪神社私察ニ付山鉾巡行に際し警

察電話乍御手数四条寺町角十七日午前八時

より正午迄で切断及復旧之御取斗相願度

此段御届申上候也

大正六年七月十三日

下京区新町通り仏光寺南入岩戸山町

鉾当番 片岡平一郎

五条警察署長

警視 河隅清作殿

拝啓向暑之候ニ御座候処益々御清栄奉賀候

陳者八阪神社私察ニ付例年之通り山鉾巡

行通路之幅員等実側致候たるに敢而差支

之ケ所無之様存し候へ共貴町に於て自然障

害之ケ所等御認め有之候は、無御遠慮御

意見を至急御申越し相成度左すれば其

旨交渉可致候先は右為念御照会申上候也

大正六年七月十一日

山鉾当番岩戸山町

行事 片岡平一郎

長刀鉾町御中

函谷鉾町御中

鶏 鉾町御中

月 鉾町御中

放下鉾町御中

船 銚町御中

北観音山町御中

南観音山町御中

拝啓向暑之候ニ御座候処益々御清栄奉賀候
陳者八阪神社私祭ニ付例年之通り山銚巡
行通路之幅員等実側致候たるに敢而差支
之ケ所無之様存し候へ共貴町に於て自然障
害之ケ所等御認め有之候は、無御遠慮御
意見を至急御申越し相成度左すれば其
旨交渉可致候先は右為念御照会申上候也

大正六年七月十一日

山銚当番岩戸山町

行事 片岡平一郎(印)

長刀銚町御中(印)

函谷銚町御中(印)

鶏 銚町御中(印)

月 銚町御中(印)

放下銚町御中(印)

船 銚町御中(印)

北観音山町御中(印)

南観音山町御中(印)

〔欄外〕「不受理」

派出所移転願

八阪神社私祭ニ付山銚巡行に際し寺町
松原に建設しある派出所に支障有之候間
移転の義御願申上候但シ右に要する費用
は当方にて負担仕候間宜敷御取斗被下
度概事は例年の事に候ニ付復旧の葺可成
移転出来易き様御建設相成度此段御
以来申上候也

大正六年七月十四日

下京区新町通仏光寺南入岩戸山町

銚当番 片岡平一郎(印)

五条警察署長

警視 河隅清作殿

拝啓例年之通本月廿四日巡行之山銚に

対シ補助金御渡し可申候間乍御手数左記之

趣き各山銚町へ御通知相願度候也

一日時 七月十四日午后早々同四時迄で

一場所 八阪神社内清々館に於て

右

七月十一日

八阪神社清々講幹事

銚町御当番御中

前書之通りに御座候間此段御通知申上候也

大正六年七月十二日

銚当番岩戸山町

北観音山御町 (印)

南観音山御町 (印)

右之通諸願夫々手續を了シ神事

諸件相済シ候ニ付明年銚当番

船銚町へ一件書類取纏め之上本日

当番箱相廻シ候也

大正六年八月 日

当番岩戸山町

片岡平一郎

代表 武村誠一

大正七年祭事記

銚町当番

船銚 (袋屋町)

長江伊三郎

山町当番

孟宗山 (笋町)

田中忠太郎

清々講社祭費補助金増額申請之件

一当番船銚町ハ未曾有ノ物価暴騰ノ為メ

到底從來ノ清々講社祭費補助額ニテハ出銚
困難ニ付此際祭費補助金増額ヲ申出候義ハ
時勢ノ要求ト思惟シ三月廿四日各銚町
各位ノ会合ヲナシ左ノ申請事ヲ差出候
事ヲ決議セリ

祭費補助額ニ付申請書

八阪神社私祭ニ際シ出銚ニ要スル経費ハ從來
貴社ヨリ補助金及我々町内ニ於ケル賦課金ヲ
以テ之レヲ支弁シ来リ候処右補助金ハ明治四十
五年以來六ケ年常ニ全一額ナルニ経費ハ逐年
膨張シ来リ候故茲両三年ハ殊ニ困難相窮メ
我々町内ハ種々ノ名目ノ下ニ経費ヲ徴収シ
辛フジテ収支ノ調節ヲ計リ来リ候然ルニ
昨年来時局ノ影響ヲ受ケ物価ハ未タ曾テ
見サル所ノ暴騰ヲナシ勞力工銀ニ於テモ亦著シ
ク昇進致候間本年ノ例祭ハ多大ノ経費ヲ
要スル事ト相成候ニ付テハ此際貴社ニ於テモ相当
ノ御考慮可有之トハ確信致候得共右事情
御洞察被下補助金額従前ヨリ三割以上
ノ増加相成候様御詮議被成下度銚町連
署ヲ以テ此段及申請候也

大正七年三月廿五日

長刀銚町総代 國井藤兵衛

函谷鉾町同 小林安治郎

鷄 鉾町同 竹中富三郎

月 鉾町同 橋本彦太郎

放下鉾町同 田中長兵衛

岩戸山町同 中西幸治郎

北観音山町同 平井芳松

南観音山町同 柳井増蔵

鉾当番町 船 鉾町同 長江伊三郎

清々講社幹事御中

右清々講社幹事大森義一氏ノ手許へ

差出シ其後数回交渉ノ結果従前

ヨリ約式割ヲ増額セラル、事ト相成

候ニ付五月廿八日各鉾町各位ノ集会ヲ

ナシ其経過及結果ノ報告ヲナシタリ

願届書之件

一 嚙子温習届 書式前年ニ同ジ

一 諸車停止願

一 停止日割書ヲ添

一 書式七月九日ヨリ全月十八日及十七日ヨリ廿五日トセシ外

一 都而前年ニ全ジ

一 八阪神社私祭ニ通行願 書式前年ニ同ジ

右六月廿一日五条警察署へ提出セリ

一 諸車停止願

一 停止日割書ヲ添

一 書式五条署へ提出セシモノニ全ジ

一 八阪神社私祭ニ通行願 書式前年ニ全ジ

一 右六月廿一日堀川警察署へ提出セリ

一 八阪神社私祭ニ付山鉾順番願

一 書式前年ニ全ジ

一 右六月廿八日市役所へ提出セリ

一 市電線切断及復旧願

一 巡行順路書ヲ添

一 書式宛名ヲ京都市役所総務課作業部御中ト

一 セシ外前年ノ通り

一 右七月六日京都市役所へ提出セリ

一 会社電線切断及復旧願書

一 巡行順路書ヲ添 書式前年ニ同ジ

一 右七月六日京都電灯株式会社へ提出セリ

一 電話線移転願 書式前年ニ同ジ

一 右七月六日五条警察署へ提出セリ

一電話線切斷及復旧願 書式前年ニ全ジ
右七月六日京都電話局へ提出セリ

寺町松原「寺町下巡查派出所」一部改造之件

一七月二日長刀鉾町 函谷鉾町 鶏鉾町
月鉾町 放下鉾町 岩戸山町 船鉾町
(当番) 右各代表者会合ヲナシ前年

ヨリ懸案トナレル寺町松原角寺町下巡查派
出所ハ創設當時ハ例年鉾通行ノ際ハ

斜面一部取払ワル、構造ニ相成居候処

大正四年秋固着不動ノ現状ニ改築セ

ラレタルニヨリ大正五年鉾巡行ノ際ハ苦

心ノ上無事ニ通行セシモ大正六年ハ

函谷鉾通行ニ故障アリ本年ハ苦心ト

時間トヲ厭ワザレバ先無事ニ通行ヲ

為シ得ルナランモ本年無事通行スル

トキハ今後永久ニ該派出所ノ一部改造

ハ不可能ト可相成ニ付鉾町ニ於テ費用

ヲ負担スルモ一部改造ヲナシ永久ニ鉾

通行ノ障碍ヲ除却致ス事ニ其筋へ

願出ル事ニ決議セリ

一前記決議ニヨリ派出所一部改造設斗

ヲ大工本城清右衛門ニ命シタリ

一右工事費ハ清々講社へ種々交渉ノ
結果清々講社ト各鉾町ト半額
ヅ、負担スル事ニ協議ヲナセリ

一大森清々講社幹事長江鉾当番兩名
五条署へ出頭河隅署長ニ面会シ
左ノ派出所一部改造願ヲ提出シ縷々
一部改造ノ必要ヲ述ヘタリ

派出所一部改造願

一貴署御管内寺町松原ニアル寺町下巡查
派出所ノ所在地ハ毎年稻荷社ノ神輿
及祇園社ノ山鉾巡行ニ際シ街角ノ
建造物障碍トナルヲ以テ古來人家ノ建
築ヲ許サレズ維新後ニ於テモ三坪余ヲ
官有地ノ空地トセラレシ箇所ニシテ先年
該派出所創設ニ当リ前記ノ理由ニヨリ
テ八阪神社祭日山鉾巡行ノ日ハ其尖端
ノ一部ヲ一時撤却為シ得ベキ構造トシ
爾後毎年之レヲ実行継続シ来リタル処
去ル大正四年ノ御修繕ニ於テ一部撤却ノ
構造ヲ廢シ固着不動ノ現状ニ改造
相成候ヲ以テ止ムヲ不得大正五六ノ
二ケ年ハ右街角ニ於ケル山鉾ノ廻

転ニ非常ノ苦心ト注意ヲ以テ執行
致候処昨年ハ不幸ニシテ人家ニ衝
突シ屋瓦ヲ破毀シ通行人ニ負傷
ヲナサシムルノ不祥事ヲ惹起シ本年
以後ノ巡行誠ニ寒心ノ至リニ不堪候
依テ今般關係者協議ノ上私費ヲ以テ
該巡查派出所ノ一部ヲ改造シ此杞
憂ヲ永遠ニ除却致度即チ別紙仕
様書相添候間特例ノ御詮議ヲ以テ
願意御聞届相成度此段奉願上候
也

大正七年七月六日

八阪神社清々講社代表者

大森義一印

神事私祭鉾町総代

長江伊三郎印

五条警察署長

警視 河隅清作殿

一右五条警察署より一部改造承認ノ
回答アリタルニヨリ七月十日ヨリ該工事
ニ着手シ鉾巡行当日迄ニ斜面切取りノ
主眼工事ヲ了へ而シテ七月三十日ニ至リ

該工事全部完成ヲ告ゲタリ

一右工事費金八拾九円六拾五銭

内金四拾四円八拾貳銭五厘清々講社負担

差引金四拾四円八拾貳銭五厘ヲ

長刀鉾町 函谷鉾町 鶏鉾町 月鉾町

放下鉾町 岩戸山町 船鉾町ノ七ヶ町

ヨリ各金六円四拾銭五厘ツ、徵集シ

本城清右衛門へ支払ヲ了セリ

右之通夫々手續キヲ了シ神事諸

件無滞相済マシ候ニ付明年

当番月鉾町へ一件書類取

纏メ本日当番箱相廻し候也

大正七年八月九日

鉾当番船鉾町 長江伊三郎

大正八年七月祭事記

鉾町当番

月鉾町 片山嘉助

山町当番

天神山町 安田喜三郎

囃子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾町

全 室町東入 函谷鉾町

全 新町東入 月鉾町

室町通四条北入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

全 仏光寺南入 岩戸山町

全 綾小路南入 船鉾 袋屋町

右七月一日ヨリ全七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山六角町

全 蛸薬師南入 南観音山百足屋町

右七月一日ヨリ十日ニ至ル

前書之通例年八阪神社私祭

ニ付各町ニ於テ二階囃子ト称シ温

習仕候尤モ時間ハ右日限申午後

七時ヨリ全十一時マテ稽古致候間

此段御届申上候也

大正八年六月廿七日

神事私祭鉾町総代

京都市下京区四條通新町東入

月鉾町

鉾当番 片山嘉助

五条警察署長警視北岡馬吉殿

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全

月十八日及廿五日迄之間ニ於テ八阪

神社私祭執行ニ付山鉾市街道

路中央ニ建設候ニ付テハ自然人民

群集雑沓可致候故諸車通行

候ニ付テハ危険不尠候ニ付客年

之如ク夫々別紙日割之通り諸車停止

之通行御停止相成度尤モ人民

通行之障害無之様精々注

意可致候ニ付此段奉願候也

大正八年六月廿七日

神事私祭各町総代

下京区四條通新町東入月鉾町

鉾当番 片山嘉助

下京区錦小路通新町東入天神山町

山当番 安田崑三郎

五条警察署長北岡馬吉殿

諸車停止日割

七月九日ヨリ全十八日マテ

四条通烏丸東入 長刀鉾町

全 室町東入 函谷鉾町

全 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鷄鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

全 綾小路南入 船鉾 袋屋町

全 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ廿五日マデ

新町通六角南入 北観音山六角町

全 蛸薬師南入 南観音山百足屋町

七月十三日ヨリ全十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

全 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山笋町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院通高辻南入 保昌山燈籠町

右

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ

全月十八日及廿五日迄之間ニ於テ八

阪神社私祭執行ニ付山鉾市街

道路中央ニ建設仕り候ニ付テハ自然

人民群集雜沓可致候故諸車通

行候テハ危険不尠候ニ付客年ノ

如ク夫々別紙日割之通諸車ノ通

行御停止相成度尤モ人民通行

之障害等無之様精々注意可

致候ニ付此段奉願候也

〔欄外〕「一字訂正」

大正^八六年六月廿七日

神事私祭各町総代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 片山嘉助

下京区錦小路通新町東入天神山町

山当番 安田崑三郎

堀川警察署長内田為吉殿

諸車停止日割

七月十三日ヨリ全十八日マデ

油小路仏光寺南入 太子山町

全 綾小路南入 油天神山風早町

仏光寺通油小路東入 木賊山町

綾小路通油小路東入 芦刈山町

右

八阪神社私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

全日午後一時ヨリ全四時迄車掛式挙行
右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉迄通行候事
各鉾ハ都テ該町限

七月十五日 曳初

全日午前九時ヨリ午後三時マデ

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右ハ居町ヨリ柳馬場西ハ西洞院限通行候事

鶏鉾 室町通四条南入

右ハ居町ヨリ北四条南綾小路限通行候事

放下鉾 新町通四条南入^北

右ハ其居町限り通行候事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 全 綾小路南入

右ハ居町ヨリ北四条南松原限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月十七日 順行当日巡路

山鉾各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ

東へ寺町通南へ松原通西へ新

町通各帰町ス

全日午前八時ヨリ午後六時マテ

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

全日午前九時ヨリ午後三時マデ

北観音山 新町通六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右ハ各居町ヨリ北六角南錦小路^四限り通行候事

各山ハ都テ該町限

七月廿四日 順行当日巡路

全日午前八時ヨリ午後二時マデ

右ハ各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東

へ寺町通南へ四条通り西へ新町通り

ヨリ各帰町ス

前記之通執行致度候ニ付此段

奉願候也

大正八年六月廿七日

神事私祭各町総代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 片山嘉助

下京区錦小路通新町東入天神山町

山当番 安田崑三郎

五条警察署長北岡馬吉殿

八阪神社私祭ニ通行願^マ

七月十日 鉾建

全日午後一時ヨリ全四時迄車掛式挙行
右ハ長刀鉾居町ヨリ東へ高倉迄通行ノ事

七月十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右ハ居町ヨリ柳馬場西ハ西洞院限通行ノ事

鶏鉾 室町通四条南入

右ハ居町ヨリ北四条南綾小路限通行ノ事

放下鉾 新町通四条北入

右ハ其居町限り通行ノ事

岩戸山 新町通仏光寺南入

船鉾 全 綾小路南入

右ハ各居町ヨリ北四条南松原限り通行ノ事

各山ハ都テ該町限

七月十七日 順行当日巡路

山路各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東
へ寺町通南へ四条通り西へ新町通

各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角南入

南観音山 全 蛸薬師南入

右各居町ヨリ北六角南錦小路限り通行ノ事
各山ハ総テ該町限

右各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東

へ寺町通南へ四条通り西へ新町通ヨリ

各帰町ス

前記之通執行致度候ニ付此段

奉願候也

大正八年六月廿七日

神事私祭各町総代

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 片山嘉助

下京区錦小路通新町東入天神山町

山当番 安田崑三郎

堀川警察署長内田為吉殿

八阪神社私祭ニ付山鉾順番願

不鬮取四条通東洞院西入 長刀鉾

全 全 烏丸西入 函谷鉾

全 全 新町通四条北入 放下鉾

全 全 仏光寺南入 岩戸山

全 全 綾小路南入 船鉾

左記二鉾ハ前后隔年交リノ事

室町通四条南入 鷄 銚
四条通室町東入 月 銚

山之分左二

室町通蛸薬師南入 山伏山
綾小路通新町西入 伯牙山
錦小路通烏丸西入 占出山
油小路通綾小路南入 油天神山
仏光寺通油小路東入 木賊刈山
烏丸通四条北入 孟宗山
綾小路通油小路東入 芦刈山
油小路通仏光寺南入 太子山
錦小路通室町西入 霰天神山
東洞院通高辻南入 保昌山
四条通新町西入 郭巨山
室町通綾小路南入 白樂天山

右ハ七月十七日八阪神社私祭ニ付

各町ニ於テ山銚差出シ例年之通

道路巡行仕度候ニ付テハ来ル十五

日午前九時各町出頭可仕候間順番

鬮御下附相成度此段奉願候也

大正八年六月廿七日

下京区四条通新町東入月銚町

銚当番 片山嘉助

下京区錦小路通新町東入天神山町

山当番 安田崑三郎

京都市長

安藤謙介殿

八阪神社私祭ニ付キ別紙之通
通行許可相成候間例年之通電
線切断及復旧之義御執行相成
度此段相願候也

大正八年六月廿七日

山銚各町総代

下京区四条通新町東入月銚町

銚当番 片山嘉助

京都市水利事務所御中

八阪神社私祭ニ付別紙之通々

行許可相成候間例年之通り

電灯線切断及復旧之義御取

計被下度及御依頼候也

大正八年六月廿七日

山銚各町総代

下京区四条通新町東入月銚町

銚当番 片山嘉助

京都電灯株式会社御中

御届

八阪神社私祭ニ付通行之義其

筋へ出願候処許可相成候ニ付

乍御手数新町高辻室町四条之

電話線七月十五日午前九時ヨリ全

十七日午後五時迄尚ホ三条堺町之電

話線七月廿四日午前九時ヨリ午後三

時迄切断及復旧之御取斗相願

度(但右ニ要スル工事費ハ当方ニ於負担可仕候)

此段御届申上候也

大正八年七月 日

下京区四条通新町東入

月鉾町

鉾当番 片山嘉助

西部通信局御中

電話線移転願

八阪神社私祭ニ付山鉾巡行ニ

際シ警察電話乍御手数四条

寺町角十七日午前八時ヨリ正午迄

切断及復旧之義御取斗相願度

此段御届申上候也

大正八年七月 日

下京区四条通新町東入月鉾町

鉾当番 片山嘉助

五条警察署長北岡馬吉殿

拝啓向暑之候ニ御座候処益々

御清榮奉賀候陳者八阪神社

私祭ニ付例年之通山鉾巡行通

路之幅員等実側致シタルニ敢テ差

支之ケ所無之様存し候得共貴町ニ

於テ自然障害之ケ所等御認メ有

之候ハ、無御遠慮御意見ヲ至急御

申越シ相成度さスレバ其旨交渉

可致候先ハ右為念御照会申上候也

大正八年 月 日

山鉾当番月鉾町

行事 片山嘉助(印)

長刀鉾町御中(印)

函谷鉾町御中(印)

鶏鉾町御中(印)

放下鉾町御中(印)

船鉾町御中 (印)

岩戸山町御中 (印)

北観音山町御中 (印)

南観音山町御中 (印)

大正八年七月十六日五条警察署ヨリ

召喚ニヨリ出頭候処本年ハ鉾上ヨリ

絶対ニちまき投下ヲ禁止スル旨各

町へ通達方申渡シ相成候ニ付直ニ

帰町各町ト協議ノ上再出願致シ

前記行事ハ古来ノ慣例ニテ是レガ

禁止セラレ候テハ万国ニ其名ヲ博シ

タル祇園祭ノ盛衰ニ影響ヲ及ホスハ

更ナリ牽テハ京都市ノ發展上至

大ノ関係ヲ有スル一行事ニテ古ヨリ

ノ起因及由来等詳細陳述ノ結

果漸ク鉾順行停止間車輪ノ后

方ニ向テ投下スル事ヲ差許サレ夫

レト同時ニ各鉾町ノちまき投下予

定数ヲ調査報告方ヲ命セラル候

条其数ヲ調査報告致シ候ニ付

茲ニ記録ス

右之通諸願夫々手続ヲ了シ

神事諸件相済シ候ニ付明年

鉾当番北観音山六角町へ一件

書類取纏メ之上本日当番箱

相廻シ候也

大正八年九月十五日

当番月鉾町

片山嘉助

大正九年七月祭事記

山鉾当番

井ノ口辰之助

北観音山町

山町当番

横井新太郎

郭巨山町

一大正八年度より諸物価未曾有之

大暴騰と相成り到底昨年来

の清々講社祭典補助額ニ而者

実行困難ニ付此際祭典費

補助金増額申出候処其後

清々講幹事大森義一氏へ数回

交渉之結果約式割強方ヲ増額

セラル、事ト相成り候ニ付五月式十七日

ヲ以テ各山鉾町各位へ通知
仕候也

補助金決定額

一金四百円也 鉾一本補助金

一金九拾円也 稚児同し

一金參百五拾円也 曳山同し

ノ

願届書之件

一 灘子温習届 書式前年二同ジ

一 諸車停止願 同

一 停止日割書ヲ添ル

一 八阪神社私祭ニ通行願

書式前年二同ジ

右六月式十三日五条警察署へ提出セリ

〔〔朱書〕道路占用願許可書之写書添ル〕

一 諸車停止願

一 停止日割書ヲ添ル

一 書式五条署へ提出セシモノ二同ジ

一 八阪神社私祭ニ通行願

書式前年二同ジ

右六月式十三日堀川警察署へ提出セリ

〔〔朱書〕道路占有願許可書之写書添ル〕

一 八阪神社私祭ニ付山鉾順番願

書式前年二同ジ

右六月式十四日市役所へ提出セリ

大正九年七月十二日許可

一 電話線切断及復旧願

書式前年二同ジ

○但シ三条堺町之電話線ハ本年より

廢線ニ付取消ス事

右七月八日西部通信局提出セリ

一 市電線切断及復旧願

一 巡行順路書ヲ添ル

京都市役所電気課作業部提出セリ

書式前年二同ジ

一 会社電線切断及復旧仕願

一 巡行順路書ヲ添ル書式前年二同ジ

右七月八日京都電灯会社へ提出セリ

一 電話線移転願

八阪神社私祭ニ付山鉾巡行ニ際シ沿道

之警察電話乍御手数七月十七日及

七月式拾四日午前八時より午後一時まで

切断及復旧之義御取斗相願度

此段御届申上候也

大正九年七月八日

下京区新町通六角南入北観音山町

山鉾当番 井ノ口辰之助印

五条警察署長北岡馬吉殿

一大正九年度より道路法改正ニ付

市役所へ左之通ノ提出スル事

一道路占用願

別紙之通各町義七月九日より

全月十八日及式十五日迄之間ニ於テ八阪^マ

神社私祭執行ニ付山鉾組立道路

占用致し度候間御許可相成り度

奉願候也

大正九年七月八日

私祭各町総代

下京区新町通六角南入北観音山町

山鉾当番 井ノ口辰之助印

同 区四条通新町西入郭巨山町

山当番 横井新太郎印

京都市長安藤謙介殿

一占用位置

七月九日より全月十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町

同 室町東入 函谷鉾町

同 新町東入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

同 綾小路南入 船鉾 袋屋町

同 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全月式十五日迄

新町通六角南入 北観音山 六角町

同 蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

七月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路通烏丸西入 占出山町

同 新町東入 錦天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山 笋町

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

東洞院高辻南入 保昌山 燈籠町

油小路通仏光寺南入 太子山町

同 綾小路南入 油天神山 風早町

仏光寺通油小路東入 木賊刈山町

綾小路通油小路東入 芦刈山町

室町通綾小路南入 白楽天山町

右

一大正拾年度より各山鉾町之位置図
面ヲ添へ専用願ト同時ニ提出之事

京都市指令第四六八号之写

下京区新町通六角南入

井ノ口辰之助

同 区四条通新町西入

横井新太郎

本年七月七日付願山鉾組立ノ

為メ道路占用ノ件聞届ケ候条

左記ノ条件遵守スベシ

大正九年七月八日

京都市長安藤謙介印

一 占用位置ハ下京区四条通烏丸東入

外式拾ヶ所

一 占用期間ハ大正九年七月十三日ヨリ

同九年七月廿五日迄トス

四条通烏丸東入外六ヶ所

新町通六角南入外一ヶ所

錦小路通烏丸西入外拾一ヶ所

一 山鉾補助金受取方清々講より

通知有之七月四日附ニて別紙之通

り各町へ通達致し候也

一日時 七月七日 自午後早々
同日三時

一場所 於八阪神社清々館

印章御持参ノ事

当番北観音山町印

長刀鉾御町

外六ヶ町宛

北観音山町 七月十四日午前九時迄正午迄

南観音山町 場所於清々館ニ

拝啓向暑之候ニ御座候処益々御

清榮奉賀候陳者八阪神社私祭

ニ付例年之通山鉾巡行通路

幅員等実側致し候処敢而

差支之箇所も無之ニ存候得共

貴町ニ於て自然障害之箇所等

御認メ有之候得者無御遠慮御

意見ヲ至急御申越し相成り度

さスレバ其旨交渉可致候右為念

御照会申上候也

大正九年七月九日

山鉾当番北観音山町

井ノ口辰之助印

長刀鉾御町

外七ヶ町宛

一 羅国皇太子カオル殿下御入洛
十七日四条通堺町角報徳銀行支店
にて山鉾巡行御観覧相成り候事

〔^{朱書}京都市指令庶第一八四八号〕

下京区新町通六角南入

北観音山町

鉾当番 井ノ口辰之助

下京区四条通新町西入

郭巨山町

山当番 横井新太郎

大正九年六月式十四日付願八阪神社^マ

私祭山鉾順行ニ付順番鬨下附之義

聞届候条来ル七月十五日午前

九時京都市役所ニ出頭セラルベシ

大正九年七月十二日

京都市長安藤謙介印

右七月十二日許可相成候ニ付各山町
へ通達候也

七月十七日山鉾巡行順番

長刀鉾

木賊刈山

白楽天山

芦刈山

函谷鉾

郭巨山

太子山

伯牙山

月鉾

油天神山

錦天神山

山伏山

鶏鉾

保昌山

孟宗山

占出山

放下鉾

岩戸山

船鉾

右之通諸願夫々手続ヲ了シ

神事諸件無滞相濟候ニ付

明年度当番南観音山町^マ百足屋

町へ一件書類取纏メ之上本

日当番箱相廻シ候也

大正九年七月廿八日

当番北観音町

井ノ口辰之助

大正拾年七月祭事記

銚町当番

南観音山町 毛利巳之助

山町当番

山伏山町

願届書之件

一 灘子温習届 書式八年度ニ同ジ

一 諸車停止願 全

停止日割書ヲ添フ

五条警察署提出セリ

堀川警察署提出セリ

一 八阪神社私祭ニ付キ通行願

書式八年度ニ全ジ

五条警察署提出セリ

堀川警察署提出セリ

一 八阪神社私祭ニ付山銚順番願

書式八年度ニ全ジ

京都市長宛提出セリ

一 電話線切断及復旧願

書式八年度ニ全ジ

大阪通信局宛提出セリ

一 市電線切断及復旧願

巡行順路書を添ふ 書式前年ニ全ジ

京都市役所電気課作業部宛提出セリ

八阪神社私祭ニ付別紙之通り通行致シ候

間例年之通電灯線切断及復旧之義

御取斗イ被下度及御依頼候也

大正拾年六月

山銚各町総代

下京区新町通り蛸薬師下ル南観音山町

銚当番 毛利巳之助

京都電灯会社御中

〔欄外〕「別紙」

八阪神社私祭ニ付キ巡行順路

七月十日 銚建 長刀銚八東高倉迄通行

全 十五日 曳初

長刀鉾 四条通烏丸東入

函谷鉾 全 室町東入

月鉾 全 新町東入

右ハ各居町ヨリ東ハ柳馬場西ハ西洞院限通行候事

鶏鉾 室町通り四条下ル

右ハ各居町南北通り限り通行候事

放下鉾 新町通四条上ル

右ハ全上北ハ六角南ハ四条迄通行候事

岩戸山 新町通仏光寺下ル

船鉾 新町通綾小路下ル

右ハ各居町ヨリ北ハ四条南ハ松原限り通行候事

七月十四日 各山建

山ハ総テ該町限り

七月十七日 巡行当日順路

山鉾ハ各居町ヨリ四条通ニテ相揃ヒ東へ寺

町通南へ松原通り西へ新町通ヨリ各帰町ス

七月十八日 観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

北観音山 新町通六角下ル

南観音山 全 蛸薬師下ル

右ハ各居町ヨリ北ハ三条南ハ四条限通行候事

各山ハ総テ該町限り

七月廿四日 巡行当日順路

右ハ各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺町
通南へ四条通西へ新町通ヨリ各帰町ス

以上

一山鉾補助金受取方清々講社ヨリ通知之

有七月五日附ニテ別紙之通各町へ通達致

シ候也

一日時 七月七日午后早々ヨリ同四時マデ

一場所 八阪神社々務所

一印章 御携帯ノ事

長刀鉾御町 当番

外六ヶ町宛 南観音山町

北観音山町 七月十四日午前九時ヨリ正午マデ

月鉾町 場所八阪神社清々館ニ

道路占用願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月十八日

及廿五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ

付キ山鉾組立道路占用致シ度候ニ付御許

可相成度奉願上候也

大正拾年七月

私祭各町総代

下京区新町通り蛸薬師下ル南観音山町

鉾当番 毛利巳之助

山当番

京都市長殿

各山鉾町ヨリ位置図面取り占用願ニ添へ

同時ニ提出セリ

一電話線移転願

八阪神社マ私祭ニ付キ山鉾巡行ニ際シ沿

道之警察電話乍御手数左記之日時

之通り切断及復旧之義御取斗相願度

此段御届申上候也

七月十五日新町通仏光寺上ル午前十時ヨリ午后一時迄

七月十七日午前八時ヨリ午后二時迄

七月廿四日午前八時ヨリ午後一時迄

大正拾年七月

下京区新町通り蛸薬師下ル南観音山町

鉾当番 毛利巳之助

五条警察署長殿

拝啓向暑之候に御座候処益々御清栄奉

賀候陳者八坂神社私祭ニ付き例年之

通り山鉾巡行通路幅員等実側致シ

候処敢て差支へ之箇所も無之様存ジ

候得共貴町ニ於て自然障害之箇所等

御認是有り候へバ無御遠慮御意見を

至急御申越シ相成度左すれば其旨交

涉可致候右為念御照会申上候也

大正拾年七月

山鉾当番南観音山町

毛利巳之助

長刀鉾御町

外七ヶ町宛

右之通諸願夫々手續キヲ了シ神

事諸件無滞相済シ候ニ付キ明年度

当番放下鉾町へ一件書類取纏メノ

上本日当番箱相廻シ候也

大正拾年七月廿八日

当番南観音山町

毛利巳之助(印)

大正拾壹年七月祭事記

鉾町当番

西羽與助

放下鉾町

山町当番

伯牙山町

願届書之件

一 嚙子温習届 書式八年度ニ全ジ

一 諸車停止願 全

停止日割書ヲ添フ

一 八阪神社私祭ニ付通行願 全(但シ放下銚ノ曳初ハ前四条へ北ハ六角ニ訂正)

一 電話線移転願 十年度ニ全ジ

但し 七月十日 四条通高倉西入 午前十時ヨリ午後三時迄

七月十五日全所ニケ所 全

全 新町綾小路 全

右ノ三件ヲ追加ス

〔欄外〕「五条署」

右五条警察署へ六月廿一日ニ提出セリ

堀川警察署へハ従来通り提出セシモ銚ニ関係ナキ故本

年ヨリ山当番ヨリ堀川署管内ノ通行ノミ届出ノ

事ニ相成候

一 市電線切断及復旧願 書式八八年度ニ全ジ

巡行順路書ヲ添フ 書式前年ニ全ジ⁺

〔欄外〕「市役所電気課」

京都市役所電気課作業部宛提出セリ^{廿六}日

一 電線切断及復旧依頼書 書式十年度ニ通り

巡行順路書ヲ添ウ 書式十年ニ全ジ

〔欄外〕「電灯会社」

京都電灯会社へ提出セリ 全

〔欄外〕

「電話線ハ

毎年変

交スルニ付

順路下調

ノ上為念

局ニテ一応

聞合ス事」

電話引込線移転願

八阪神社私祭執行ニ付キ通行之義其筋へ出願候

処許可相成候ニ付御手数ナガラ室町四条ノ電話

線七月十五日午前九時ヨリ全十七日午後五時迄切断

及復旧之御取斗相願度此段御届申上候也

追而右ニ要スル費用拙者ニ於テ負担可仕候也

大正十一年七月一日 京都市新町通四条北入小結棚町

銚当番 西羽與助

〔欄外〕「大阪通信局」

大阪通信局御中

(右工費十一円六十一銭也

諸々講へ請求 並審町ヨリ支出セリ)

一 八阪神社私祭ニ山鉾順番願

(許可書入手早々
山当番町へ通達ス)

書式八八年度ニ全ジ

一 道路占用願 書式八十年ニ全ジ

各山鉾町ヨリ位置図面及届ヲ一々取り集メ右占用願ニ添へ

全時ニ提出ス六月廿五日地理課へ提出ス

(七月五日市役所地理課へ許可書ヲ受取ニ行キ各町へ配布ス)

〔欄外〕「市役所」

右京都市長宛提出セリ

一 鉾巡行通路障害ノ有無ノ照会状 (書式前年通)

七月六日各鉾町へ回附ス

〔欄外〕「各鉾町」

一 七月六日清々講社ヨリ山鉾補助金受取方通知

有之即日各町へ通知致候也

日時 七月七日午後早々ヨリ四時まで

場所 八阪神社清々館

印章 御持参之事

以上十七日巡行ノ分

〔欄外〕「各鉾町」

観音山八十五日清々講大森氏方へ受取ニ行候事

一 函谷鉾九日午後鉾建ノ際真木折レタル為メ

本年ハ当日迄之修復ノ見込無之故ニ本年ハ出鉾

相成難キ旨通知有之故各町へ伝達セリ

一 放下鉾町南端ノ電話柱ノ為ニ鉾通行困難ニ付全町

川北栄太郎氏北所へ該柱建設ノ事交渉之結果全氏快諾

ヲ得電話局へ願書差出し移転セリ

全工費金參円四十式錢也 請々講ヨリ支弁サレ 当番町ヨリ支出セリ

一 山鉾順番左ノ通り 但し本年ハ函谷鉾出鉾ナキ為ニ鉾ノ間
山ヲ四ヶ町ヅ、トス

長刀鉾 月鉾 鶏鉾 放下鉾

保昌山 太子山 白楽天山 岩戸山

占出山 山伏山 郭巨山 船鉾

木賊刈山 芦刈山 伯牙山

孟宗山 油天神山 霰天神山

右之通り諸願夫々手続ヲ了シ神事

諸件無滞相済し候ニ付明年度

当番鶏鉾町へ一件書類取纏メノ

上へ本日当番箱相廻し候也

大正十一年七月廿八日

当番町放下鉾町

西羽與助 (印)

大正拾貳年七月神事記

鉾当番 鶏鉾町 (印)

油天神山

風早町

山当番

八幡山

八幡山町

鶏鉾町

河添秀次郎

五条警察署長

警視菅野喜三郎殿

囃子温習届

四条通烏丸東入

長刀鉾町

四条通烏丸西入

函谷鉾町

四条通室町西入

月鉾町

室町通四条南入

鶏鉾町

新町通四条北入放下鉾小結棚町

新町通綾小路南入船鉾袋屋町

新町高辻北入り

岩戸山町

右七月一日ヨリ七月七日ニ至ル

新町通六角南入六角町北観音山

全蛸薬師南入百足屋町南観音山

右七月一日ヨリ全月十日ニ至ル

前書之通り祇園会ニ附各町之会所ニ階

ニ於テ祇園囃子ト称シ例年温習仕候尤モ時

間ハ右日限中午後七時ヨリ十一時迄稽古致

候間此段御届申上候也

大正十式年六月廿七日

祇園会私祭鉾町総代

京都市下京区室町通四条南入

〔別紙挟込〕

〔大正十二年七月

鉾当番 鶏鉾町

山 油天神山

風早町

八幡山町

囃子温習届

長刀鉾

函谷鉾

月鉾

鶏鉾

放下鉾 小結棚町

船鉾 袋屋町

右七月一日ヨリ七日ニ至ル

北観音山 六角町

南観音山 百足屋町

七月一日迄十日ニ至ル

前書之通り祇園会ニ附各町の会所ニ階ニ於テ

祇園囃子ト称シ例年温習仕候尤モ時間ハ午后七

時迄十一時迄稽古致候間此段御届申上候也

大正十二年六月廿七日

祇園会私祭鉾町総代

鶏鉾町 河添秀次郎

五条警察署長

地方警視菅野岳三郎殿

諸車停止願

別紙之通り各町義七月九日ヨリ全月十八日及

廿五日迄ノ間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付

山鉾市街道路中央ニ建設候ニ付テハ自然

人民群集雑沓可致候故諸車通行候ニ付テ

ハ危険不勘候ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割の通り

諸車通行御停止相成度尤モ人民通行ニ障害

等無之様精々注意可致候ニ附此段奉願候也

大正十二年六月廿七日

五条警察署長殿

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月十八日及

廿五日迄ノ間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ

附山鉾市街道路中央ニ建設候ニ付テハ

自然人民群集雑沓可致候故諸車通

行候ニ付テハ危険不勘候ニ付客年ノ如ク夫々

別紙日割の通り諸車之通行御停止相成

度尤モ人民通行障害等無之様精々注意

可致候ニ附此段奉願候也

大正十二年六月廿七日

祇園会各鉾総代

京都市下京区一

町

何某

五条警察署長

殿

諸車停止日割

七月九日ヨリ全月十八日迄

四条通烏丸東入長刀鉾町 車道北側

全烏丸通り西入函谷鉾町 全所

全新町南入月鉾町 全南側

室町通四条南二入 鶏鉾町

新町路折四条北二入放下鉾小結棚町

全綾小路南工入 船鉾袋屋町

全仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日より廿五日マデ

新町通り六角南入 北観音山 六角町

全 蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

七月十三日より十八日マテ

錦小路烏丸西二入 占出山町

全 室町西二入 霰天神山錦天神山町

烏丸通四条北二入車道西側孟宗山笋町

室町通錦小路北二入 山伏山町

綾小路通り新町西入伯牙山矢田町

四条通新町西入 郭巨山町

室町通り綾小路南入 白楽天山町

東洞院通高辻南二入保昌山燈籠町

右

外二油天神山 芦刈山 太子山 木賊山

八堀川署管内二附当年ハ油天神山風早町当番ニ附山当

番町ヨリ掲出セラレ例年右四ヶ町代表ヨリ掲願示方

宜敷卜存じ候

祇園会私祭ニ附通行願

七月十日 鉾建

全日午後一時ヨリ全四時迄車掛式挙行

右長刀鉾八居町ヨリ東へ高倉迄

函谷鉾八居町ヨリ西入新町迄

月鉾八居町ヨリ東へ烏丸迄

外各鉾ハ都テ町内中

七月十五日 曳初

全日午前九時ヨリ午後三時迄

長刀鉾

函谷鉾

月 鉾

右ハ四条通り柳馬場ヨリ西洞院限り通行候事

鶏 鉾 居町中

放下鉾

新町通り四条ヨリ六角迄

船 鉾

岩戸山

新町通り四条南松原迄

外各山ハ該町限り

七月十七日 順行当日順路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ東へ寺

町通寺町通りヲ南松原へ松原通り西へ保昌山ハ

東洞院ヲ北へ外各山ハ烏丸通りヲ北へ鉾及車

山ハ新町通りヲ北へ各帰町ス

右全日午前八時ヨリ午後六時マデ

全 十八日 南北観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

全日午前九時ヨリ午後三時マデ

北観音山

南観音山

右ハ新町通り六角ヨリ四条限り通行候事

外各山ハ総テ該町限り

七月廿四日 順行当日巡路

右ハ各居町ヨリ三条通りニテ相揃ヒ東へ寺

町通りヲ南へ四条通り四条通りヲ西へ新町

通りヲ各帰町ス

前記之通執行致候ニ附此段御届奉願候也

大正十式年六月廿七日

京都市下京区室町通

四条南入鶏鉾町

鉾当番町総代

河添秀次郎

五条警察署長

菅野喜二郎殿

祇園会私祭ニ附山順番闖御願

一 長刀鉾 四条通り烏丸東二入

二 函谷鉾 全 烏丸西二入

三 鶏鉾 室町通り四条南二入

四 月鉾 四条通り新町東二入

五 放下鉾 新町通り四条北二入

六 岩戸山 新町通り高辻北二入

七 船鉾 新町通り綾小路西入

山之分

山伏山 室町通り蛸薬師南二入

伯牙山 綾小路通り新町西二入

占出山 錦小路通り烏丸西二入

油天神山 油小路通り綾小路南入

木賊刈山 仏光寺通り西洞院西入

孟宗山 烏丸通り四条北二入

芦刈山 綾小路通り油小路東入

太子山 油小路通り仏光寺南入

霰天神山 錦小路通り新町南入

保昌山 東洞院通り高辻南入

郭巨山 四条通り新町西二入

白樂天山 室町通綾小路南二入

右ハ七月十七日八坂神社私祭ニ付各町ニ

於テ山鉾差出シ例年之通り道路順行

仕度候ニ附テハ来ル十四日午前九時各町

代表者出頭可仕候間順番闖御下附相

成度此段奉願候也

大正十二年六月廿 日

廿七八日頃ニ差出ス事

例年十五日ト有之候へ共当年ハ当日日曜ニ付十

四日ニ致し候へ共市長ノ都合ニテ日ハ指定来ル

下京区室町通り四条南入鶏鉾町

鉾当番総代 河野與助印

下京区油小路通綾小路南入油天神山風早町

山当番総代 村井信次郎印

京都市長

馬淵銳太郎殿

官有道路占用願写祇園会山鉾造作ノ為メ

長刀鉾 長身 二十間 中 十八尺 高身 十四間

四条通り烏丸東入 國井藤兵衛 所

函谷鉾 二十間 式十尺 十四間

四条通烏丸西入 横山長助 所

鶏鉾 二十間 式十尺 十四間

室町通四条南入 河添秀次郎 所

月鉾 二十間 式十尺 十四間

四条通り新町南入 橋本彦太郎 所

放下鉾 二十間 式十尺 十四間

新町通り四条北二入小結棚町 清水栄次郎

船鉾 二十間 十尺 廿一尺

新町通り綾小路南入袋屋町 木村勘兵衛 二代

岩戸山 十八間 十八尺 式十尺

新町通り高辻北入 竹内増蔵

北観音山 二十五間 三間半 十間

新町通り六角南入六角町 中西崑一郎○

南観音山 十八間 十四尺 十間

新町通蛸薬師南入百足屋町 柳井増蔵○

油天神山 六間 九尺 廿一尺

油小路通仏光寺北入風早町 村井信次郎

芦刈山 七間 十二尺 二十尺

綾小路通油小路東入 岡田為之助

太子山 六間一步 九尺八寸 二十一尺三寸

油小路通仏光寺南入 山本與之吉

木賊刈山 六間 九尺 二十一尺

仏光寺通り油小路東入 鈴木治兵衛

保昌山 六間四尺 九尺 十六尺

東洞院通り高辻南入 森治三郎

白楽天山 七間三步 六尺一寸 十八尺

室町通綾小路南入 荒川益次郎

孟宗山 七間 十尺 十八尺

烏丸通り四条北入筭町 田中忠太郎

占出山 七間 十尺 十八尺

綾小路通烏丸西入 石田新吉

山伏山 七間五步 十一尺 十八尺

室町通り錦小路北入 野田常吉

霰天神山 七間五步 十一尺 十八尺

綾小路通室町西入 平井新兵衛

郭巨山 六間 十二尺 十八尺

四条通り新町西入 田中文次郎

伯牙山 六間 九尺一寸 十七尺九寸

綾小路通り新町西入矢田町 松本重吉

八幡山 七間 二間 三間

新町通り三条南入三条町 藤木萬助

常明山 六間三步 十尺三寸 廿四尺

六角通り烏丸西入骨屋町 高谷宗之助

橋弁慶山 四間五歩 九尺一寸 式間五歩

蛸薬師通り烏丸西入 山河宗助

役行者山 四間一歩 一間五尺一寸 式丈一尺

室町通姉小路南入 富田清助

鯉山 五間 十二尺 廿四尺

室町通り六角南入 澤田■■■

黒主山 五間三步 九尺 十八尺

室町通り三条南入帽子屋町 吉田市次郎

鈴鹿山 四間五歩 十二尺 十八尺

烏丸通り三条北入場之町 安原善助

以上道路占用願用紙ニ各町記載シテ七月五日迄

ニ市役所地理課へ掲出シ十日頃ニ許可書下附来ル

祇園会ニ付別紙之通り山鉾通り許可

相成候間例年之通り電灯線切断及

復旧之義御取斗被下度及御依頼候也

大正十二年六月廿八日

山鉾町総代
下京区室町通り四条南二入

鶏鉾町

河野與助

京都電灯株式会社御中

鉾建

車掛式

曳初

順路

時間及明細

警察へ差出シ候同文

祇園会ニ付別紙之通り山鉾通行許可相成候

間例年之通電線切断及復旧之義御執

行相成度此段相願候也

大正十二年六月廿八日

祇園会山鉾町総代

下京区室町通り四条南入鶏鉾町
鉾当番

市役所電気課御中

七月十三日午后二時半市役所議事堂ニ於テ鬮取式有

之当番町トシテ羽織袴着用参考人席へ列席ス鬮取

り順番左ニ

一 白樂天山

- 二 太子山
- 三 木賊刈山
- 四 油天神山
- 五 霰天神山
- 六 芦刈山
- 七 伯牙山
- 八 孟宗山
- 九 山伏山
- 十 占出山
- 十一 保昌山
- 十二 郭巨山
- 以上
- 上ノ山鬪取り同時ニ執行セラル

七月十七日巡行当日本年八午前五時頃ヨリ大雨降りニテ出発

当時雨止マズ先頭長刀鉾へ談合致し八時出発ノ処九

時迄見合シ九時未ダ雨止マサレドモ出発ス十時二十分四

条通り先頭高倉ヨリ順次相揃ヒ巡行ス

巡行順左ニ

長刀鉾

白樂天山

太子山

木賊刈山

函谷鉾

油天神山

霰天神山

芦刈山

鶏鉾

伯牙山

孟宗山

山伏山

月鉾

占出山

保昌山

郭巨山

放下鉾

岩戸山

船鉾

右

先頭長刀鉾十一時五十分寺町松原南ニテ当年雨降りノ為メ角廻シ

日間入り十二時後ニ相成候順次松原通りヨリ新町ヲ北へ帰

町長刀 函谷 鶏鉾ハ二時四條新町ニ帰町ス

月鉾ハ三時五十分頃外放下 岩戸 船 四時過ぎ各帰

町ス

毎年松原通り新町通りニ神事前

ニ道路止ノ砂利石ヲ撒布アリ鉾車ノ

破損甚ダ敷又曳クニ手数手間所^マ候ニ附

当番町八例年五月以前二市ノ土木課へ

其理由書差出ス事

寺町通りハ神事後撤布スル由

室町通り四条上ノ電話線ハ十三年度神事迄

ニハ地中線ニ変更セラレル由ニ候へ共万一出来

ザル時ニハ神事当月調査相成りて切断願書

差出シ氏成度候也

車掛式曳初式ニ町中及鉾曳廻り

道路上の電線一時切断願書電灯会社

等へ差出シセラレル時ニ其当日ノ時間ヲ記載

シ置クト相違イナリ切断ニ来ル時間記載ナキ

為メ其町々ヨリ請求セネバ成ラヌ事有之候

其辺御注意相成度候

請求書

一金參百円也

但シ京都市指令第二一四二号ニ対スル

補助金

右御下附相成度請求候也

大正 年 月 日

区 町 地

京都市長

馬淵銳太郎殿

領収書

一金參百円也

但シ京都市指令第二一四二号ニ対スル

補助金

右御下附相成正ニ領収候也

大正 年 月 日

京都市収入役

五島藤一殿

請求案

鉾補助金ニ付条件

一 補助金ハ其町ニ於テ管理セル鉾ノ修膳^{ママ}

費ニ充ツル外他ノ費途ニ支出スル事ヲ得ズ

二 補助金ヲ支出セム^{ママ}トスルトキハ其費途ノ明

細書ヲ提出シ予メ市長ノ承認ヲ受クル事

ヲ要ス

三 補助金ノ交附ヲ受クル者ハ其ノ管理方法

ヲ定メ予メ市長ノ承認ヲ經^{ママ}クベシ

四 補助金ヨリ生ズル利子ハ之ヲ元本ニ繰入レ蓄積スベシ

五 鉾修膳^{ママ}ヲ為シタルトキハ其旨市長ニ申出之

ガ検査ヲ受ルコトヲ要ス

六 交附ヲ受ケタル補助金ヲ收支ハ之ヲ帳簿ニ

記載シ毎年十二月末日現在ヲ翌月十日迄ニ

市長ニ報告スベシ

六 市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ吏員ヲ派

遣シ会計検査ヲ為サシムルコトアルベシ

七 補助金ノ交附ヲ受ケタル者本条件ニ違

反シタルトキハ市長ハ補助金ノ返還ヲ命スル

コトアルベシ

八 銚町代表者ノ異動アリタルトキハ前任者

及後任者連署ノ上直チニ市長ニ届出ベシ

大正十二年七月 日 京都市令第 号ヲ以テ

右条件ノ下ニ銚補助金參百円御交附

相成候ニ就テハ其条件確ニ遵守致ス可ク御

請候也

大正 年 月 日

京都市長馬淵銳太郎殿

当番町順

清々講社へ通知ス

大正十三年度

函谷銚町

大正十四年度

長刀銚町

大正十五年度

岩戸山町

大正十六年度

袋屋町

大正十七年度

月銚町

大正十八年度

北観音山町

大正十九年度

南観音山町

大正二十年度 小結棚町

大正二十一年度 鷄銚町

昭和八年度 函谷銚町

九年度 長刀銚町

十年度 岩戸山町

十一年度 船銚町

十二年度 月銚町

大正十三年七月祭事記

銚当番 函谷銚町

十合徳太郎

山当番 木賊山町

山田寅吉

鯉山町

湯浅寿太郎

御願

毎年七月八ノ阪神社私祭執行相成候就而者

神事以前二道路上へ砂利石撒布相成来り候

誠ニ銚車ノ破損甚敷其上山銚巡行ニ際シ

手数手間取困難致候ニ付左記ノ道筋ニ限り神事

以後ニ撒布相成度此段書面ヲ以御願奉申上候也

道筋四条通新町以東寺町ニ至ル松原通新町

以東寺町二至ル三条通新町以東寺町二至ル
寺町及ヒ新町八三条以南松原二至ル

大正十三年六月九日

山鉾町当番

京都市下京区四条通烏丸西入

函谷鉾町

十合徳太郎

京都市役所

土木課御中

囃子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾町

四条通烏丸西入 函谷鉾町

四条通室町西入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾 小結棚町

新町通綾小路南入 船鉾 袋屋町

新町通高辻北入 岩戸山町

右七月一日ヨリ七月七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山 六角町

新町通蛸薬師南入 南観音山 百足屋町

右七月一日ヨリ七月十日ニ至ル

前書之通祇園会ニ附各町之会所ニ階ニ於テ祇園

囃子ト称シ例年温習仕候尤モ時間ハ右日限申午後
七時ヨリ十一時迄稽古致候間此段御届申上候也

大正十三年六月廿八日

祇園会私祭鉾町総代

京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

十合徳太郎

五条警察署長

警視菅野崑三郎殿

諸車停止願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月十八日及ヒ

廿五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付

山鉾市街道路中央ニ建設候ニ付テハ自然

人民群集雑沓可致候故諸車通行候ニ

附テハ危険不尠候ニ付客年ノ如ク夫々別紙日割

之通諸車通行御停止相成度尤モ人民通行ニ

障害等無之様注意可致候ニ付此段奉願候也

大正十二年六月廿八日

祇園会各山鉾総代

京都市下京区四条通烏丸西入

函谷鉾町

十合徳太郎

五条警察署長

警視菅野崑三郎殿

諸車停止日割

七月九日ヨリ全月十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町 車道北側

全 烏丸西入 函谷鉾町 車道北側

全 新町東入 月鉾町 車道南側

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 小結棚町 放下鉾

全 綾小路南入 袋屋町 船鉾

全 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全月廿五日迄

新町通六角南入 六角町 北観音山

全 蛸薬師南入 百足屋町 南観音山

七月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路烏丸西入 占出山

全 室町西入 霰天神錦 天神山町

烏丸通四条北入 孟宗山 笋町 車道西側

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 伯牙山 矢田町

四条通新町西入 郭巨山町 車道南側

室町通綾小路南入 白楽天町

東洞院通高辻南入 保昌山 燈籠町

右

外二油天神山 芦刈山 太子山 木賊山

右ハ例年鉾当番ヨリ該四本ニ対シ堀川署

へ届出アルガ幸ヒ本年ハ木賊山当番ナレハ

堀川署管轄ノ分四ヶ町ハ山当番ヨリ届出

ノ義ヲ托セリ

祇園会私祭ニ付通行願

七月十日 鉾建

全日午后一時ヨリ全四時迄車掛式挙行

右 長刀鉾ハ居町ヨリ東へ高倉通迄

函谷鉾ハ居町ヨリ西へ新町迄

月鉾ハ居町ヨリ東へ烏丸迄

外 各鉾ハ都テ町ノ名中

七月十五日 曳初

全日午前九時ヨリ午后三時迄

長刀鉾

函谷鉾

月鉾

右ハ四条通柳馬場ヨリ西洞院限り通行候事

鶏鉾 居町中

放下鉾

右ハ新町通り四条ヨリ六角迄

船鉾

(後分記ス
山廿日至廿五日)

岩戸山

右ハ新町通四条南松原迄

外各山ハ該町限

七月十七日 順行当日巡路

山鉾各居町ヨリ四条通りニテ相揃ヒ

東へ寺町通ヲ南松原通ヲ西へ保昌山ハ

東洞院ヲ北へ外各山ハ烏丸通ヲ北へ鉾

及車山ハ新町通ヲ北へ各帰町ス

右全日午前八時ヨリ午后六時迄

全 十八日 南北観音山建

全 廿一日 各山建

全 廿二日 曳初

全日午前九時ヨリ午后三時迄

北観音山

南観音山

右新町通六角ヨリ四条限り通行候事

外各山ハ該町限り

七月廿四日 順行当日巡路

右ハ各居町ヨリ三条通ニテ相揃ヒ東へ寺町

通ヲ南へ四条通ヲ西へ烏丸及新町通りヲ各帰町ス

前記之通り執行致候ニ付此段奉願候也

大正十二年六月廿八日

鉾当番町総代

京都市下京区四条通烏丸西入

函谷鉾町

十合徳太郎

五条警察署長

警視菅野崑三郎殿

此同文ニテ市役所及ヒ

京都電灯へ届出之事

八阪神社祇園会ニ付別紙之通山鉾

通行許可相成候間例年之通電

灯線切断及復旧之義御取斗

被成下度及御依頼候也

大正十三年七月七日

山鉾町総代

京都市下京区四条通烏丸西入

函谷鉾町

十合徳太郎

京都電灯株式会社御中

八阪神社祇園会ニ付別紙之通山鉾

通行許可相成候間例年之通電線

線切断及復旧之義御取斗被成下度
及御依頼候也

大正十三年七月七日

京都市長馬淵銳太郎殿

八阪神社私祭二付来ル廿四日巡行ニ際シ

三条御幸町西入警察電線切断復

旧願之義御取斗相成度此段奉願候也

大正十三年七月 日

祇園会鉾当番

京都市下京区四条通烏丸西入

函谷鉾町

十合徳太郎

五条警察署長

警視菅野崑三郎殿

祇園会私祭二付山鉾順番圖取願

不鬪取 長刀鉾 四条通烏丸東入

全 函谷鉾 全 烏丸西入

全 放下鉾 新町通四条北入

全 岩戸山 全 仏光寺南入

全 船鉾 全 綾小路南入

左記二鉾ハ前后隔年交リ之事

月 鉾 四條通新町東入

鶏 鉾 室町通四条南入

山之分左二

山伏山 室町通蛸薬師南入

伯牙山 綾小路通新町西入

占出山 錦小路通烏丸西入

油天神山 油小路通綾小路南入

木賊刈山 仏光寺通油小路東入

孟宗山 烏丸通四条北入

芦刈山 綾小路通油小路東入

霰天神山 錦小路通新町東入

保昌山 東洞院通高辻南入

郭巨山 四条通新町西入

太子山 油小路通仏光寺南入

白樂天山 室町通綾小路南入

右ハ七月十七日八阪神社私祭二付各町ニ

於テ山鉾差出シ例年之通り道路巡行

仕度候ニ付テハ来ル十五日午前九時

各町代表者出頭可仕候間順番圖

御下附相成度此段奉願候也

大正拾参年六月廿八日

祇園会私祭各町総代

京都市下京区四条通烏丸西入

銚当番 十合徳太郎

全市下京区仏光寺油小路東入木賊刈山町

山当番 山田寅吉

京都市長

馬淵鋭太郎殿

〔欄外〕「契」

京都市指令第一八三八号

下京区四条通烏丸西入函谷銚町

銚当番 十合徳太郎

下京区仏光寺通油小路東入木賊刈山町

山当番 山田寅吉

大正十三年六月廿八日付願八阪神社私祭山銚巡行

ニ付山順番鬪取ノ件来ル七月八日執行候条

同日午前十一時当庁ニ出頭セラルベシ

大正十三年七月五日

京都市長馬淵鋭太郎印

拝啓向暑之候ニ御座候処愈々御清栄

奉賀候陳者八阪神社私祭ニ付例年

之通山銚巡行通路之幅員等実側

致シタルニ敢テ差支之ケ所無之様存候へ共

貴町ニ於テ自然障害之ケ所等

御認メ有之候ハ、無御遠慮御意見ヲ

至急御申越シ相成度左スレハ其旨

交渉可致候先ハ右為念御照会申上候也

大正十三年

六月

山銚当番

函谷銚町

十合徳太郎（印）

長刀銚町御中（印）

鶏銚町御中（印）

月銚町御中（印）

放下銚町御中（印）

船銚町御中（印）

岩戸山町御中（印）

北観音山町御中（印）

南観音山町御中（印）

追而

道路占用願用紙添付致置候間乍御手数

御書入之上御差出シ被下度一纏届出可申候

道路占用願

昨十二年度御届之分為念申入候也

長 巾

長刀鉾 二十間 十八尺

鶏鉾 二十間 二十尺

月鉾 二十間 二十尺

放下鉾 二十間 二十尺

船鉾 二十間 十尺

岩戸山 十八間 十八尺

但し高サハ入り不申候

当番

函谷鉾町

南観音山 十八間 十四尺

北観音山 二十五間 三間半

道路占用願

別紙之通各町義七月九日ヨリ全月十八日

及廿五日迄之間ニ於テ八阪神社私祭執行

山鉾組建道路占有致度候間御許

可相成度奉願上候也

大正十二年六月廿八日

祇園会私祭山鉾町総代

京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

十合徳太郎

京都市長馬淵鋭太郎殿

〔道路占用願用紙省略〕

〔鉾組建之図省略〕

道路占用願 写

長サ 巾

長刀鉾 二十間 十八間

四條通烏丸東入

函谷鉾 二十間 二十尺

四條通烏丸西入

鶏鉾 二十間 十八尺

室町通四條南入

月鉾 二十間 二十尺

四條通室町西入

放下鉾 二十間 二十尺

新町通四條上ル小結棚町

船鉾 二十間 十尺

新町通綾小路下ル袋屋町

岩戸山 十八間 十八尺

新町通仏光寺下ル岩戸山町

北観音山 十六間 十四尺

新町通六角南入六角町

南観音山 十八間 十四尺

新町通錦小路上ル百足屋町

國井藤兵衛

十合徳太郎

河添秀次郎

片山嘉助

村田五兵衛

目片俊三

棚橋弥助

吉田友七

柳井増蔵

占出山	八間	十四尺	高寺	二十四尺
錦小路通室町東入			富田弥三郎	
孟宗山	七間	十尺	十八尺	
烏丸通錦小路下ル笋町			田中忠太郎	
霰天神山	八間	十四尺	廿二尺	
錦小路通室町西入			平井新兵衛	
山伏山	八間	九尺	二十三尺	
室町通蛸薬師南入			野田常七	
郭巨山	八間五分	十二尺	二十五尺	
四条通新町西入			田中文治郎	
伯牙山	六間	十二尺五寸	十五尺	
綾小路通新町西入矢田町			中村藤三郎	
油天神山	六間	九尺	二十二尺	
油小路綾小路南入			岸田平助	
太子山	四間	十二尺	二十五尺	
油小路仏光寺下ル			徳永崑三郎	
芦刈山	八間	十四尺	二十二尺	
綾小路通油小路東入			伊藤宗七	
木賊山	七間	十六尺	十八尺	
仏光寺通西洞院西入			山田寅吉	
白樂天山	八間	十四尺	二十二尺	
室町通佛光寺上ル			小杵善太郎	
保昌山	六間四尺	九尺	二十四尺	
東洞院通松原上ル燈籠町			森治三郎	

橋弁慶山	四間五分	九尺一寸	二間五分
八幡山	七間	二間	三間
行者山	四間六部	一間五尺一寸	第三九九番地
鈴鹿山	四間五分	二間	第三五八番地
常明山	五間	十尺	第十八尺
鯉山	五間	十二尺	第四四〇番地
黒主山	五間三尺	九寸	第四九〇番地
道路占用願ニ関シ山鉾御組立			
之場所番地御申聞被下度願上候			
長刀鉾	式拾六番地	印	
月鉾	五十七番地	印	
鶏鉾	四百八拾八番地	印	
放下鉾	四百参十式番地	印	
船鉾	三百九十一番地	印	
岩戸山	四百式拾番地	印	
南観音山	三百八十八番地	印	

北観音山 三百五十八番地（印）

函谷鉾町

拝啓例年之通

来ル 七日 午前中 前之分

十四日 午前中 後之分

補助費御渡申上候間乍御手数数右

鉾御町御通知被下度此段御依願申上候也

八阪神社清々講幹事

大正十三年七月三日

右之趣御伝達申上候也

当番 函谷鉾町

長刀鉾町（印）

月 鉾町（印）

鶏 鉾町（印）

放下鉾町（印）

船 鉾町（印）

岩戸山町（印）

北観音山町（印）

南観音山町（印）

御中

拝啓道筋ニ付事故之場所松原東洞院

角（柴田嘉三郎氏）建築板囲ニ付一昨一日検分ニ

参り建築主へ交渉致候処来る十五日ニ当鉾

幅ヲ見ニ参り全日引込事を約し申候間十五日ニ

通行致せる様ニ為致候間御懸念之御町も

有之哉ト被存候右ニ付御安心被下度為念申入候也

七月三日

当番

函谷鉾町

併し他ニ御心当之者有之候へ者

御心添被下度願上候也

拝啓毎度御世話様に相成り難有御礼申上候鉾順行

道路取調仕候処松原東洞院柴田様之板囲ニ就てハ

既に御交渉済にて十五日取除之手順御運び被下候事

ニ付御構ニ候へ共左四箇所御改修方御尽力被下度候

第一、寺町松原北入東側川瀬商店様前ノ電話柱ノ為例

年道路幅狭ク困入り候間東へ杓尺以上傾斜願

度事

第二、松原通室町西入南側之電柱壱本既設ノモノ從來

南へ傾斜シアリタルモ尚例年之通行困難ニ候処

本年七月^八日ノ両日ニ同所ニ於テ新調電柱ヲ

埋立替セラレ候処以前ニ変リ直立シアリ之ガ為メ

通行出来難ク依テ現状ノ俣上部ニテ南へ

式尺以上傾斜セラル、様御取斗願度事

第三、松原諏訪町角ニ立替セラレ候電柱道路ノ中央之寄り

上部ニテ北へ傾キツ、アリ少シク南へヨセテ上部ニテ

南へ傾ク様御取斗願度事

右御取斗方宜シク御依願申上候也

大正十三年七月九日

放下鋒町行事

村田五兵衛(印)

当番

函谷鋒町御中

本日市役所ニ於テ山鬮取執行ニ付立会

之為参加致候順番左之通

長刀鋒

一 太子山

二 芦刈山

三 霰天神山

函谷鋒

四 保昌山

五 木賊山

六 占出山

月鋒

七 孟宗山

八 山伏山

九 郭巨山

鷄鋒

十 伯牙山

十一 白楽天山

十二 油天神山

放下鋒

岩戸山

船鋒

以上

右之通御通知申上候也

大正十三年七月八日

当番

函谷鋒町

道路占用之義ニ付本年ヨリ地理課ニ長新任ニ付

如何ナル物ヲ建設スルカ図面ヲ差出セトノ事ニ付兎モ角図面ヲ

提出シタル処本年ハ許可済トナリ

然ルニ地理課ヨリ来町アリ誠ニ相互手数ニアレハ從

来各町ヨリ取纏メ出願ニ相成タルヲ十四年度ヨリ雛形

ノ如ク手續キニテ鋒当番ニ於テ各町ノ分ヲ

一列ニ記載ノ上別紙ノ図面二葉ヲ添付シ届出

ラレタシト無左テハ各自ニ於テ何種ニモ認メ方アリ

夫カ為メ鋒当番総代一判ニテ届出アリタシト申

居ラレタリ

右七月一日ヨリ七月七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山町

全 蛸薬師南入 南観音山町

右七月一日ヨリ七月十日ニ至ル

前記ノ通祇園会ニ付各町ノ会所ニ階ニ

於テ祇園囃子例年ノ通稽古温習仕候時間ハ

午後七時ヨリ全十一時迄

右及御届候也

祇園会私祭鉾町総代

京都市下京区四条通烏丸東入

長刀鉾町

大正十四年六月廿八日 瀬川清之助

五条警察署長

藤原佐々重殿

御願

毎年七月八阪神社私祭執行相成候ニ付

神事以前ニ道路上ニ砂利石撒布相成候テハ

鉾車ノ破損甚敷且山鉾巡行ニ際シ困

難致候ニ付左記道筋ニ限り神事以後ニ撒布

相成候様御取斗相成度右及御願候也

道筋 四条通新町以東寺町ニ至ル松原通

新町以東寺町ニ至ル三条通新町以

東寺町ニ至ル寺町及新町通三条以

南松原ニ至ル間

大正十四年六月 日

祇園会私祭山鉾町

総代当番

長刀鉾町

瀬川清之助

京都市役所

土木課御中

拝啓例年之通清々講社補助金

左記之日時清々館ニ於テ被渡候ニ付

同日御出館相成度此段御通知

申上候也

来る七日 午前中 前祭ノ分

十四日 ヶ 後祭ノ分

大正十四年七月 日

当番

長刀鉾町

諸車停止願

別紙ノ通各町義七月九日ヨリ全月十八日及廿五日

迄ノ間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市

街道路中央ニ建設候ニ付テハ自然群集雜

沓可致候ニ付テハ諸車通行危険不尠候依テ
例年ノ通別紙日割ノ通諸車通行御停

止相成度及御願候也

大正十四年七月六日

祇園会私祭各山鉾町総代

京都市四条通烏丸東入

長刀鉾町 瀬川清之助

五条警察署長

藤原佐々重殿

諸車停止日割

七月九日ヨリ全月十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾町 車道北側

全 烏丸西入 函谷鉾町 全

全 室町西入 月鉾町 車道南側

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 小結棚町(放下鉾)

全 綾小路南入 袋屋町(船鉾)

全 高辻北入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全月廿五日迄

新町通六角南入 六角町(北観音山)

全 蛸薬師南入 百足屋町(南観音山)

七月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路烏丸西入 占出山町

全 室町西入 錦天神山町(霰天神山)

烏丸通四条北入 笋町(孟宗山) 車道西側

室町通錦小路北入 山伏山町

綾小路通新町西入 矢田町(伯牙山)

四条通新町西入 郭巨山町 車道南側

室町通綾小路南入 白楽天町

東洞院通高辻南入 燈籠町(保昌山)

七月廿日ヨリ全月廿五日迄

蛸薬師通烏丸西入 橋弁慶山町

室町通蛸薬師北入 鯉山町

室町通六角北入 黒主山町

全 三条北入 行者山

新町通三条南入 八幡山町

烏丸東三条北入 鈴鹿山町 車道東側

六角通烏丸西入 常明山町

外ニ油天神山、芦刈山、太子山、木賊刈山、

ノ分ハ山当番芦刈山町ヨリ堀川署ニ

届出アリ

祇園会私祭通行願

七月十日 鉾建

全日午後一時ヨリ全五時迄車掛式挙行

長刀鉾八居町ヨリ東へ高倉迄

函谷鉾全 西へ新町迄

月 鉾全 東へ烏丸迄

外各鉾ハ総テ居町中

七月十五日 曳初執行

全日午前九時ヨリ午後三時迄

長刀鉾居町ヨリ柳馬場迄

函谷鉾、月鉾マツ 四条通烏丸西洞院間

鶏鉾 居町中

船鉾、岩戸山、新町通四条、松原間

放下鉾 全 四条、六角間

各山ハ居町中

七月十七日 順行当日

山鉾各町ヨリ四条通ニ集列東へ寺町通ヲ

南へ松原通ヲ西へ（保昌山ハ居町へ）他各山ハ烏丸

通ヲ北へ帰町、鉾及車山ハ新町通ヲ北へ帰町

七月十八日 南北観音山建

全廿二日 各山 曳初式執行

全日午前九時ヨリ午後三時迄

南北観音山 新町通六角四条間

各山ハ居町中

七月廿四日 順行当日

各山三条通ニ集列東へ寺町通ヲ南へ四条通

ヲ西へ烏丸通及新町通ヲ各帰町ス

右記ノ通順行致候ニ付此段願上候也

大正十四年七月 日

祇園会山鉾町総代

京都市四条通烏丸東入

長刀鉾町 瀬川清之助

五条警察署長

藤原佐々重殿

同文

市役所二届出ノ事

京都電灯会社ニ通知ノ事

御願

八阪神社祇園会ニ付左記警察電線

切断復旧之義御取斗相成度及御願候也

七月十日、七月十五日、七月十七日、七月廿四日（通行中）

右四条通高倉西入ニアル線

七月廿四日（通行中）

右三条通御幸町西入ニアル線

祇園会山祭鉾町総代

京都市四条通烏丸東入

長刀鉾町 瀬川清之助

大正十四年七月 日

五条警察署長

藤原佐々重殿

御依頼書

八阪神社祇園会ニ付別記之通当日電
灯線切断及復旧之義御取斗相成度
此段及御依頼候也

大正十四年七月七日

祇園会山祭鉾町総代

京都市四条通烏丸東入

長刀鉾町 瀬川清之助

京都電灯会社御中

御願

八阪神社祇園会ニ付別記之通当日電線切
断及復旧之義御取斗相成度及御願候也

大正十四年七月七日

祇園会山祭鉾町総代

京都市四条通烏丸東入

長刀鉾町 瀬川清之助

京都市長

安田耕之助殿

〔欄外〕「控」

祇園会私祭ニ付山鉾順番鬮取願

不鬮取 長刀鉾 四条通烏丸東入

同 函谷鉾 同 西入

同 放下鉾 新町通四条北入

同 岩戸山 同 仏光寺南入

同 船鉾 同 北入

左記ニ鉾ハ前后隔年交リノ事

月鉾 四条通室町西入

鶏鉾 室町通四条南入

鬮取ノ分左記

山伏山 室町通蛸薬師南入

伯牙山 綾小路通新町西入

占出山 錦小路通烏丸西入

油天神山 油小路通綾小路南入

木賊刈山 仏光寺通油小路東入

孟宗山 烏丸通四条北入

芦刈山 綾小路通油小路東入

保昌山 東洞院通高辻南入

郭巨山 四条通新町西入

太子山 油小路通仏光寺南入

白樂天山 室町通綾小路南入

霰天神山 錦小路通新町東入

右ハ七月十七日

不鬪取 橋弁慶山 蛸薬師通烏丸西入

鬪取ノ分左記

八幡山 新町通三条南入

行者山 室町通三条北入

鈴鹿山 烏丸通三条北入

常明山 六角通烏丸西入

鯉山 室町通六角南入

黒主山 室町通六角北入

右ハ七月廿四日

八坂神社私祭ニ付各町ニ於テ山鉾差出シ

例年ノ通道路巡行仕度候ニ付テハ来ル七月

十五日午前九時代表者出頭可仕候間順番

鬪取御下附相成度此段願上候也

大正拾四年七月 日

祇園会私祭各町総代

京都市四条通烏丸東入長刀鉾町

鉾当番 瀬川清之助

京都市綾小路通油小路東入

芦刈山町

山当番

京都市蛸薬師通烏丸東入

橋弁慶山町

山当番

京都市長

安田耕之助殿

京都市指令庶第一五六四号

京都市下京区四条通烏丸東入

鉾当番 瀬川清之助

京都市下京区綾小路通油小路東入

山当番 三浦秀造

大正十四年六月二十九日附願八坂神社私祭

祇園会山鉾巡行ニ付其ノ順番鬪取ノ件

来ル七月十五日執行候条同日午前十時本市

公会堂東館ニ出頭セラルヘシ

大正十四年七月十一日

京都市長安田耕之助(印)

一、本日市役所ニ於テ山鬪取執行ニ付

立会ノ為参加致候就テハ山鉾巡行

順番左ノ通御通知申上候

長刀鉾

(一) 油天神山

- (二) 木賊刈山
- (三) 郭巨山

函谷鉾

- (四) 芦刈山
- (五) 白樂天山
- (六) 太子山

鷄鉾

- (七) 伯牙山
- (八) 霰天神山
- (九) 保昌山

月鉾

- (十) 孟宗山
- (十一) 山伏山
- (十二) 占出山

放下鉾

岩戸山

船鉾

以上

大正十四年七月十五日

当番

長刀鉾町

各鉾山町御中

(印) (印) (印) (印) (印) (印)

山当番芦刈山御中 (印)

道路占用願

- 一、占用場所別紙ノ箇所
- 一、占用間数別紙ノ通
- 一、占用期間 (一) 自七月九日至十八日
- (二) 自七月十三日至十八日
- (三) 自七月十七日至廿五日
- (四) 自七月廿日至廿五日

一、占用目的八阪神社祭礼執行ニ付山鉾建設ノ為

右占用許可相成度図面相添へ此段及御願候也

大正十四年七月六日

京都市四條通烏丸東入長刀鉾町

山鉾町総代 瀬川清之助

京都市長

安田耕之助殿

仕様書

- 一、鉾、木材ヲ以テ組立テ繩ヲ以テ嚴重
- ニ卷キ上ゲ裝飾ノ上車ヲ附シ廻リニ

柵ヲナス

二 山、同様ナルモ大部ハ車ヲ附セズ

〔図面省略〕

〔図面省略〕

占用 場所 占用間数

(1) 四条通烏丸東入長刀鉾町二六番地

全 西入函谷鉾町八九

全 室町通西入月鉾町五七

室町通四条南入鶏鉾町四八八

新町通四条北入小結棚町四三二

全 綾小路南入袋屋町三九一

全 高辻北入岩戸山町四二〇

(2) 錦小路通烏丸西入占出山町三〇九

烏丸通四条北入筭町 六八六

錦小路通室町西入天神山町三八四

室町通錦小路北入山伏山町五五〇

四条通新町西入郭巨山町 二二二

綾小路通新町西入矢田町 二〇

油小路通綾小路南入油天神山町一三六

油小路通仏光寺南入太子山町三四〇

綾小路通油小路東入芦刈山町一二四

室町通綾小路南入白楽天山町五二一

長式〇間 巾老八尺

長式〇間 巾式〇尺

長式〇間 巾式〇尺

長二〇間 巾二〇尺

長二〇間 巾一八尺

長二〇間 巾一〇尺

長一八間 巾一八尺

長八間 巾一四尺

長七間 巾一〇尺

長八間 巾一四尺

長八間 巾九尺

長八間半 巾一二尺

長六間 巾一二尺

長六間 巾九尺

長四間 巾一二尺

長八間 巾一四尺

長八間 巾一四尺

東洞院通松原北入燈籠町五七五 長六間半 巾九尺

仏光寺通西洞院西入木賊刈山町二八〇 長七間 巾一八尺

(3) 新町通六角南入六角町三五八 長一六間 巾一四尺

全 蛸薬師南入百足屋町三八八 長一八間 巾一四尺

(4) 蛸薬師通り烏丸西入橋弁慶山町二二七 長四間半 巾九尺

新町通六角北入八幡山町三九九 長七間 巾一二尺

室町通三条北入行者山町三五八 長四間半 巾一一尺

全 六角北入黒主山町四九〇 長五間半 巾九尺

全 六角南入鯉山町五二二 長五間 巾一二尺

烏丸通三条北入鈴鹿山町六〇三 長四間半 巾一二尺

六角通烏丸西入常明山町一五二 長五間 巾一〇尺

〔綴込〕

京都市指令材第一七一号 八坂神社私祭山鉾町

総代瀬川清之助

一、占用場所 京都市下京区四条通烏丸東入

長刀鉾町外二十七ヶ所

一、占用間数 長 間 分巾溝共

一、占用目的 八坂神社私祭礼執行ニ付山鉾建設為

一、占用期間 自大正一四年七月九日 至大正一四年八月二十五日

右道路占用ノ件道路法ニ基キ裏面ノ

条件ヲ附シ許可ス

大正一四年七月八日 京都市長(印)

条件

一、 占用権ハ担保貸付ニ供シ又ハ他ニ移スコトヲ得ス

一、 京都市ニ於テ必要アリト認ムルトキハ随時無償ニテ構造ノ変更ヲ命シ若クハ占用ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

但シ本項処分ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ占用人ノ都合ニ依リ占用ヲ止メタルトキハ既納ノ料金ハ還付セザルモノトス

一、 前項処分ニヨリ指定ノ期間内ニ構造物ノ変更又ハ撤却ヲナサザルトキハ当所ニ於テ之レヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ代テ之レヲ為サシメ其費用ハ占用人ヨリ徴収ス

一、 外部ヨリ見得ベキ場所ニ占用間数、期間、許可年月日及占用者氏名ヲ掲記スベシ

但シ本許可書ヲ以テ之レニ代掲示スルモ差支ナシ

八坂神社私祭礼ノ山鉾建設場所

(1) 一、 四条通烏丸東入長刀鉾町二六番地先

中長 二〇R

一、 四条通烏丸西入函谷鉾町八九

二〇〇

至自 至自 至自
七七 七七 七七
一八 一八 一八

一、 四条通室町西入月鉾町五七

二〇〇

一、 室町通四条下ル鶏鉾町四八八

二八〇

一、 新町通四条上ル小結棚町四三二

二九〇

一、 新町通綾小路下ル袋屋町三九一

二〇〇

一、 新町通仏光寺下ル岩戸山四二〇

二八九

(2) 一、 錦小路通室町東入占出山町三〇九

二八

一、 烏丸通錦小路下ル筭町六八六

一七〇

至自 至自
七七 七七
一八 一八

一、 錦小路通室町西入錦天神三八四

一八四

一、 室町通錦小路上ル山伏山町五五〇

八九

一、 四条通新町西入郭巨山町二二

二八二

一、 綾小路通新町西入矢田町二〇

二六二

一、 油小路通綾小路下ル油天神山町一三六

九六

一、 油小路通仏光寺下ル太子山町三四〇

二四二

一、 綾小路通油小路東入芦荻山町一二四

一八四

一、 仏光寺通西洞院西入木賊荻山町二八〇

一七八

一、 室町通綾小路下ル白楽天山町五二一

一八四

一、 東洞院通松原上ル燈籠町五七五

九六四

(3) 一、 新町通六角下ル六角町三五八

一四六

至自 至自
七七 七七
二五 二五

一、 新町通綾小路上ル百足屋町三八八

一七八

(4) 一、 蛸薬師通り烏丸西入橋弁慶山町二二七

中長 九五

一、 新町通六角上ル八幡山町三九九

一七二

至自
七七
二五

一、 室町通三条上ル行者山町三五八

一四六

一、 烏丸通三条上ル鈴鹿山町六〇三

一四五

一、 六角通烏丸西入常明山町一五二

一五〇

一、 室町通六角下ル鯉山町五二二

一五二

一、 室町通六角上ル黒主山町四九〇

九五三

計式拾七ヶ所

右ノ通諸届手續ヲ了シ

神事諸件無滞相済候ニ付

次年度当番岩戸山町へ御廻

申候也

大正一四年 月 日

当番長刀鉾町

瀬川清之助(印)

大正十五年祭事記

鉾当番 岩戸山町

竹内増蔵

山当番 太子山町

全 常明山町

離子温習届

四条通烏丸東入 長刀鉾

全 烏丸西入 函谷鉾町

全 室町西入 月鉾町

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 放下鉾町

全 綾小路南入 船鉾町

全 仏光寺南入 岩戸山町

右七月一日ヨリ七月七日ニ至ル

新町通六角南入 北観音山町

新町通蛸薬師南入 南観音山町

右七月一日ヨリ十日ニ至ル

前記之通祇園会ニ付各町ノ会所ニ階

ニ於而祇園離子^く倒年ノ通稽古温習

仕候間、時八午后七時ヨリ全十一時迄

右及御届候也

祇園会私祭鉾町総代

京都市新町通仏光寺南入

岩戸山町 竹内増蔵

大正十五年七月六日

五条警察署長

船越憲邦殿

御願

山鉾巡路道筋砂利撒布

之件

市役所へ出頭口頭ヲ以テ

御願申置候

各土木課出張所へ

第一ヨリ二、三、四、五、

壬生川花屋町上ル

問屋町五条下ル 出頭ス

外ハ電話ニテ委シク御願申候

竹内増蔵

拜啓例年之通清々講社補助金

左記之日時清々館ニ於テ被渡候

ニ付同日御出頭相成度此段御通

知申上候也

来ル七月七日午前中

大正十五年七月

当番 岩戸山町

竹内増蔵

諸車停止願

別紙ノ通各町義七月九日ヨリ全十八日及廿五日迄ノ

間ニ於テ八阪神社私祭執行ニ付山鉾市街道

路中央ニ建設候ニ付テハ自然群集雑沓

可致候ニ付テハ諸車通行危険不尠候依而

倒年之通別紙日割通諸車通行御

停止相成度及御願候也

祇園会私祭各山鉾町総代

京都市新町通高辻上ル

岩戸山町 竹内増蔵

諸車停止日割

七月九日ヨリ全月十八日迄

四条通烏丸東入 長刀鉾 車道北側

〃 烏丸西入 函谷鉾町 全

全 室町西入 月鉾町 車道南側

室町通四条南入 鶏鉾町

新町通四条北入 小結棚町(放下鉾町)

全 綾小路南入 船鉾町

全 仏光寺南入 岩戸山町

七月十七日ヨリ全月廿五日迄

新町通六角南入 六角町(北観音山)

全 蛸薬師南入 百足屋町(南観音山)

七月十三日ヨリ全月十八日迄

錦小路烏丸西入 占出山

全 室町西入 錦天神山町

〔欄外〕「一字消加入」

烏丸四条南入 筭町(孟宗山) 車道西側

室町錦小路北入 山伏山町

綾小路新町西入 矢田町(伯牙山)

四条新町西入 郭巨山町(車道南側)

室町通綾小路南入 白楽天町

東洞院通松高辻南入 燈竜町(保昌山)

七月廿日ヨリ全月廿五日迄

蛸薬師烏丸西入 橋弁慶山町

室町通蛸薬師北入 鯉山町

室町通六角北入 黒主山町

全 三条北入 行者山町

新町通三条南入 八幡山町

〔欄外〕「一字消一字加入」

烏丸三条南入^北 鈴鹿山町（車道東側）

六角通烏丸西入 常明山町

外二油天神山、芦刈山、天子山、木賊刈山、

ノ分八山当番太子山町ヨリ堀川署二届出アリ

祇園会私祭通行願

七月十日 鉾建

全日午后一時ヨリ全五時迄車掛式執行

長刀鉾八居町ヨリ東へ高倉迄

函谷鉾 全 西へ新町迄

月鉾 全 東へ烏丸迄

外各鉾ハ総テ居町中

七月十五日 曳初式執行

全日午前九時ヨリ午后三時迄

山鉾各町ヨリ四条通ニ集列東へ寺町通ヲ

南へ松原通ヲ西へ（保昌山ハ居町へ）他各山ハ

烏丸通ヲ北へ帰町鉾及車山ハ新町通

ヲ北へ帰町

七月十八日 南北観音山建

全 廿二日 各山曳初式執行

全日午前九時ヨリ午後三時迄

南北観音山 新町通六角四条間

外各山ハ居町中

七月廿四日 順行当日

各山三条通ニ集列東へ寺町通ヲ南へ四条通

ヲ西へ烏丸通及新町通ヲ帰町ス

右記ノ通順行致候ニ付此段願上候也

大正十五年七月 日

祇園会山鉾町総代

京都市新町通高辻上ル

岩戸山町 竹内増蔵

五条警察署長

船越憲邦殿

同文

市役所ニ届出ノ事

京都電灯会社へ通知ノ事

御願

八阪神社祇園会ニ付左記警察電話線切断

復旧之義御取斗相成度及御願候也

七月十日、七月十五日、七月十七日、七月廿四日、（通行中）

右三条通御幸町西入ニアル線

祇園会山鉾町総代

京都市新町通仏光寺下ル

岩戸山町 竹内増蔵

大正拾五年

七月七日

五条警察署長

船越憲邦殿

御依頼書

八阪神社祇園会ニ付別記ノ通当日電

灯線切断及復旧之義御取斗相成度

此段及御願候也

大正十五年七月 日

祇園会山鉾町総代

京都市新町通高辻上ル

岩戸山町 竹内増蔵

京都電灯株式会社御中

御願

八阪神社祇園会ニ付別記之通当日

電線切断及復旧之義御取斗相成度

及御願候也

祇園会山鉾町総代

京都市新町通高辻上ル

岩戸山町 竹内増蔵

京都市長

安田耕之助殿

祇園会私祭ニ付山鉾順番鬮取願

不鬮取 長刀鉾 四条通烏丸東入

同 函谷鉾 同 西入

同 放下鉾 新町通四条北入

同 岩戸山 同 仏光寺南入

同 船鉾 同 北入

左記ニ鉾ハ前后隔年交リノ事

月 鉾 四条通室町西入

鶏 鉾 室町通四条南入

鬮取ノ分左記

山伏山 室町通蛸薬師南入

伯牙山 綾小路通新町西入

占出山 錦小路烏丸西入

油天神山 油小路通綾小路南入

木賊刈山 仏光寺通油小路東入

孟宗山 烏丸通四条北入

芦刈山 綾小路油小路東入

保昌山 東洞院通高辻南入

郭巨山 四條通新町西入

太子山 油小路仏光寺南入
白樂天山 室町通綾小路南入
霰天神山 錦小路通新町東入

右ハ七月十七日

不鬮取 南観音山 新町通蛸薬師南入

北観音山 同 北入

橋弁慶山 蛸薬師通り烏丸西入

鬮取ノ分左記

八幡山 新町通三条南入

行者山 室町通三条北入

鈴鹿山 烏丸通三条北入

常明山 六角通烏丸西入

鯉山 室町通六角南入

黒主山 全 北入

右七月廿四日

八阪神社私祭ニ付各町ニ於テ山鉾差出シ

倒年ノ通道路巡行仕度候ニ付テハ来ル

七月十五日午前九時代表者出頭可仕

候間順番鬮取御下附相成度此

段願上候也

大正十五年七月七日

祇園会私祭各町総代

京都市新町通仏光寺南入

岩戸山町

鉾当番 竹内増蔵

京都市油小路通仏光寺南入

山当番 森治三郎

京都市六角通烏丸西入骨屋町

山町当番 吉居佐助

京都市長

安田耕之助殿

京都指令庶第一〇一―号

京都市新町通仏光寺南入

鉾当番 竹内増蔵

大正十五年七月七日附八阪神社私祭祇園

会山鉾巡行ニ付山順番鬮取ノ件来ル七月

十五日執行候条午前九時本市公会堂

控所ニ出頭セラルヘシ

大正十五年七月十二日

京都市長安田耕之助(印)

一、本日市役所ニ於テ山鬮取執行ニ付

立会ノ為参加致候就テハ山鉾巡

行順番左之通御通知申上候

長刀鉾

(一) 郭巨山

(二) 芦刈山

(三) 白樂天山

函谷鉾

(四) 伯牙山

(五) 占出山

(六) 保昌山

月鉾

(七) 山伏山

(八) 油天神山

(九) 太子山

鶏鉾

(十) 霰天神山

(十一) 孟宗山

(十二) 木賊刈山

放下鉾

岩戸山

船鉾

以上

大正十五年七月十五日

当番
岩戸山町

各鉾山町御中

山当番太子山町御中

道路占用願

一 占用場所別紙ノ箇所

一 占用間数別紙ノ通

一 占用期間 (一) 自七月九日至十八日

(二) 自七月十三日至十八日

(三) 自七月十七日至廿五日

(四) 自七月廿日至廿四日

一 占用目的八阪神社祭入執行ニ付山鉾建

設ノ為

右占用御許可相成度図面相添へ此

段及御願候也

大正十五年七月 日

祇園会山鉾町総代

京都市新町通高辻上ル

岩戸山町 竹内増蔵

京都市長

安田耕之助殿

仕様書

一 鉾、木材ヲ以テ組立テ繩ヲ以テ嚴

重ニ卷キ上ゲ裝飾ノ上車ヲ附シ

廻リニ柵ヲナス

一 山 同様ナルモ大部ハ車ヲ附セズ

道路占用願

一 占用場所別紙箇所

一 占用間数別紙之通

一 占用期間 (一) 自七月九日至十八日

(二) 自七月十三日至十八日

(三) 自七月十七日至^{二十五}十八日

(四) 自七月廿日至廿五日

一 占用目的八阪神社祭礼執行ニ付山鉾

建設ノ為

右占用御許可相成度図面相添へ此

段及御願候也

大正拾五年七月七日

祇園会山鉾町総代

京都市新町通仏光寺南入

岩戸山町 竹内増藏

京都市長

安田耕之助殿

仕様書

一 鉾木材ヲ以テ組立テ縄ヲ以テ嚴重

ニ卷キ上ゲ裝飾ノ上車ヲ附シ

廻リニ柵ヲナス

一 山 同様ナルモ大部ハ車ヲ附セズ

占用 場所

(1) 四条通烏丸東入長刀鉾町二六番地

全 西入函谷鉾町八九

全 室町西入月鉾町五七

室町通四条南入鶏鉾町四八八

新町通四条北入小結棚町四三式

〔欄外〕「昭和二年

船鉾巾実測

十一尺五寸

長サ十六間

〃 綾小路通南入船鉾町三九一

全 高辻北入岩戸山町四二〇

(2) 錦小路通烏丸西入占出山町三〇九

烏丸通四条北入筭町六八六

〔欄外〕「番地二八四番二

修正スル事」

錦小路室町西入錦天神山町三八四

室町通錦小路北入山伏山町五五〇

〔欄外〕「番地十七番二

修正ノ事」

四条通新町西入郭巨山町二二

〔欄外〕「番地一一六番二

修正スル事」

綾小路通新町西入矢田町二〇

占用間数

長式〇間 巾一八尺

長式〇間 巾二〇尺

長式〇間 巾二〇尺

長式〇間 巾一八尺

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

長一八間 巾一八尺

長八間 巾一四尺

長七間 巾一〇尺

長八間 巾一四尺

同 巾九尺

長八間 巾一四尺

同 巾九尺

同 巾九尺

同 巾九尺

長八間半 巾一尺

長八間半 巾一尺

長六間 巾一尺

長六間 巾一尺

長六間 巾一尺

〔欄外〕「番地五六九番二

修正スル事」

油小路通綾小路南入油天神山町一三六

長六間 巾九尺

〔欄外〕「番地六〇三番二

修正」

油小路仏光寺南入太子山町三四〇

長四間 巾一丈尺

綾小路通油小路東入芦刈山町一二四

長八間 巾一四尺

〔欄外〕「番地五二八番二

修正」

室町通綾小路南入白楽天山町五二一

長八間 巾一四尺

東洞院通松原北入燈籠山町五七五

長六間半 巾九尺

〔欄外〕「番地一八一番二

修正」

仏光寺通西洞院西入木賊山刈町二八〇

長七間 巾一八尺

(3) 新町通六角南入六角町三五八

長一六間 巾一四尺

全 蛸薬師南入百足屋町三八八

長一八間 巾一四尺

蛸薬師通烏丸西入橋弁慶山町二二七

長四間半 巾九尺

新町通六角北入八幡山町三九九

長七間 巾一丈尺

室町通三条北入行者山町三五八

長四間半 巾一尺

全 六角北入黒主山町四九〇

長五間半 巾九

全 六角南入鯉山町五三式

長五間 巾一丈尺

烏丸通三条北入鈴鹿山町六〇三

長四間半 巾一丈尺

六角通烏丸西入常明山町一五式

長五間 巾一〇尺

右之通諸届手續ヲ了シ

神事諸件無障相済ミ候ニ付

明年度当番船鉾町へ御廻

申候也

大正十五年 月 日

当番岩戸山町

竹内増藏(印)

〔裏表紙〕

長刀鉾町 函谷鉾町

月 鉾町 放下鉾町

鶏 鉾町 岩戸山町

船 鉾町 南 観音山町

北 観音山町